

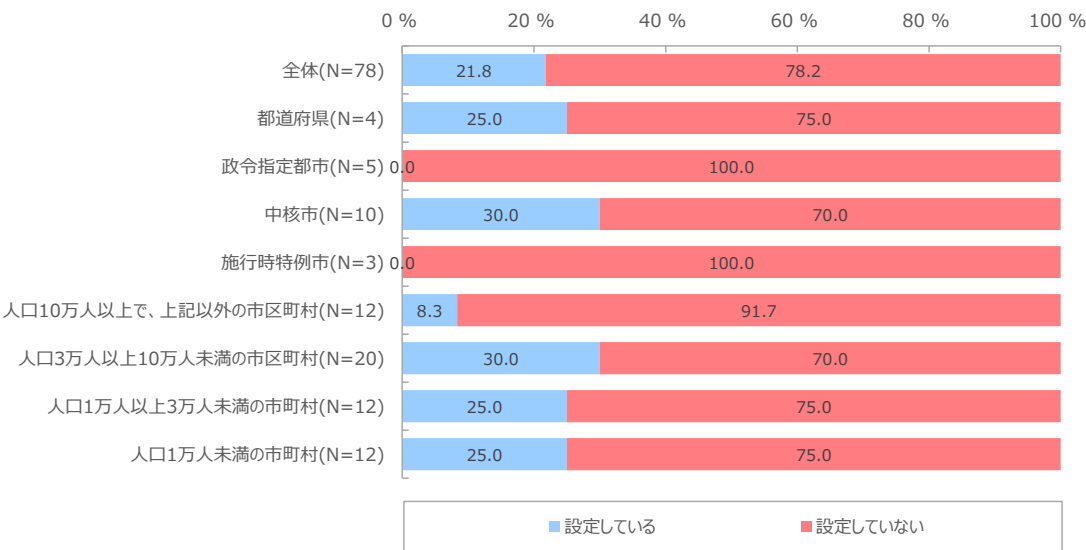
1 1) 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無（部門・分野別）

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 21.8%である。

図表 308 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(1)産業部門【団体区分別】

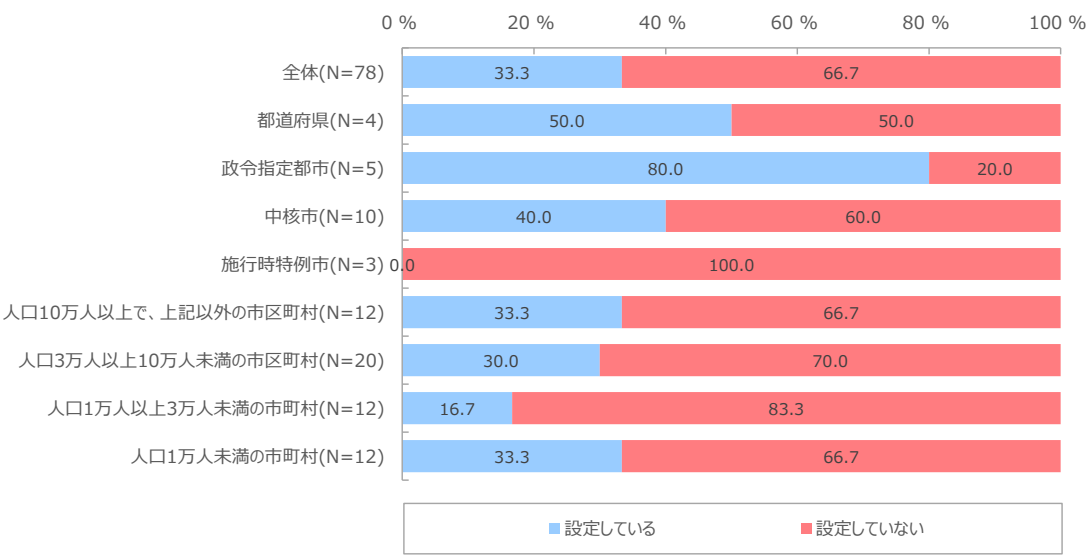


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	17	61	78
	都道府県	1	3	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	3	7	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	11	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	9	12
	人口1万人未満の市町村	3	9	12
比率	全体(N=78)	21.8	78.2	
	都道府県(N=4)	25.0	75.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	30.0	70.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	

ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 33.3%である。

図表 309 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(2) 業務その他部門【団体区分別】

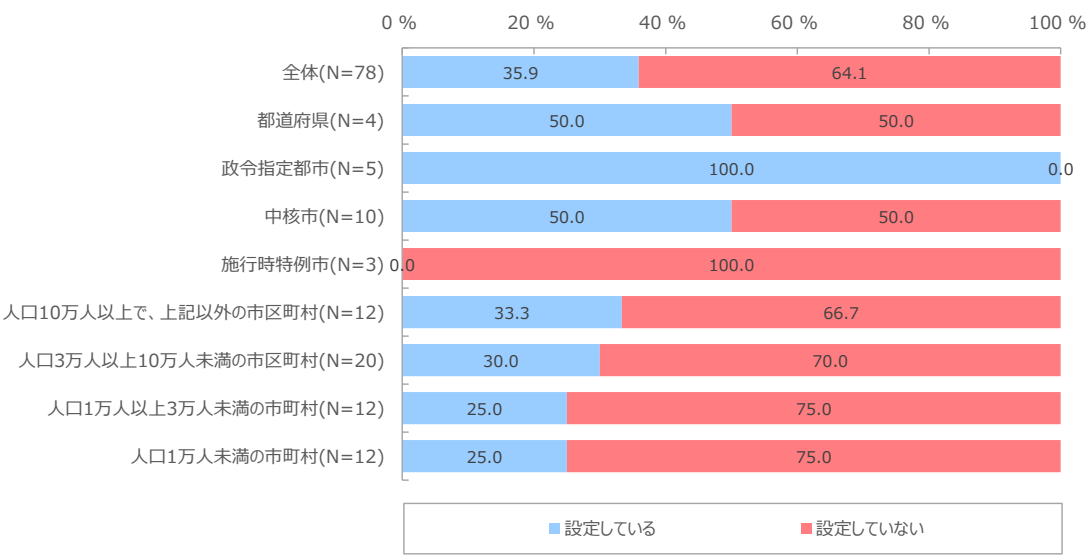


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	26	52	78
	都道府県	2	2	4
	政令指定都市	4	1	5
	中核市	4	6	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	8	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	10	12
	人口1万人未満の市町村	4	8	12
比率	全体(N=78)	33.3	66.7	
	都道府県(N=4)	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=5)	80.0	20.0	
	中核市(N=10)	40.0	60.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	33.3	66.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	33.3	66.7	

iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 35.9%である。

図表 310 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(3)家庭部門【団体区分別】

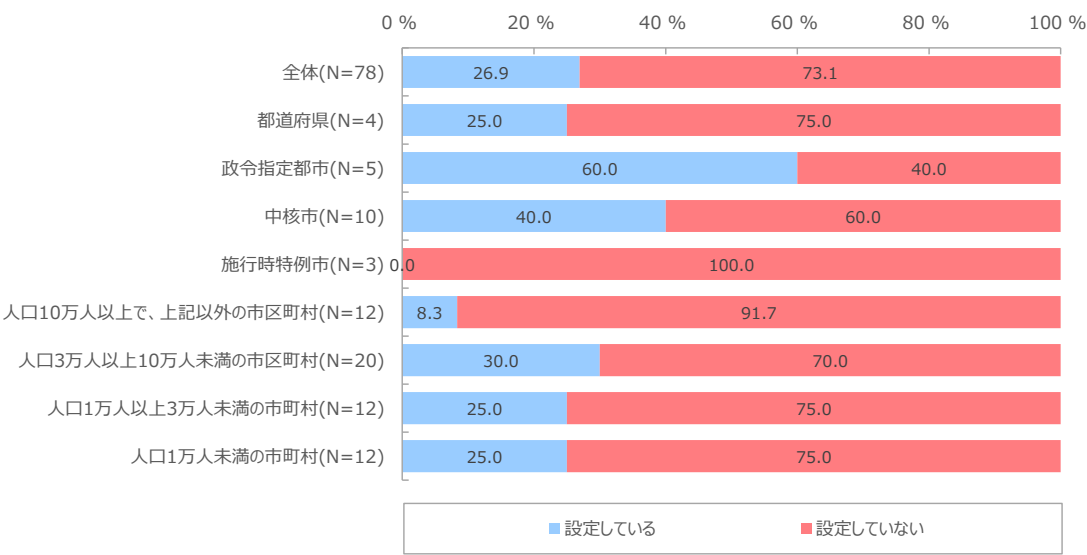


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	28	50	78
	都道府県	2	2	4
	政令指定都市	5	0	5
	中核市	5	5	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	8	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	9	12
比率	全体(N=78)	35.9	64.1	
	都道府県(N=4)	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	
	中核市(N=10)	50.0	50.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	33.3	66.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	

iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 26.9%である。

図表 311 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(4)運輸部門【団体区分別】

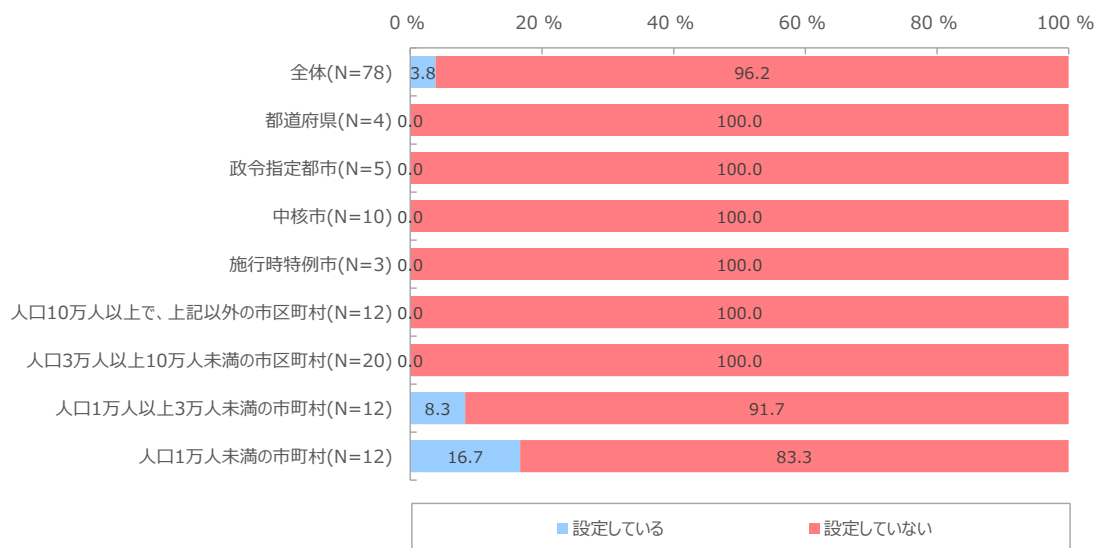


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	21	57	78
	都道府県	1	3	4
	政令指定都市	3	2	5
	中核市	4	6	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	11	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	9	12
比率	人口1万人未満の市町村	3	9	12
	全体(N=78)	26.9	73.1	
	都道府県(N=4)	25.0	75.0	
	政令指定都市(N=5)	60.0	40.0	
	中核市(N=10)	40.0	60.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	

v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 3.8%である。

図表 312 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(5) エネルギー転換部門【団体区分別】



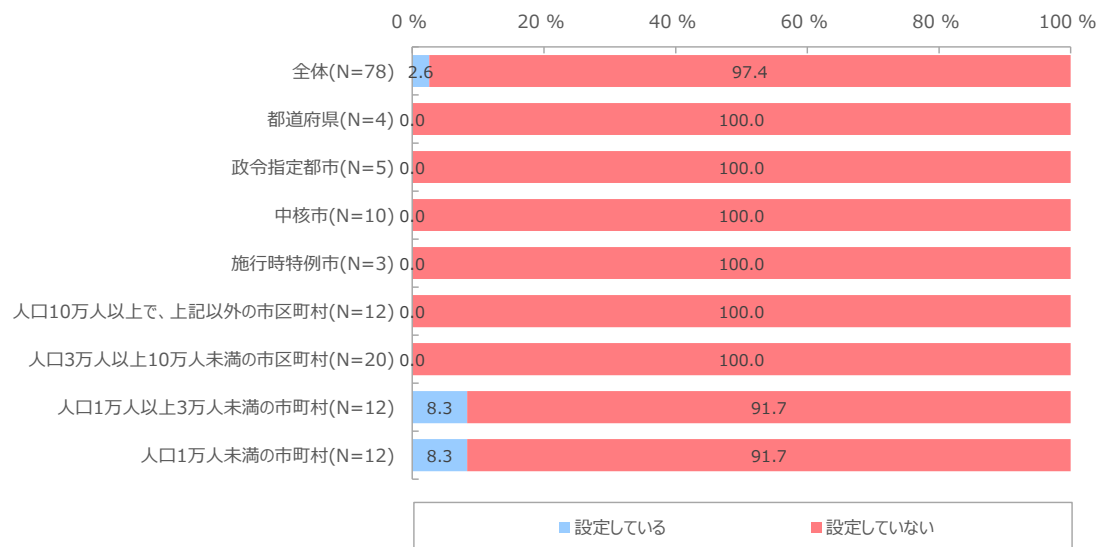
		設定している	設定していない	合計
全体	全体	3	75	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	0	10	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	11	12
	人口1万人未満の市町村	2	10	12
比率	全体(N=78)	3.8	96.2	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 2.6%である。

図表 313 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(6)燃料の燃焼分野【団体区分別】

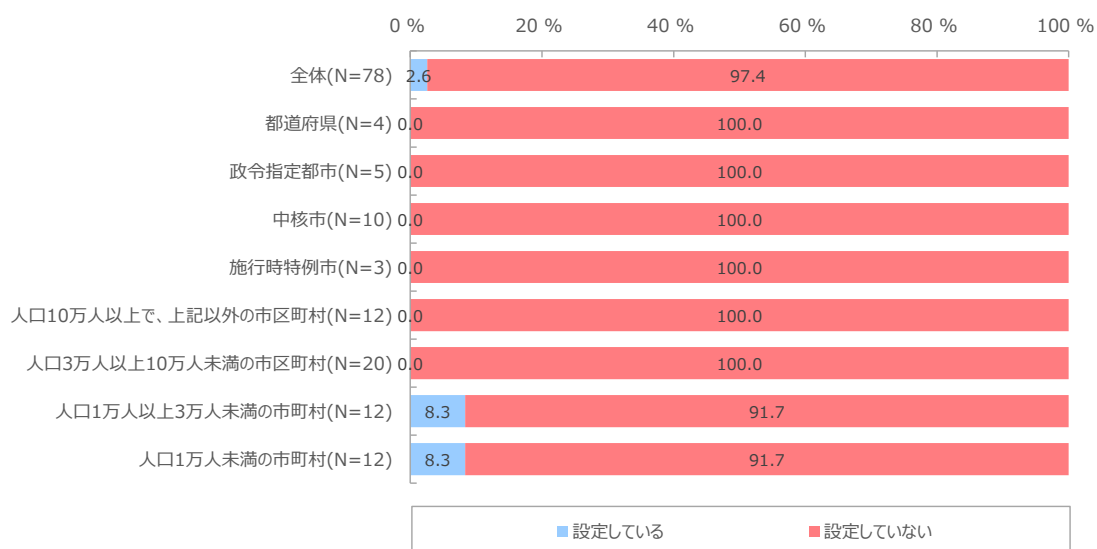


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	2	76	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	0	10	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	11	12
比率	人口1万人未満の市町村	1	11	12
	全体(N=78)	2.6	97.4	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	

ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 2.6%である。

図表 314 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(7)工業プロセス分野【団体区分別】

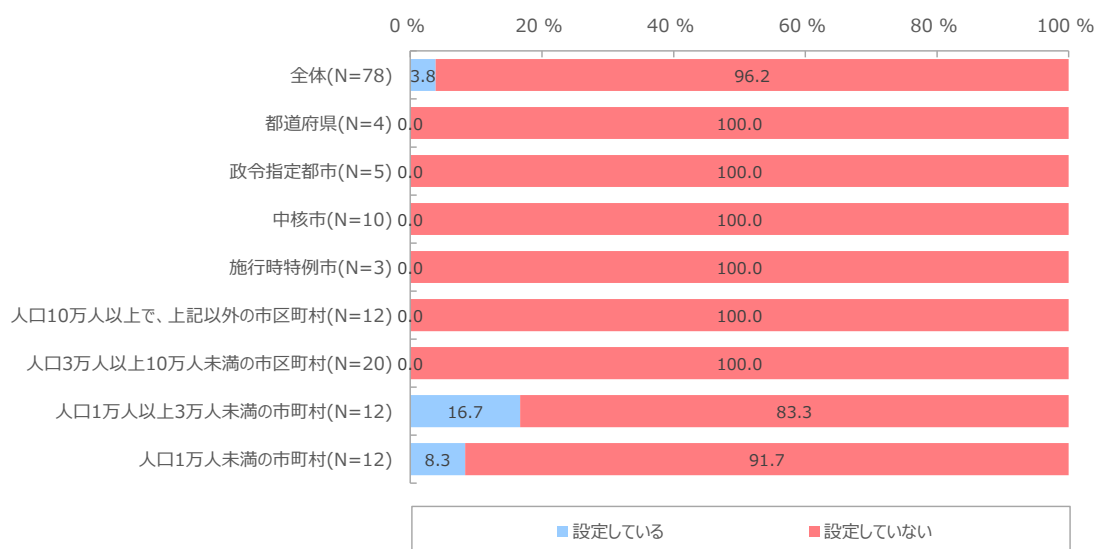


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	2	76	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	0	10	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	11	12
	人口1万人未満の市町村	1	11	12
比率	全体(N=78)	2.6	97.4	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	

iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 3.8%である。

図表 315 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(8)農業分野【団体区分別】

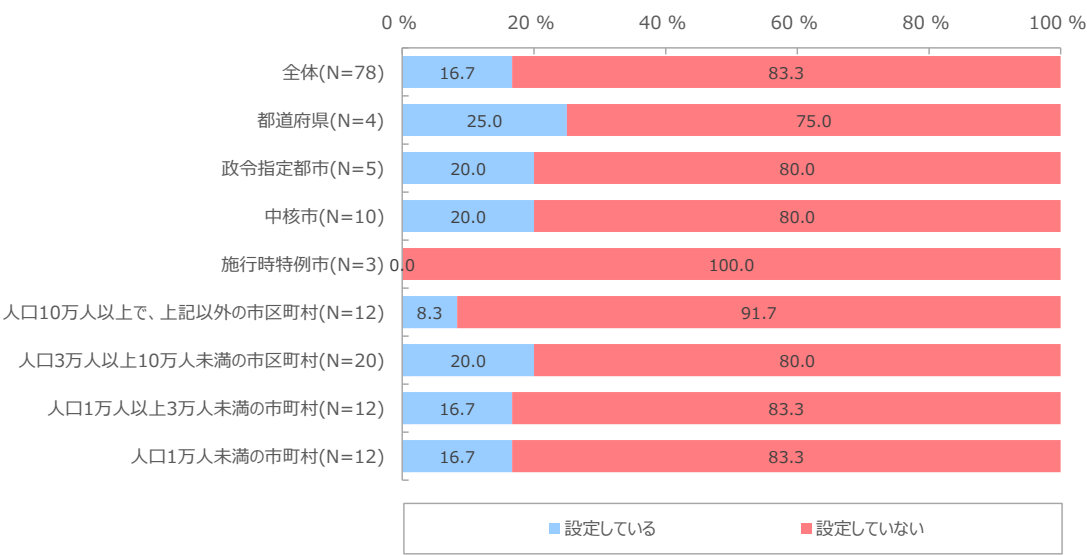


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	3	75	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	0	10	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	10	12
	人口1万人未満の市町村	1	11	12
比率	全体(N=78)	3.8	96.2	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	

iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 16.7%である。

図表 316 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(9)廃棄物分野【団体区分別】

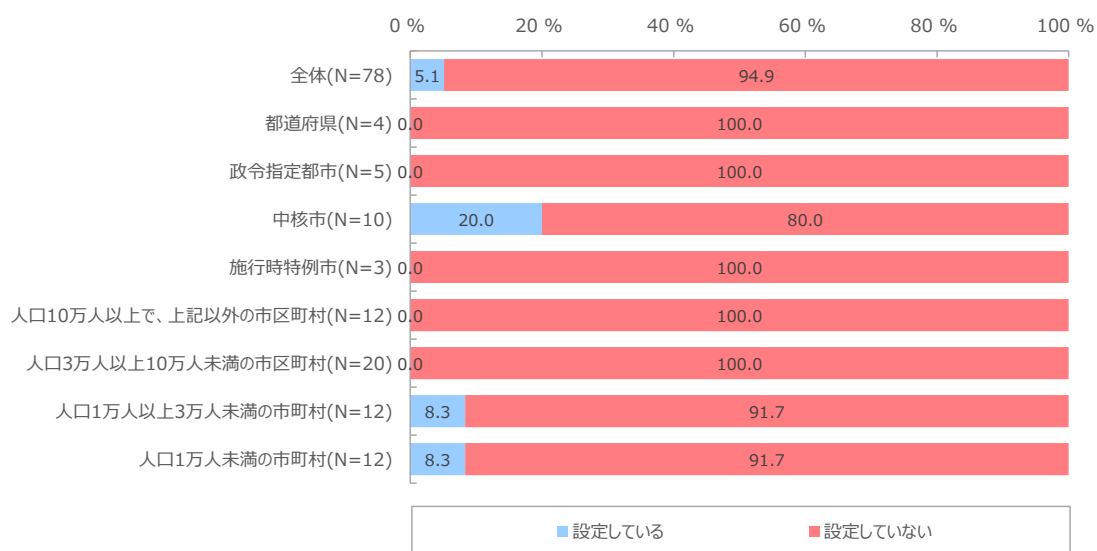


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	13	65	78
	都道府県	1	3	4
	政令指定都市	1	4	5
	中核市	2	8	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	11	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	16	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	10	12
比率	人口1万人未満の市町村	2	10	12
	全体(N=78)	16.7	83.3	
	都道府県(N=4)	25.0	75.0	
	政令指定都市(N=5)	20.0	80.0	
	中核市(N=10)	20.0	80.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	20.0	80.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	

v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の5.1%である。

図表 317 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(10) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】

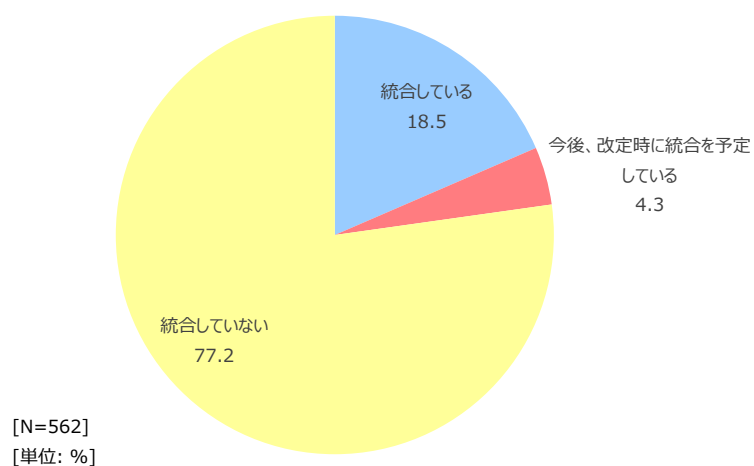


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	4	74	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	2	8	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	11	12
	人口1万人未満の市町村	1	11	12
比率	全体(N=78)	5.1	94.9	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	20.0	80.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	

12) 区域施策編と事務事業編との統合の状況

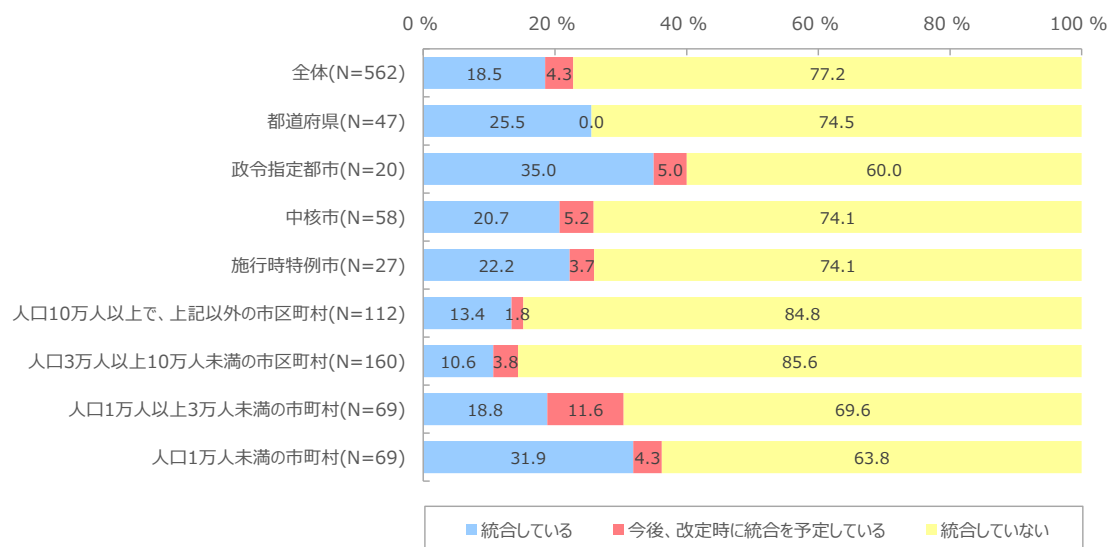
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と事務事業編との統合の状況は、「統合している。」団体が 18.5%、「今後、改定時に統合を予定している。」が 4.3%存在する。

図表 318 区域施策編と事務事業編との統合の状況



地方公共団体の区分別に見ると、区域施策編と事務事業編の統合を図っている団体は、大規模な団体にも小規模な団体にも一定数存在している。

図表 319 区域施策編と事務事業編との統合の状況【団体区分別】

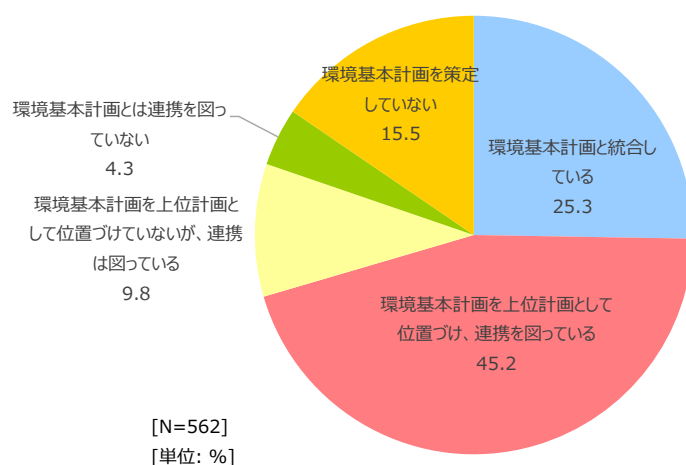


		統合している	今後、改定時に統合を予定している	統合していない	合計
全体	全体	104	24	434	562
	都道府県	12	0	35	47
	政令指定都市	7	1	12	20
	中核市	12	3	43	58
	施行時特例市	6	1	20	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	2	95	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	6	137	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	8	48	69
比率	人口1万人未満の市町村	22	3	44	69
	全体(N=562)	18.5	4.3	77.2	
	都道府県(N=47)	25.5	0.0	74.5	
	政令指定都市(N=20)	35.0	5.0	60.0	
	中核市(N=58)	20.7	5.2	74.1	
	施行時特例市(N=27)	22.2	3.7	74.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	13.4	1.8	84.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	10.6	3.8	85.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	18.8	11.6	69.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	31.9	4.3	63.8	

1 3) 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況

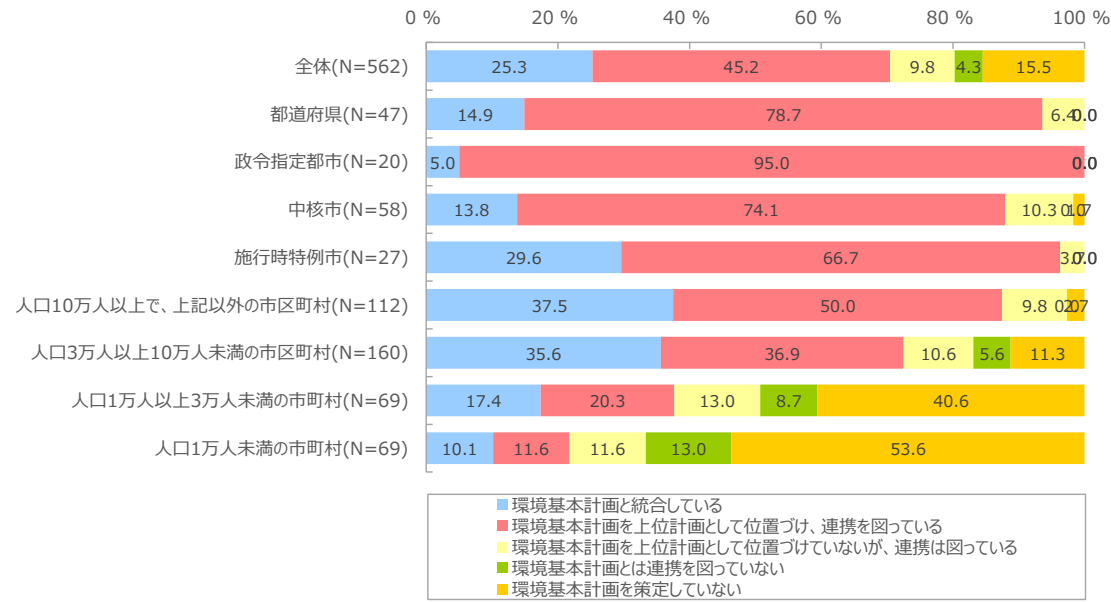
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」(45.2%) が最も多く、「環境基本計画と統合している。」(25.3%) が続く。

図表 320 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や施行時特例市より人口規模の大きい市では「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」の割合が高く、人口規模が小さくなると「環境基本計画と統合している。」の割合が相対的に高くなる。一方、人口3万人未満の市町村では、そもそも「環境基本計画を策定していない」団体が多い。

図表 321 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況
【団体区分別】



		環境基本計画と統合している	環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている	環境基本計画を上位計画として位置づけていないが、連携は図っている	環境基本計画とは連携を図っていない	環境基本計画を策定していない	合計
全体	全体	142	254	55	24	87	562
	都道府県	7	37	3	0	0	47
	政令指定都市	1	19	0	0	0	20
	中核市	8	43	6	0	1	58
	施行時特例市	8	18	1	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	42	56	11	0	3	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	57	59	17	9	18	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	14	9	6	28	69
	人口1万人未満の市町村	7	8	8	9	37	69
比率	全体(N=562)	25.3	45.2	9.8	4.3	15.5	
	都道府県(N=47)	14.9	78.7	6.4	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	13.8	74.1	10.3	0.0	1.7	
	施行時特例市(N=27)	29.6	66.7	3.7	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	37.5	50.0	9.8	0.0	2.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	35.6	36.9	10.6	5.6	11.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	17.4	20.3	13.0	8.7	40.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	10.1	11.6	11.6	13.0	53.6	

1 4）区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

①総合計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と総合計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 80.1%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 322 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

①総合計画【団体区分別】

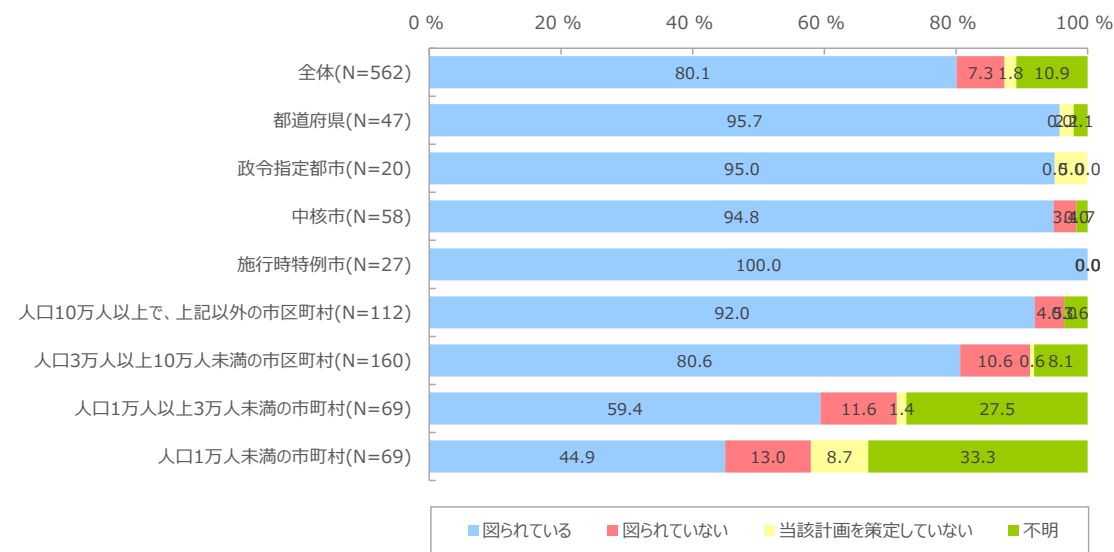


		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	当 該 計 画 を 策 定 し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	450	41	10	61	562
	都道府県	45	0	1	1	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	55	2	0	1	58
	施行時特例市	27	0	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	103	5	0	4	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	129	17	1	13	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	41	8	1	19	69
	人口1万人未満の市町村	31	9	6	23	69
比率	全体(N=562)	80.1	7.3	1.8	10.9	
	都道府県(N=47)	95.7	0.0	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	94.8	3.4	0.0	1.7	
	施行時特例市(N=27)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	92.0	4.5	0.0	3.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	80.6	10.6	0.6	8.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	59.4	11.6	1.4	27.5	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	44.9	13.0	8.7	33.3	

②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の47.1%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 323 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」

【団体区分別】

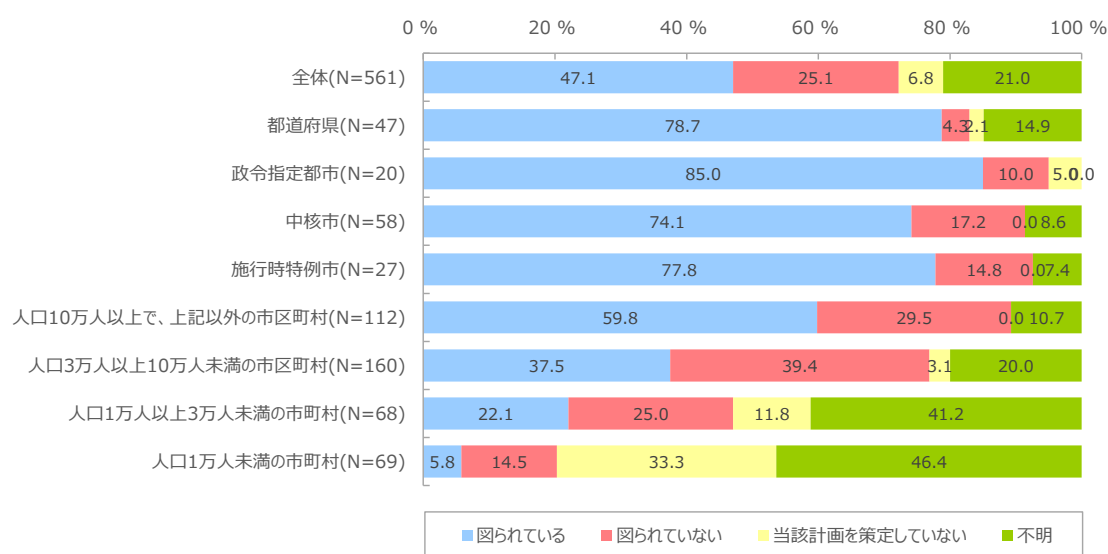


		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	当 該 計 画 を 策 定 し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	264	141	38	118	561
	都道府県	37	2	1	7	47
	政令指定都市	17	2	1	0	20
	中核市	43	10	0	5	58
	施行時特例市	21	4	0	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	67	33	0	12	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	60	63	5	32	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	15	17	8	28	68
	人口1万人未満の市町村	4	10	23	32	69
比率	全体(N=561)	47.1	25.1	6.8	21.0	
	都道府県(N=47)	78.7	4.3	2.1	14.9	
	政令指定都市(N=20)	85.0	10.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	74.1	17.2	0.0	8.6	
	施行時特例市(N=27)	77.8	14.8	0.0	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	59.8	29.5	0.0	10.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	37.5	39.4	3.1	20.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	22.1	25.0	11.8	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	5.8	14.5	33.3	46.4	

③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 17.8%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 324 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」
【団体区分別】

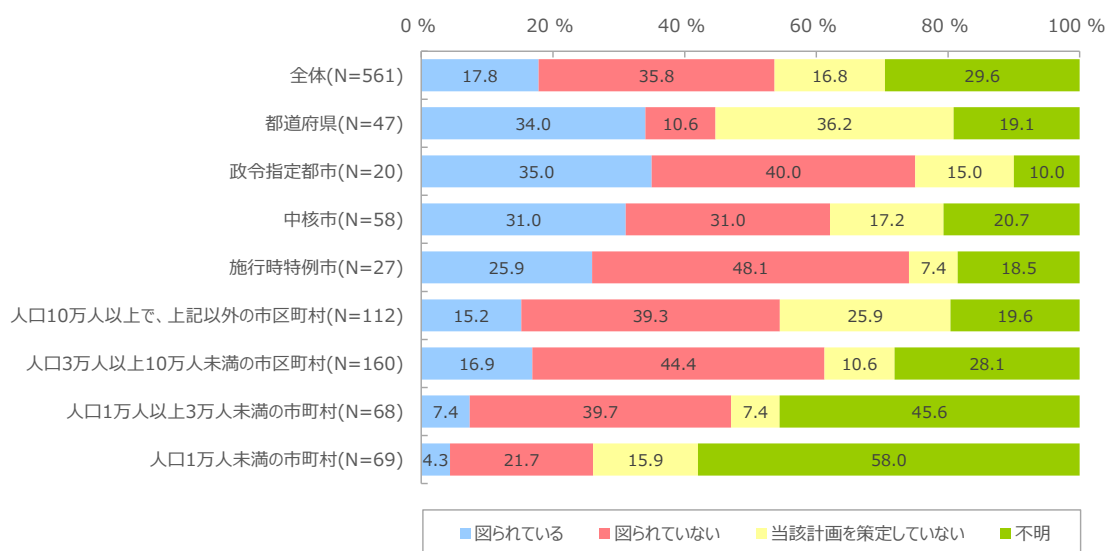


		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	当 該 計 画 を 策 定 し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	100	201	94	166	561
	都道府県	16	5	17	9	47
	政令指定都市	7	8	3	2	20
	中核市	18	18	10	12	58
	施行時特例市	7	13	2	5	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	17	44	29	22	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	71	17	45	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	27	5	31	68
	人口1万人未満の市町村	3	15	11	40	69
比率	全体(N=561)	17.8	35.8	16.8	29.6	
	都道府県(N=47)	34.0	10.6	36.2	19.1	
	政令指定都市(N=20)	35.0	40.0	15.0	10.0	
	中核市(N=58)	31.0	31.0	17.2	20.7	
	施行時特例市(N=27)	25.9	48.1	7.4	18.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	15.2	39.3	25.9	19.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	16.9	44.4	10.6	28.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	7.4	39.7	7.4	45.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	4.3	21.7	15.9	58.0	

④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」
 区域施策編を策定済みの団体において、「都市の低炭素化の促進に関する法律」
 に基づく「低炭素まちづくり計画」を策定していない団体が全体の 64.9%を占め
 ており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の
 5.9%にとどまる。

図表 325 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
 ④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」
 【団体区分別】

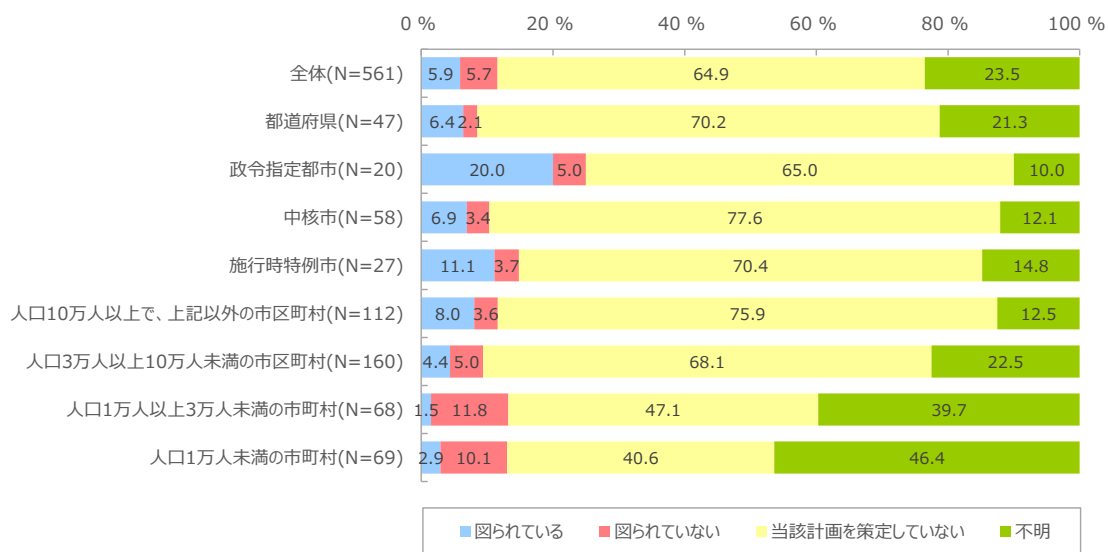


		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	当 該 計 画 を 策 定 し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	33	32	364	132	561
	都道府県	3	1	33	10	47
	政令指定都市	4	1	13	2	20
	中核市	4	2	45	7	58
	施行時特例市	3	1	19	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	4	85	14	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	8	109	36	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	8	32	27	68
	人口1万人未満の市町村	2	7	28	32	69
比率	全体(N=561)	5.9	5.7	64.9	23.5	
	都道府県(N=47)	6.4	2.1	70.2	21.3	
	政令指定都市(N=20)	20.0	5.0	65.0	10.0	
	中核市(N=58)	6.9	3.4	77.6	12.1	
	施行時特例市(N=27)	11.1	3.7	70.4	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	8.0	3.6	75.9	12.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	4.4	5.0	68.1	22.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	1.5	11.8	47.1	39.7	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	10.1	40.6	46.4	

⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」を策定していない団体が全体の 66.3%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 1.8%にとどまる。

図表 326 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」【団体区分別】

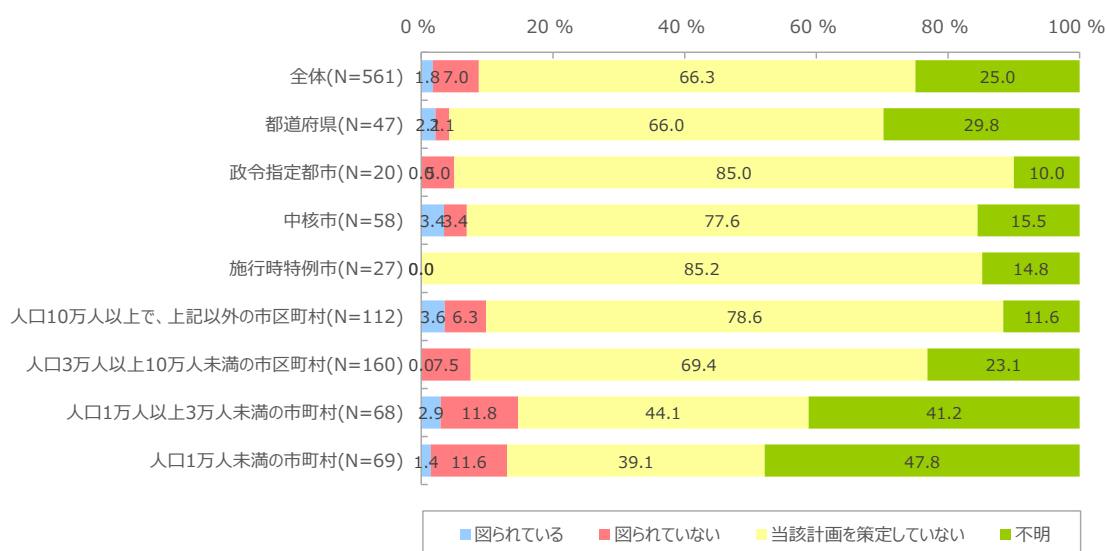


		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	当 該 計 画 を 策 定 し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	10	39	372	140	561
	都道府県	1	1	31	14	47
	政令指定都市	0	1	17	2	20
	中核市	2	2	45	9	58
	施行時特例市	0	0	23	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	7	88	13	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	12	111	37	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	8	30	28	68
	人口1万人未満の市町村	1	8	27	33	69
比率	全体(N=561)	1.8	7.0	66.3	25.0	
	都道府県(N=47)	2.1	2.1	66.0	29.8	
	政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	85.0	10.0	
	中核市(N=58)	3.4	3.4	77.6	15.5	
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	85.2	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	3.6	6.3	78.6	11.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.0	7.5	69.4	23.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	11.8	44.1	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	1.4	11.6	39.1	47.8	

⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定していない団体が全体の38.9%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の15.5%である。

図表 327 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」【団体区分別】

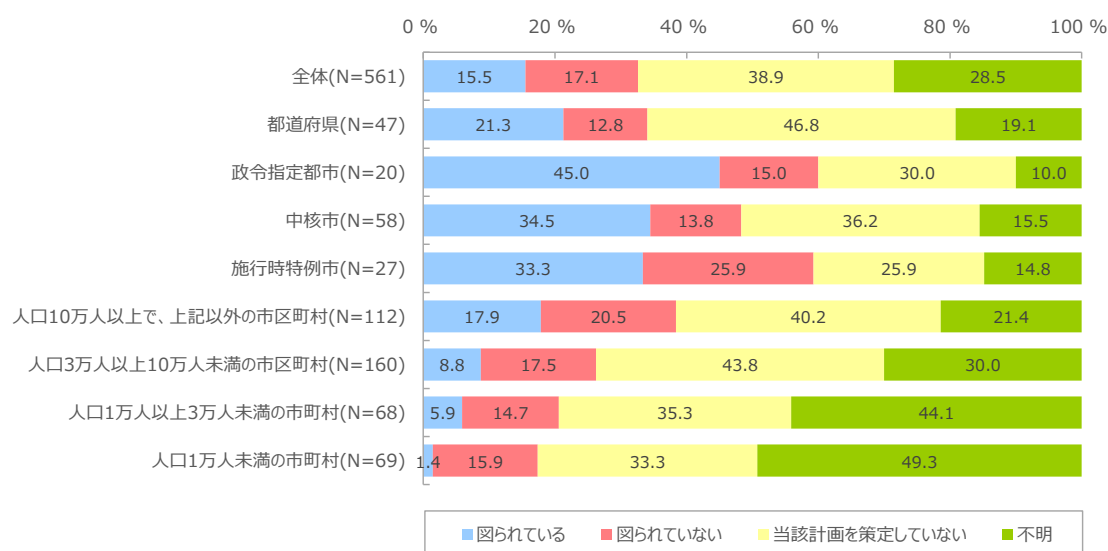


		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	当 該 計 画 を 策 定 し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	87	96	218	160	561
	都道府県	10	6	22	9	47
	政令指定都市	9	3	6	2	20
	中核市	20	8	21	9	58
	施行時特例市	9	7	7	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	20	23	45	24	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	28	70	48	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	10	24	30	68
	人口1万人未満の市町村	1	11	23	34	69
比率	全体(N=561)	15.5	17.1	38.9	28.5	
	都道府県(N=47)	21.3	12.8	46.8	19.1	
	政令指定都市(N=20)	45.0	15.0	30.0	10.0	
	中核市(N=58)	34.5	13.8	36.2	15.5	
	施行時特例市(N=27)	33.3	25.9	25.9	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	17.9	20.5	40.2	21.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	8.8	17.5	43.8	30.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	5.9	14.7	35.3	44.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	1.4	15.9	33.3	49.3	

⑦公共施設等総合管理計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 18.5%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 328 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑦公共施設等総合管理計画【団体区分別】

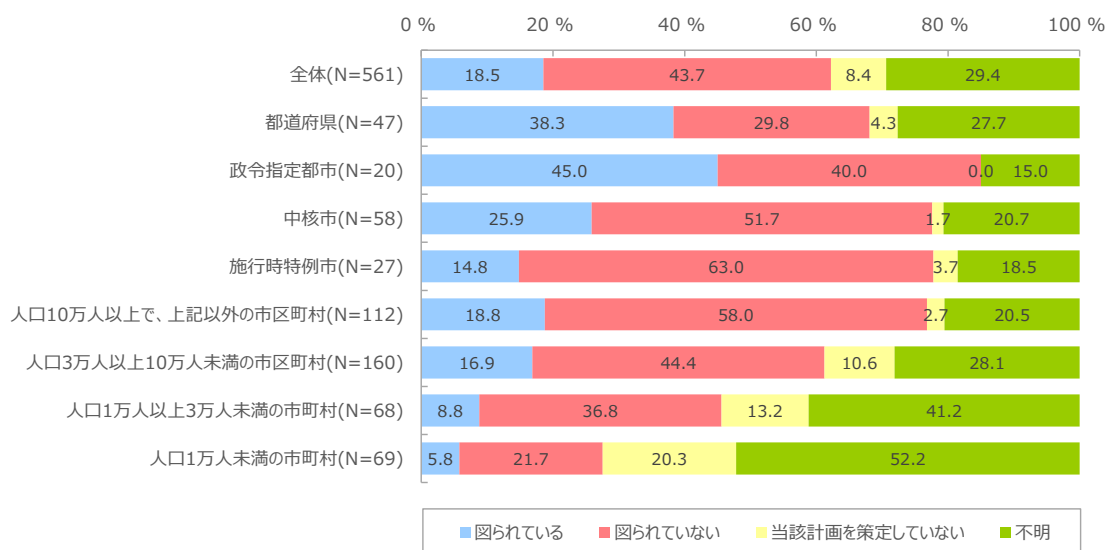


		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	当 該 計 画 を 策 定 し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	104	245	47	165	561
	都道府県	18	14	2	13	47
	政令指定都市	9	8	0	3	20
	中核市	15	30	1	12	58
	施行時特例市	4	17	1	5	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	21	65	3	23	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	71	17	45	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	25	9	28	68
	人口1万人未満の市町村	4	15	14	36	69
比率	全体(N=561)	18.5	43.7	8.4	29.4	
	都道府県(N=47)	38.3	29.8	4.3	27.7	
	政令指定都市(N=20)	45.0	40.0	0.0	15.0	
	中核市(N=58)	25.9	51.7	1.7	20.7	
	施行時特例市(N=27)	14.8	63.0	3.7	18.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	18.8	58.0	2.7	20.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	16.9	44.4	10.6	28.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	8.8	36.8	13.2	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	5.8	21.7	20.3	52.2	

⑧一般廃棄物処理基本計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と一般廃棄物処理基本計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 50.8%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 329 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑧一般廃棄物処理基本計画【団体区分別】

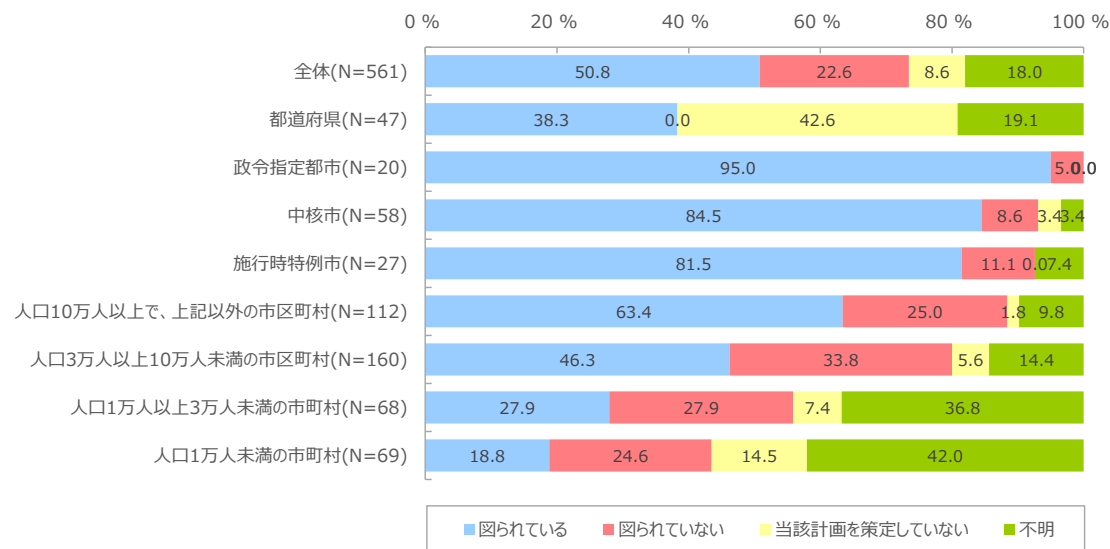


		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	当 該 計 画 を 策 定 し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	285	127	48	101	561
	都道府県	18	0	20	9	47
	政令指定都市	19	1	0	0	20
	中核市	49	5	2	2	58
	施行時特例市	22	3	0	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	71	28	2	11	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	74	54	9	23	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	19	5	25	68
	人口1万人未満の市町村	13	17	10	29	69
比率	全体(N=561)	50.8	22.6	8.6	18.0	
	都道府県(N=47)	38.3	0.0	42.6	19.1	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	84.5	8.6	3.4	3.4	
	施行時特例市(N=27)	81.5	11.1	0.0	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	63.4	25.0	1.8	9.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	46.3	33.8	5.6	14.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	27.9	7.4	36.8	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	18.8	24.6	14.5	42.0	

⑨環境モデル都市アクションプラン

区域施策編を策定済みの団体において、環境モデル都市アクションプランを策定していない団体が全体の 68.4%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 4.1%である。

図表 330 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑨環境モデル都市アクションプラン【団体区分別】

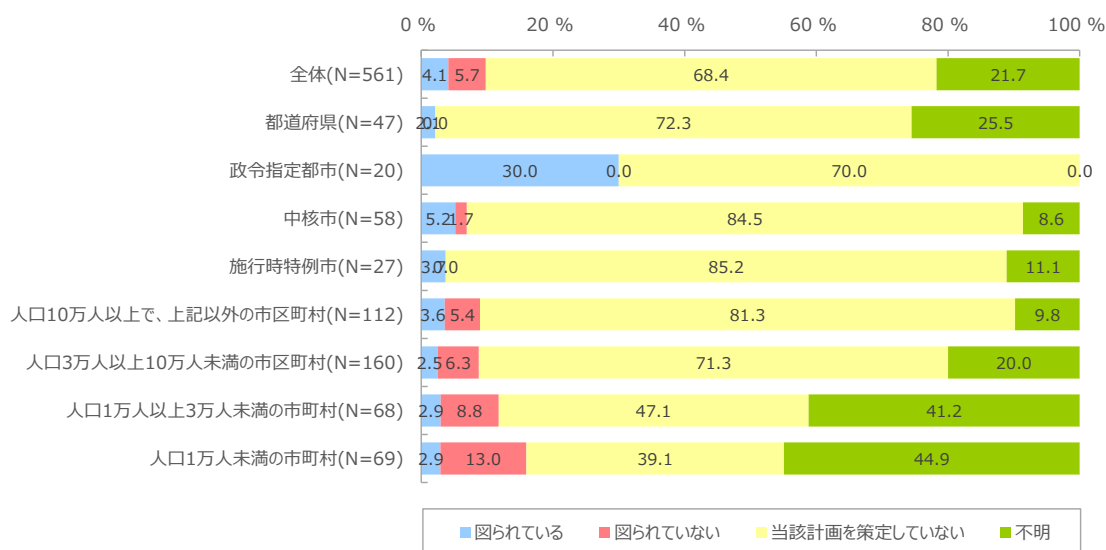


		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	当 該 計 画 を 策 定 し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	23	32	384	122	561
	都道府県	1	0	34	12	47
	政令指定都市	6	0	14	0	20
	中核市	3	1	49	5	58
	施行時特例市	1	0	23	3	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	6	91	11	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	10	114	32	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	32	28	68
	人口1万人未満の市町村	2	9	27	31	69
比率	全体(N=561)	4.1	5.7	68.4	21.7	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	72.3	25.5	
	政令指定都市(N=20)	30.0	0.0	70.0	0.0	
	中核市(N=58)	5.2	1.7	84.5	8.6	
	施行時特例市(N=27)	3.7	0.0	85.2	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	3.6	5.4	81.3	9.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	2.5	6.3	71.3	20.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	8.8	47.1	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	13.0	39.1	44.9	

⑩環境未来都市計画

区域施策編を策定済みの団体において、環境未来都市計画を策定していない団体が全体の 72.2%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 0.7%である。

図表 331 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑩環境未来都市計画【団体区分別】

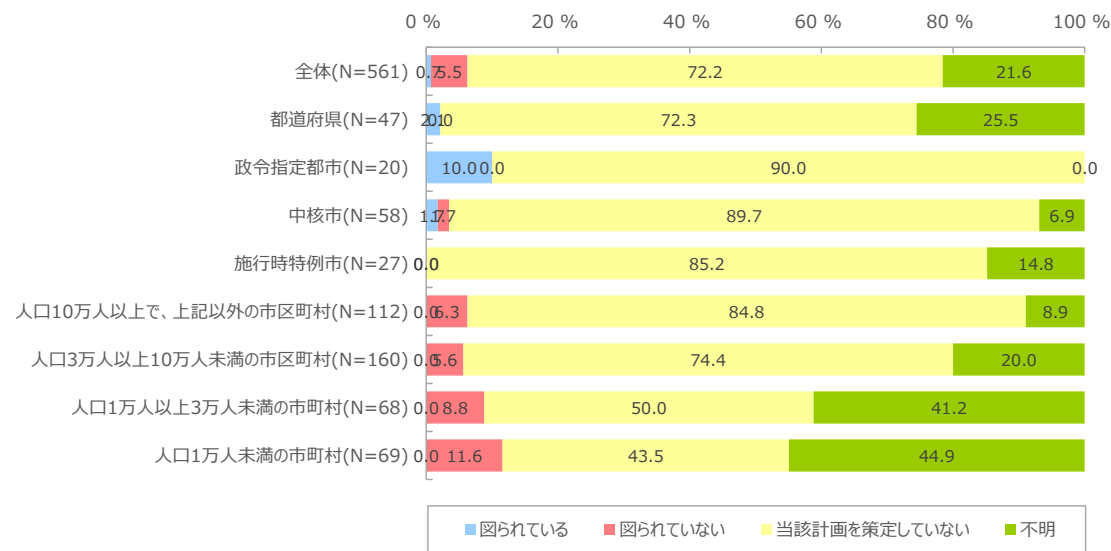
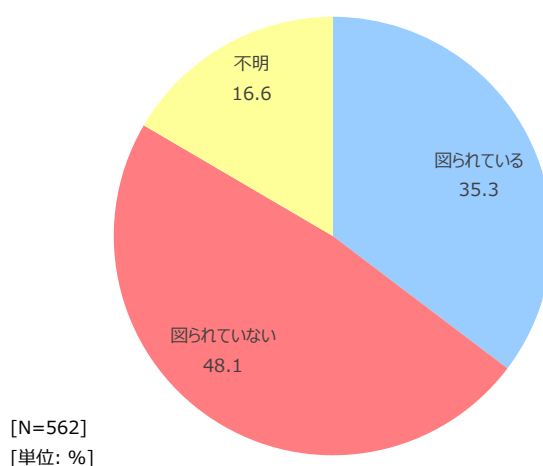


		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	当 該 計 画 を 策 定 し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	4	31	405	121	561
	都道府県	1	0	34	12	47
	政令指定都市	2	0	18	0	20
	中核市	1	1	52	4	58
	施行時特例市	0	0	23	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	7	95	10	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	9	119	32	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	6	34	28	68
	人口1万人未満の市町村	0	8	30	31	69
比率	全体(N=561)	0.7	5.5	72.2	21.6	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	72.3	25.5	
	政令指定都市(N=20)	10.0	0.0	90.0	0.0	
	中核市(N=58)	1.7	1.7	89.7	6.9	
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	85.2	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	0.0	6.3	84.8	8.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.0	5.6	74.4	20.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	0.0	8.8	50.0	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	0.0	11.6	43.5	44.9	

15) 他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）の
地球温暖化対策との調和・連携の状況

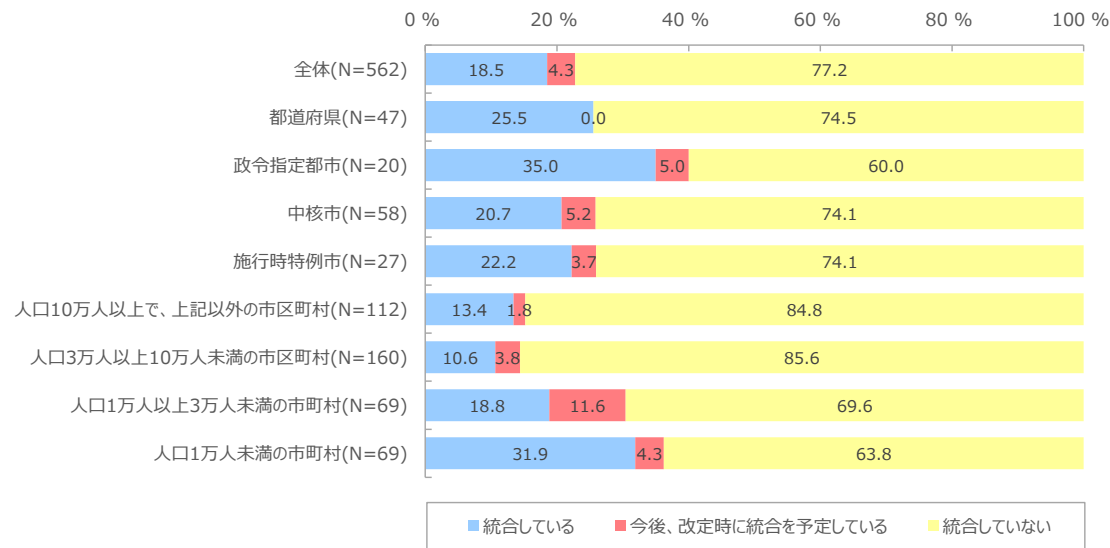
区域施策編を策定済みの団体において、他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）と地球温暖化対策との調和・連携が「図られている。」と回答した団体は全体の 35.3%である。

図表 332 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との
調和・連携の状況



地方公共団体の区分別に見ると、「図られている。」と回答した団体の割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 333 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との
調和・連携の状況【団体区分別】



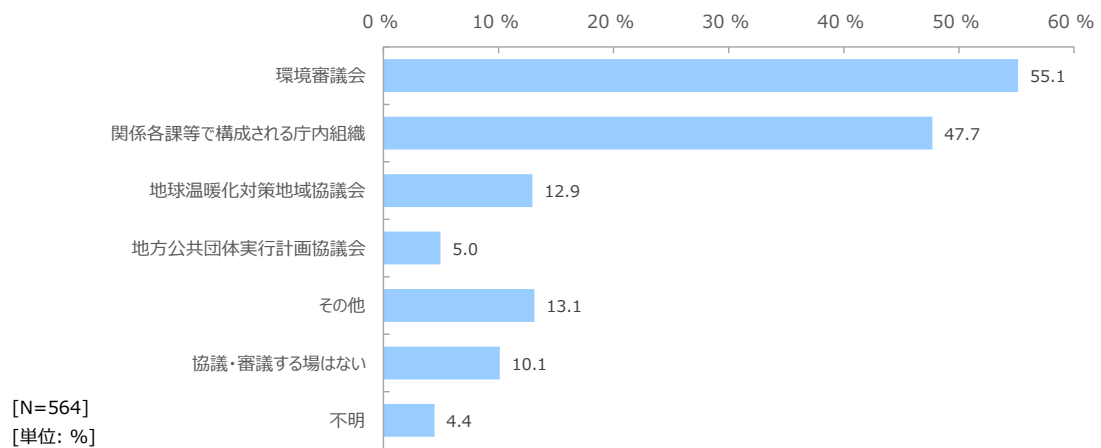
		統合している	今後、改定時に統合を予定している	統合していない	合計
全体	全体	104	24	434	562
	都道府県	12	0	35	47
	政令指定都市	7	1	12	20
	中核市	12	3	43	58
	施行時特例市	6	1	20	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	2	95	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	6	137	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	8	48	69
	人口1万人未満の市町村	22	3	44	69
比率	全体(N=562)	18.5	4.3	77.2	
	都道府県(N=47)	25.5	0.0	74.5	
	政令指定都市(N=20)	35.0	5.0	60.0	
	中核市(N=58)	20.7	5.2	74.1	
	施行時特例市(N=27)	22.2	3.7	74.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	13.4	1.8	84.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	10.6	3.8	85.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	18.8	11.6	69.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	31.9	4.3	63.8	

（３）実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み

１）区域施策編の進捗管理を協議・審議する場

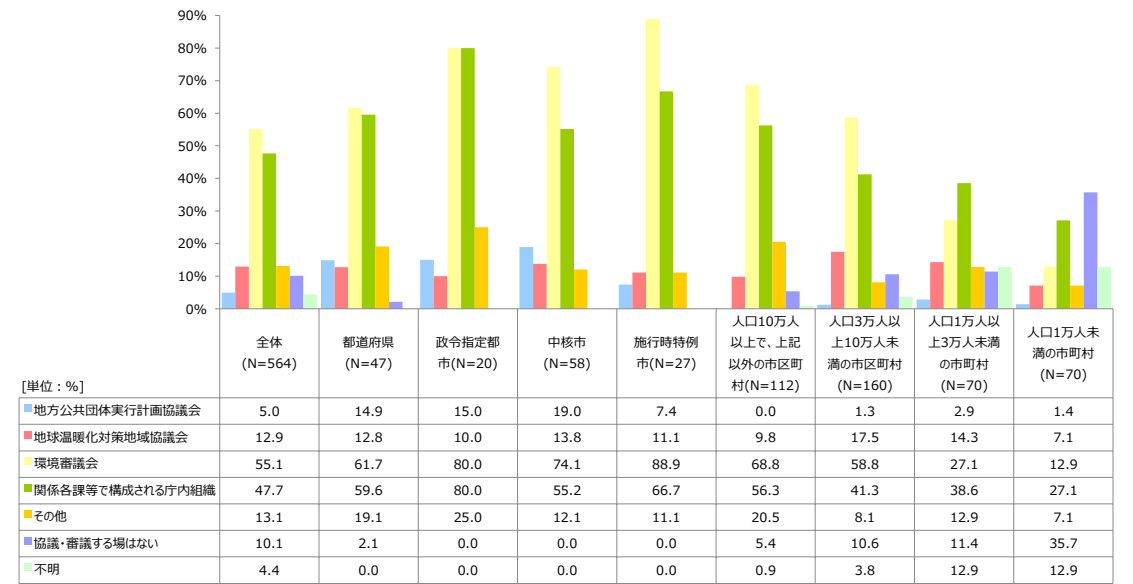
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」（55.1%）が最も多く、「関係各課等で構成される庁内組織」（47.7%）、「地球温暖化対策地域協議会」（12.9%）と続く。

図表 334 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県及び人口3万人以上の市町村（特別区含む。）では「環境審議会」を選択した団体が多い。

図表 335 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場
【団体区分別】

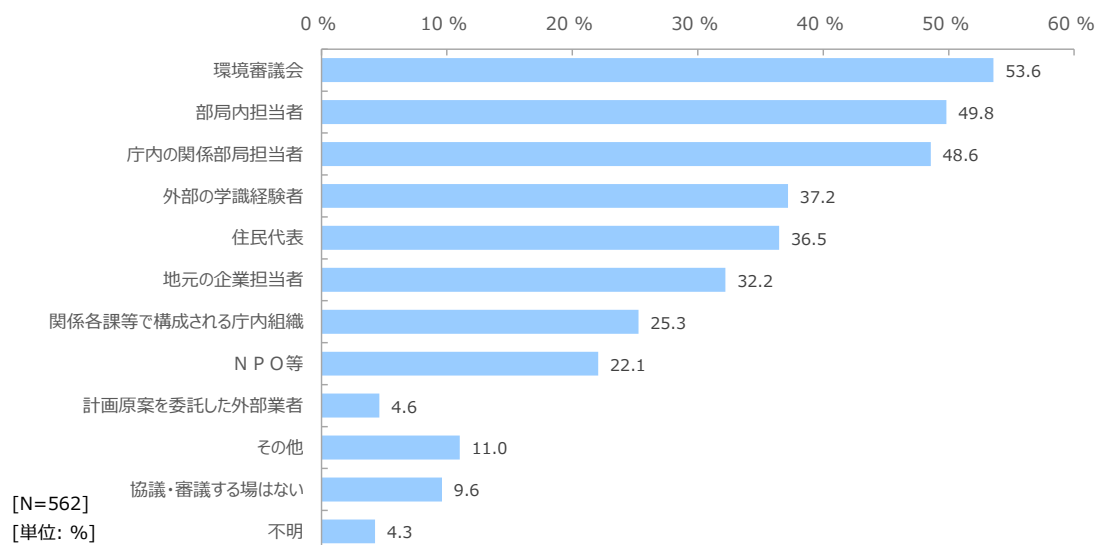


		地方公共団体実行計画協議会	地球温暖化対策地域協議会	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	その他	協議・審議する場はない	不明	合計
回答数	全体	28	73	311	269	74	57	25	564
	都道府県	7	6	29	28	9	1	0	47
	政令指定都市	3	2	16	16	5	0	0	20
	中核市	11	8	43	32	7	0	0	58
	施行時特例市	2	3	24	18	3	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	11	77	63	23	6	1	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	28	94	66	13	17	6	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	10	19	27	9	8	9	70
	人口1万人未満の市町村	1	5	9	19	5	25	9	70
比率（％）	全体(N=564)	5.0	12.9	55.1	47.7	13.1	10.1	4.4	
	都道府県(N=47)	14.9	12.8	61.7	59.6	19.1	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	15.0	10.0	80.0	80.0	25.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	19.0	13.8	74.1	55.2	12.1	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	7.4	11.1	88.9	66.7	11.1	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	0.0	9.8	68.8	56.3	20.5	5.4	0.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	1.3	17.5	58.8	41.3	8.1	10.6	3.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	2.9	14.3	27.1	38.6	12.9	11.4	12.9	
	人口1万人未満の市町村(N=70)	1.4	7.1	12.9	27.1	7.1	35.7	12.9	

2) 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー

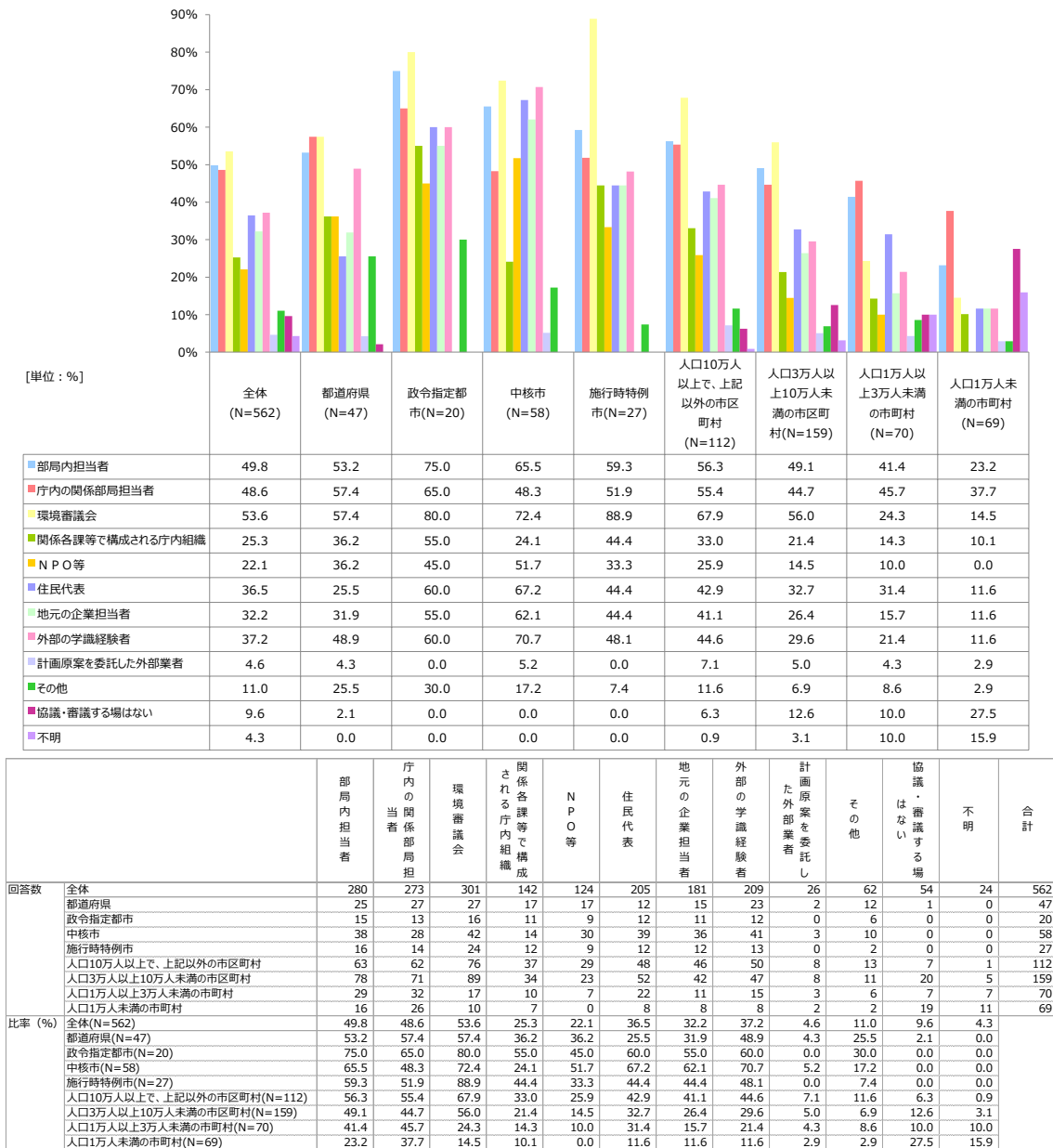
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場のメンバーとしては、「環境審議会」(53.6%)が最も多く、「部局内担当者」(49.8%)、「庁内の関係部局担当者」(48.6%)、「外部の学識経験者」(37.2%)、「住民代表」(36.5%)と続く。

図表 336 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー



地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村では「環境審議会」を選択した団体の割合よりも、「庁内の関係部局担当者」「部局内担当者」を選択した団体の割合の方が高くなる。

図表 337 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー
【団体区分別】

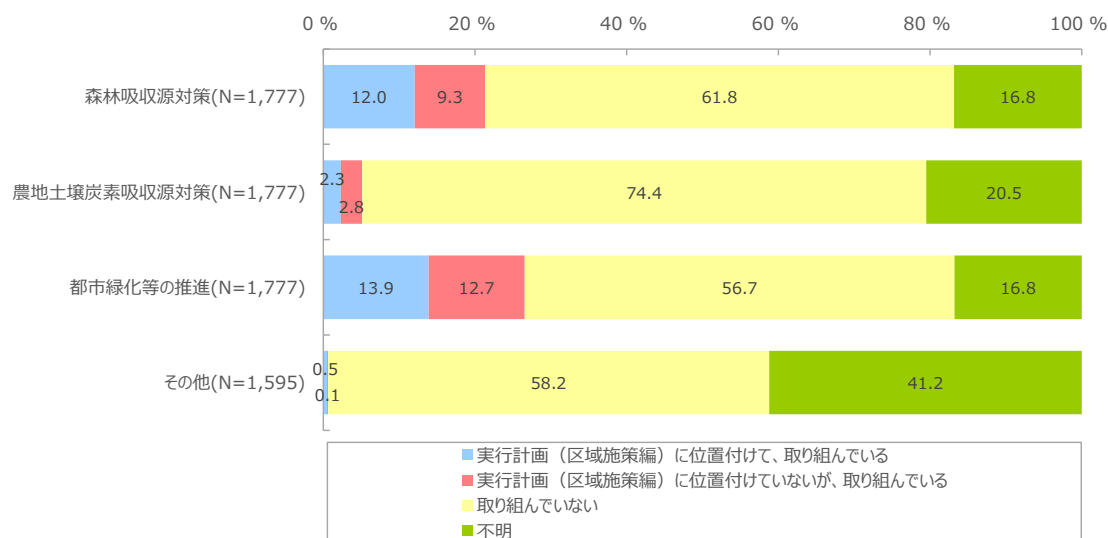


（４）区域施策に関する吸収源対策の取組状況

１）吸収源対策の取組状況

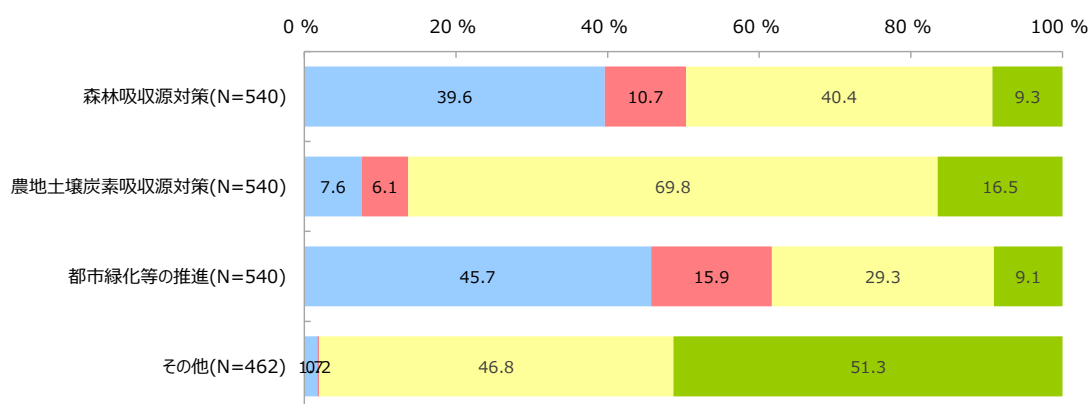
都道府県・市町村（特別区含む。）において、「都市緑化等の推進」に取り組んでいる団体は 26.6%（、「森林吸収源対策」に取り組んでいる団体は 21.3%、「農地土壌炭素吸収源対策」に取り組んでいる団体は 5.1%である。

図表 338 吸収源対策の取組状況（全団体）



回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体においては、「都市緑化等の推進」については全体の 61.6%（昨年度 48.2%から 13.4%増加）が、「森林吸収源対策」については全体の 50.3%（昨年度 41.1%から 9.2%増加）が、区域施策編に位置づけて取り組んでいる。

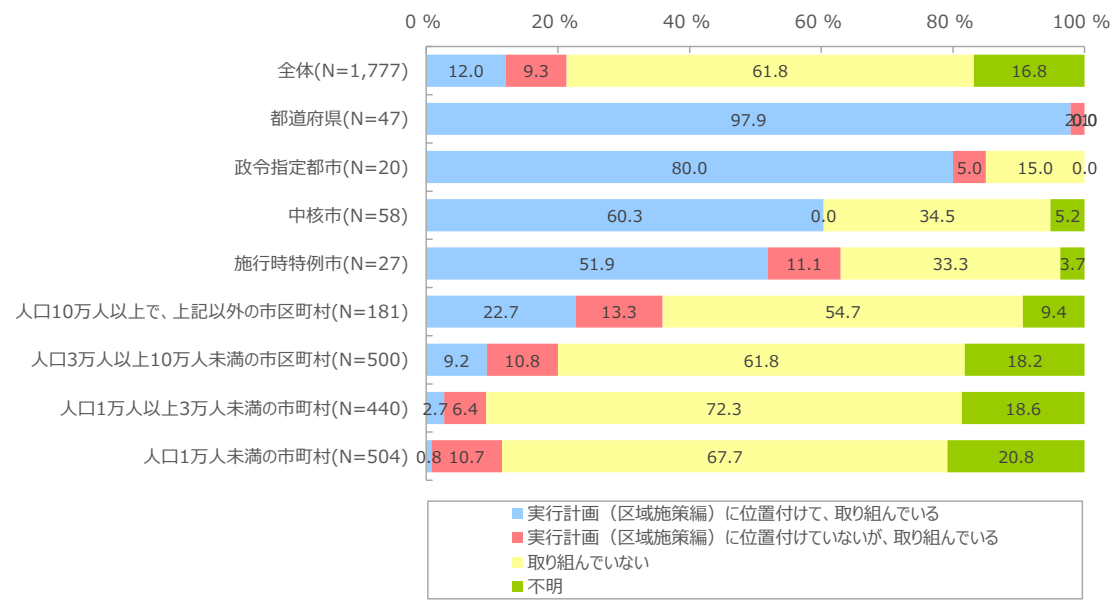
図表 339 吸収源対策の取組状況（区域施策編策定済団体のみ）



①森林吸収源対策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「森林吸収源対策」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の 12.0%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 340 吸収源対策の取組状況①森林吸収源対策
【団体区分別】

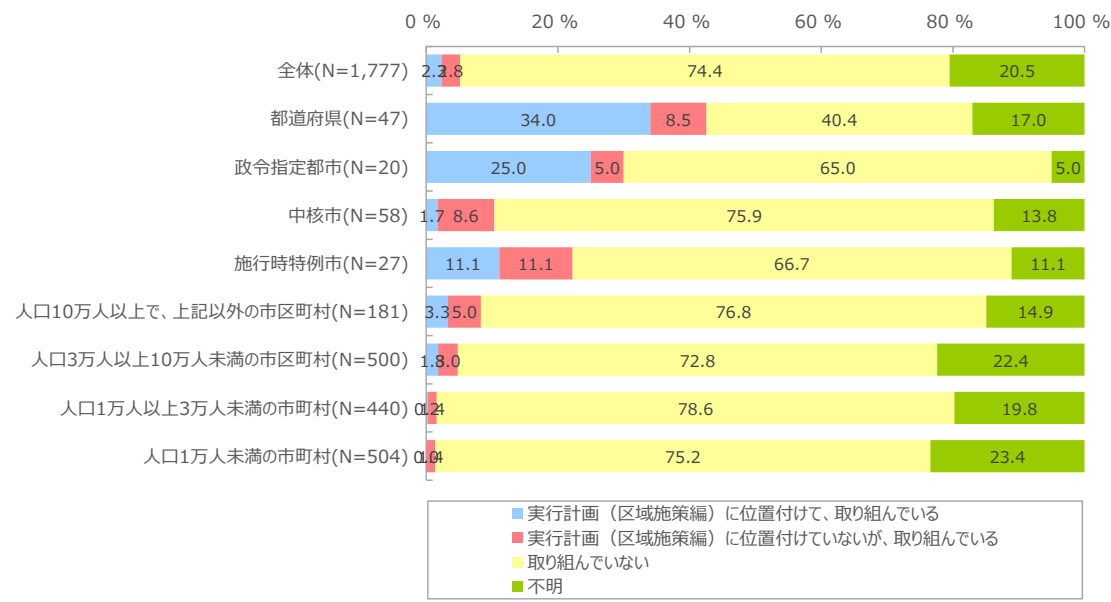


		編 （ に 組 ん で い る 取 組 ） 実 行 計 画 （ 区 域 施 策 ） に 位 置 付 け て い る	編 （ に 組 ん で い る 取 組 ） 実 行 計 画 （ 区 域 施 策 ） に 位 置 付 け て い る	取 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体	全体	214	165	1,099	299	1,777
	都道府県	46	1	0	0	47
	政令指定都市	16	1	3	0	20
	中核市	35	0	20	3	58
	施行時特例市	14	3	9	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	41	24	99	17	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	46	54	309	91	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	28	318	82	440
比率	人口1万人未満の市町村	4	54	341	105	504
	全体(N=1,777)	12.0	9.3	61.8	16.8	
	都道府県(N=47)	97.9	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	80.0	5.0	15.0	0.0	
	中核市(N=58)	60.3	0.0	34.5	5.2	
	施行時特例市(N=27)	51.9	11.1	33.3	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	22.7	13.3	54.7	9.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	9.2	10.8	61.8	18.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	2.7	6.4	72.3	18.6	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.8	10.7	67.7	20.8	

②農地土壌炭素吸収源対策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「農地土壌炭素吸収源対策」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の 2.3%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 341 吸収源対策の取組状況 ②農地土壌炭素吸収源対策
【団体区分別】

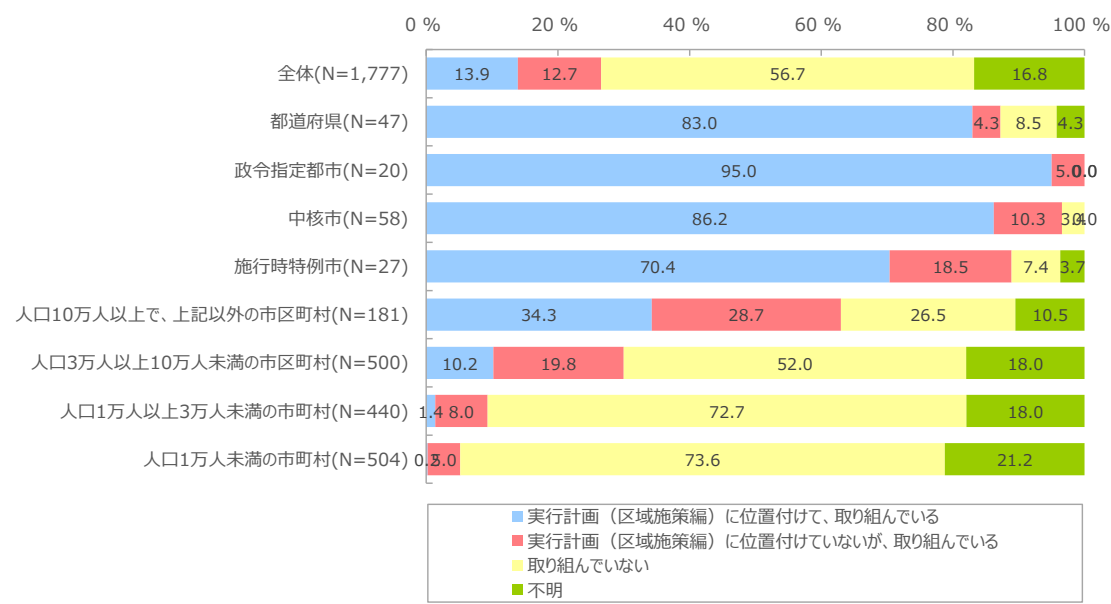


		編 （ に 組 ん で い る 、 取 組 む ） 実 行 計 画 （ 区 域 施 策 ） に 位 置 付 け て い る	編 （ に 組 ん で い る ） 実 行 計 画 （ 区 域 施 策 ） に 位 置 付 け て い な い	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体	全体	41	50	1,322	364	1,777
	都道府県	16	4	19	8	47
	政令指定都市	5	1	13	1	20
	中核市	1	5	44	8	58
	施行時特例市	3	3	18	3	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	9	139	27	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	15	364	112	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	6	346	87	440
	人口1万人未満の市町村	0	7	379	118	504
比率	全体(N=1,777)	2.3	2.8	74.4	20.5	
	都道府県(N=47)	34.0	8.5	40.4	17.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	5.0	65.0	5.0	
	中核市(N=58)	1.7	8.6	75.9	13.8	
	施行時特例市(N=27)	11.1	11.1	66.7	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.3	5.0	76.8	14.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.8	3.0	72.8	22.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.2	1.4	78.6	19.8	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.0	1.4	75.2	23.4	

③都市緑化等の推進

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「都市緑化等の推進」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の 13.9%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 342 吸収源対策の取組状況 ③都市緑化等の推進
【団体区分別】



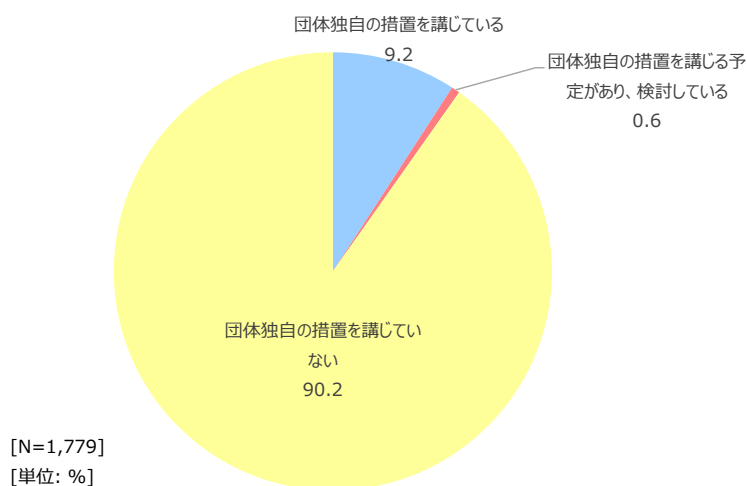
		編 （ ） に 組 ん で い る	実 行 計 画 （ 区 域 施 策 編 ） に 組 ん で い る	編 （ ） に 組 ん で い る	実 行 計 画 （ 区 域 施 策 編 ） に 組 ん で い る	取 り 組 ん で い ない	不 明	合 計
全体	全体		247		225	1,007	298	1,777
	都道府県		39		2	4	2	47
	政令指定都市		19		1	0	0	20
	中核市		50		6	2	0	58
	施行時特例市		19		5	2	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村		62		52	48	19	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村		51		99	260	90	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村		6		35	320	79	440
	人口1万人未満の市町村		1		25	371	107	504
比率	全体(N=1,777)		13.9		12.7	56.7	16.8	
	都道府県(N=47)		83.0		4.3	8.5	4.3	
	政令指定都市(N=20)		95.0		5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)		86.2		10.3	3.4	0.0	
	施行時特例市(N=27)		70.4		18.5	7.4	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)		34.3		28.7	26.5	10.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)		10.2		19.8	52.0	18.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)		1.4		8.0	72.7	18.0	
	人口1万人未満の市町村(N=504)		0.2		5.0	73.6	21.2	

（５）国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況

１）再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置

都道府県・市町村（特別区含む。）において、再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置について「団体独自の措置を講じている。」と回答した団体は 9.2%、「団体独自の措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.6%である。

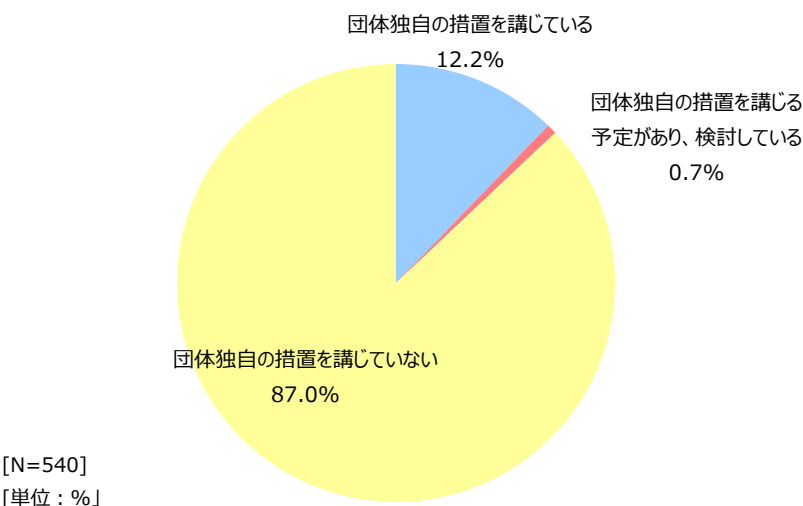
図表 343 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置（全団体）



	団体独自の措置を講じている	団体独自の措置を講じる予定があり、検討している	団体独自の措置を講じていない	合計
全体	163	11	1,605	1,779
比率 (%)	9.2	0.6	90.2	

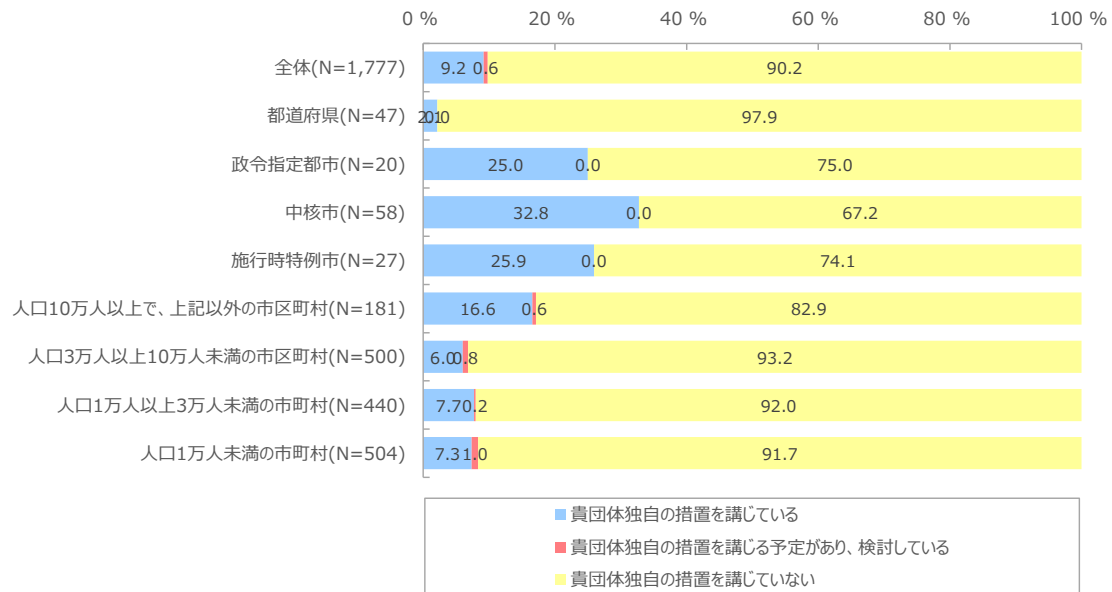
回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置について「団体独自の措置を講じている。」と回答した団体は 12.2%、「団体独自の措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.7%である。

図表 344 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置
(区域施策編策定済団体のみ)



	団体独自の措置を講じている	団体独自の措置を講じる予定があり、検討している	団体独自の措置を講じていない	合計
全体	66	4	470	540
比率	12.2 %	0.7 %	87.0 %	100.0 %

図表 345 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置
【団体区分別】

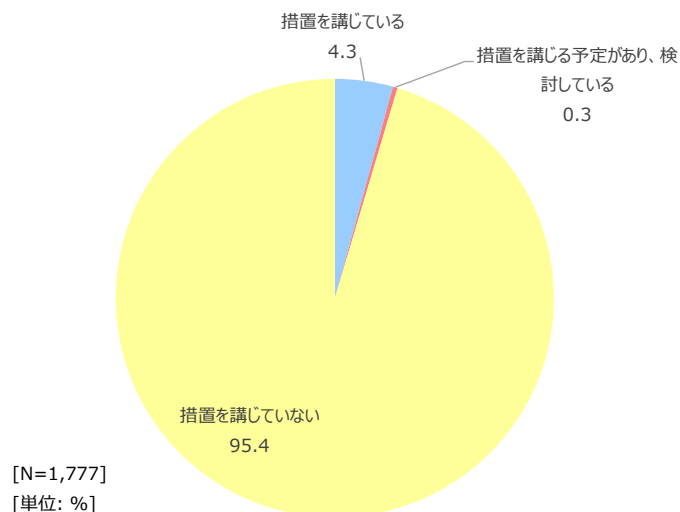


		貴団体独自の措置を講じている	貴団体独自の措置を講じる予定があり、検討している	貴団体独自の措置を講じていない	合計
全体	全体	163	11	1,603	1,777
	都道府県	1	0	46	47
	政令指定都市	5	0	15	20
	中核市	19	0	39	58
	施行時特例市	7	0	20	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	30	1	150	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	30	4	466	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	34	1	405	440
	人口1万人未満の市町村	37	5	462	504
比率	全体(N=1,777)	9.2	0.6	90.2	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	97.9	
	政令指定都市(N=20)	25.0	0.0	75.0	
	中核市(N=58)	32.8	0.0	67.2	
	施行時特例市(N=27)	25.9	0.0	74.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	16.6	0.6	82.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	6.0	0.8	93.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	7.7	0.2	92.0	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	7.3	1.0	91.7	

2) 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置

都道府県・市町村（特別区含む。）において、地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置について「措置を講じている。」と回答した団体は 4.3%、「措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.3%である。

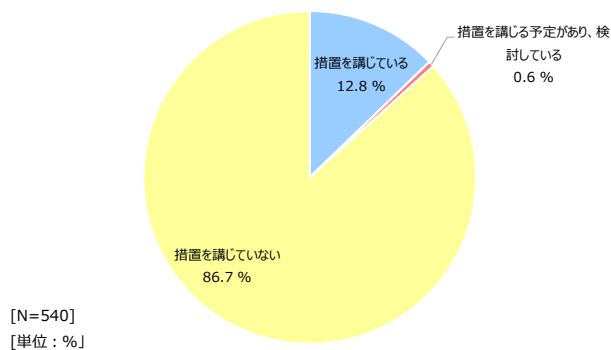
図表 346 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置
(全団体)



	措置を講じている	措置を講じる予定があり、検討している	措置を講じていない	合計
全体	76	6	1,695	1,777
比率 (%)	4.3	0.3	95.4	

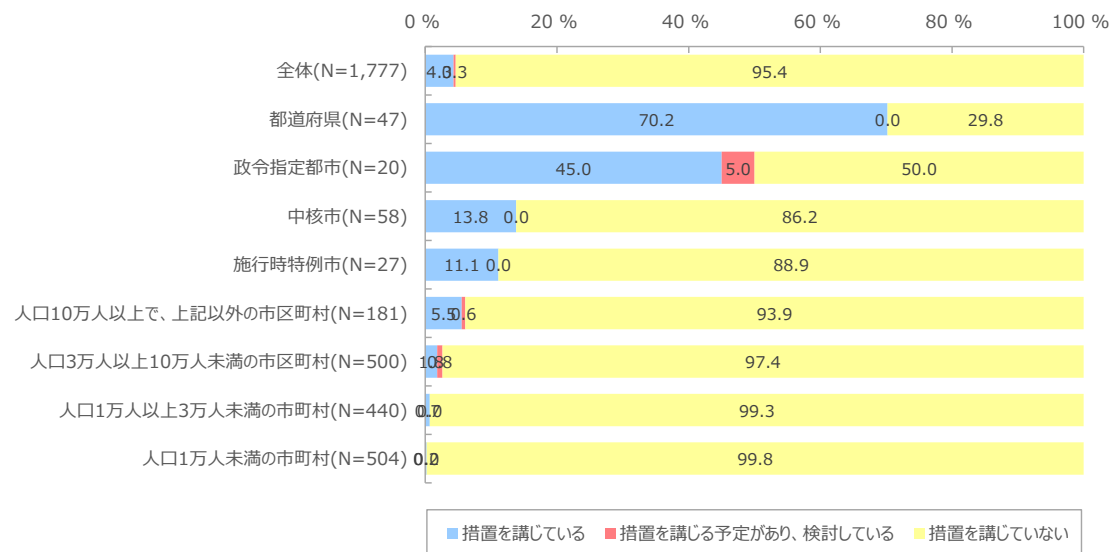
回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置について「措置を講じている。」と回答した団体は 14.2%（昨年度の 15.2%から 1.0%減少）、「措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.8%（昨年度の 1.8%から 1.0%減少）である。

図表 347 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置
（区域施策編策定済団体のみ）



	措置を講じている	措置を講じる予定があり、 検討している	措置を講じていない	合計
全体	69	3	468	540
比率	12.8 %	0.6 %	86.7 %	100.0 %

図表 348 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置
【団体区分別】

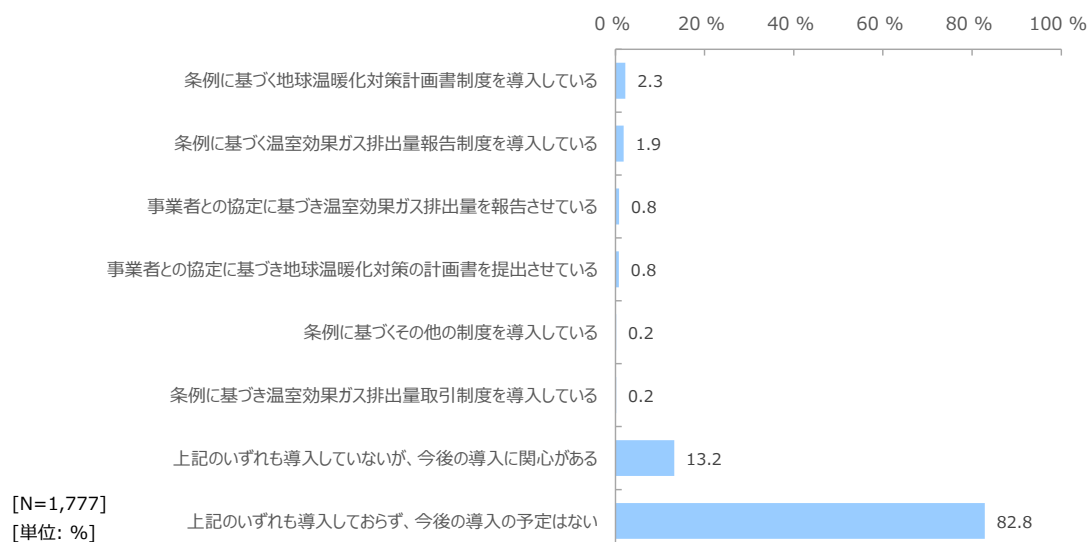


		措置を講じている	あり、措置を検討しているが	措置を講じていない	合計
全体	全体	76	6	1,695	1,777
	都道府県	33	0	14	47
	政令指定都市	9	1	10	20
	中核市	8	0	50	58
	施行時特例市	3	0	24	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	10	1	170	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	4	487	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	0	437	440
比率	人口1万人未満の市町村	1	0	503	504
	全体(N=1,777)	4.3	0.3	95.4	
	都道府県(N=47)	70.2	0.0	29.8	
	政令指定都市(N=20)	45.0	5.0	50.0	
	中核市(N=58)	13.8	0.0	86.2	
	施行時特例市(N=27)	11.1	0.0	88.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	5.5	0.6	93.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.8	0.8	97.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.7	0.0	99.3	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.2	0.0	99.8	

3) 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」（2.3%）、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している。」（1.9%）、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。」（0.8%）、「事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。」（0.8%）とまだ多くはない。ただし、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体が全体の13.2%（昨年度の12.8%より0.4%増加）あり、今後の普及が期待される。

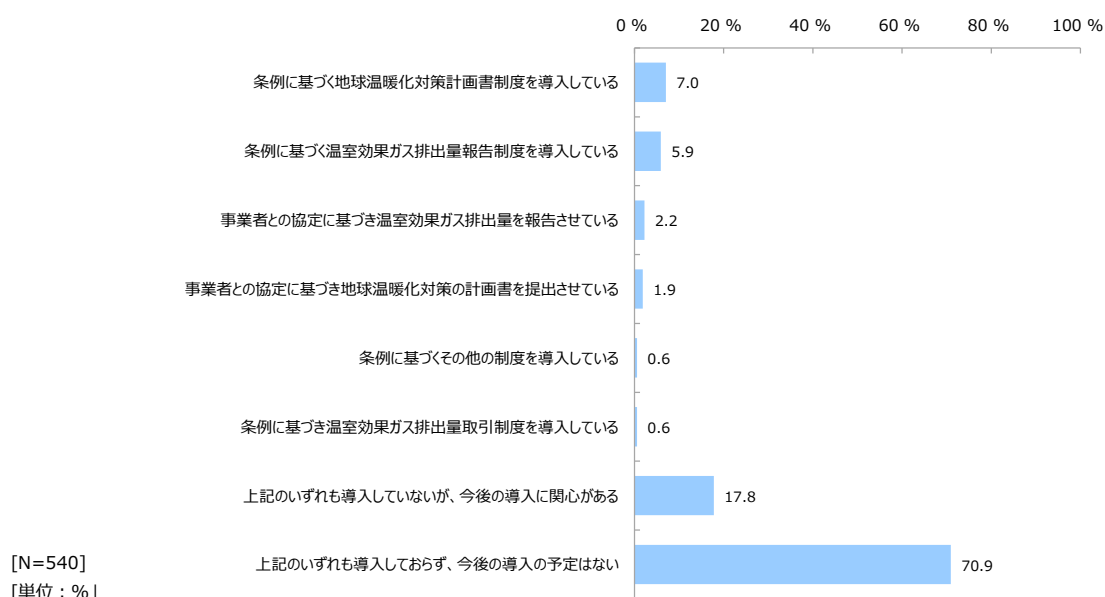
図表 349 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
（全団体）



回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」が7.0%、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している」が5.9%、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。」が2.2%、「事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。」が1.9%となっている。

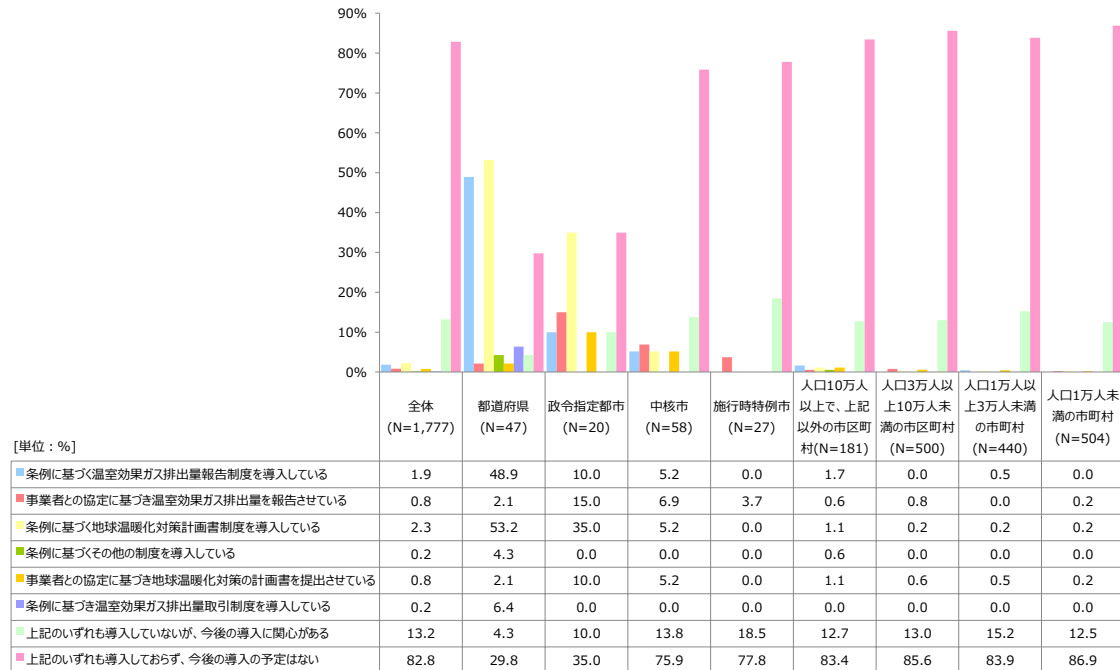
また、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体は全体の17.8%である。

図表 350 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
(区域施策編策定済団体のみ)



地方公共団体の区分別に見ると、事業者に対して報告を求める仕組みを導入している団体は、都道府県及び政令指定都市に多い。

図表 351 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
【団体区分別】

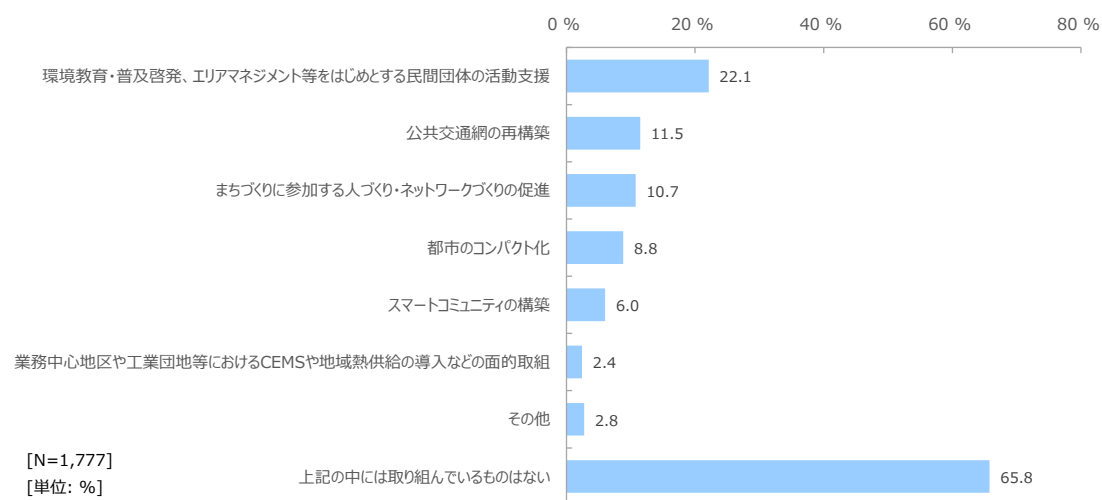


		ガ ス 排 出 量 報 告 制 度 を 導 入 し て い る	条 例 に 基 づ き 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 を 報 告 さ せ て い る	事 業 者 と の 協 定 に 基 づ き 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 を 報 告 さ せ て い る	条 例 に 基 づ き 地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書 制 度 を 導 入 し て い る	条 例 に 基 づ き 地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書 制 度 を 導 入 し て い る	条 例 に 基 づ き 地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書 を 提 出 さ せ て い る	事 業 者 と の 協 定 に 基 づ き 地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書 を 提 出 さ せ て い る	ガ ス 排 出 量 取 引 制 度 を 導 入 し て い る	条 例 に 基 づ き 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 取 引 制 度 を 導 入 し て い る	上 記 の い ず れ も 導 入 し て い ない が、 今 後 の 導 入 に 関 心 が あ る	上 記 の い ず れ も 導 入 し て い ない が、 今 後 の 導 入 に 関 心 が あ る	上 記 の い ず れ も 導 入 し て い ない が、 今 後 の 導 入 に 関 心 が あ る	合 計
回答数	全体	33	15	40	3	14	3	235	1,472	1,777				
	都道府県	23	1	25	2	1	3	2	14	47				
	政令指定都市	2	3	7	0	2	0	2	7	20				
	中核市	3	4	3	0	3	0	8	44	58				
	施行時特例市	0	1	0	0	0	0	5	21	27				
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	1	2	1	2	0	23	151	181				
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	4	1	0	3	0	65	428	500				
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	1	0	2	0	67	369	440				
	人口1万人未満の市町村	0	1	1	0	1	0	63	438	504				
比率（％）	全体(N=1,777)	1.9	0.8	2.3	0.2	0.8	0.2	13.2	82.8					
	都道府県(N=47)	48.9	2.1	53.2	4.3	2.1	6.4	4.3	29.8					
	政令指定都市(N=20)	10.0	15.0	35.0	0.0	10.0	0.0	10.0	35.0					
	中核市(N=58)	5.2	6.9	5.2	0.0	5.2	0.0	13.8	75.9					
	施行時特例市(N=27)	0.0	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	18.5	77.8					
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	1.7	0.6	1.1	0.6	1.1	0.0	12.7	83.4					
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	0.0	0.8	0.2	0.0	0.6	0.0	13.0	85.6					
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.5	0.0	0.2	0.0	0.5	0.0	15.2	83.9					
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.0	12.5	86.9					

4) 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの

都道府県・市町村（特別区含む。）において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」（22.1%）が最も多く、「公共交通網の再構築」（11.5%）、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」（10.7%）と続く。

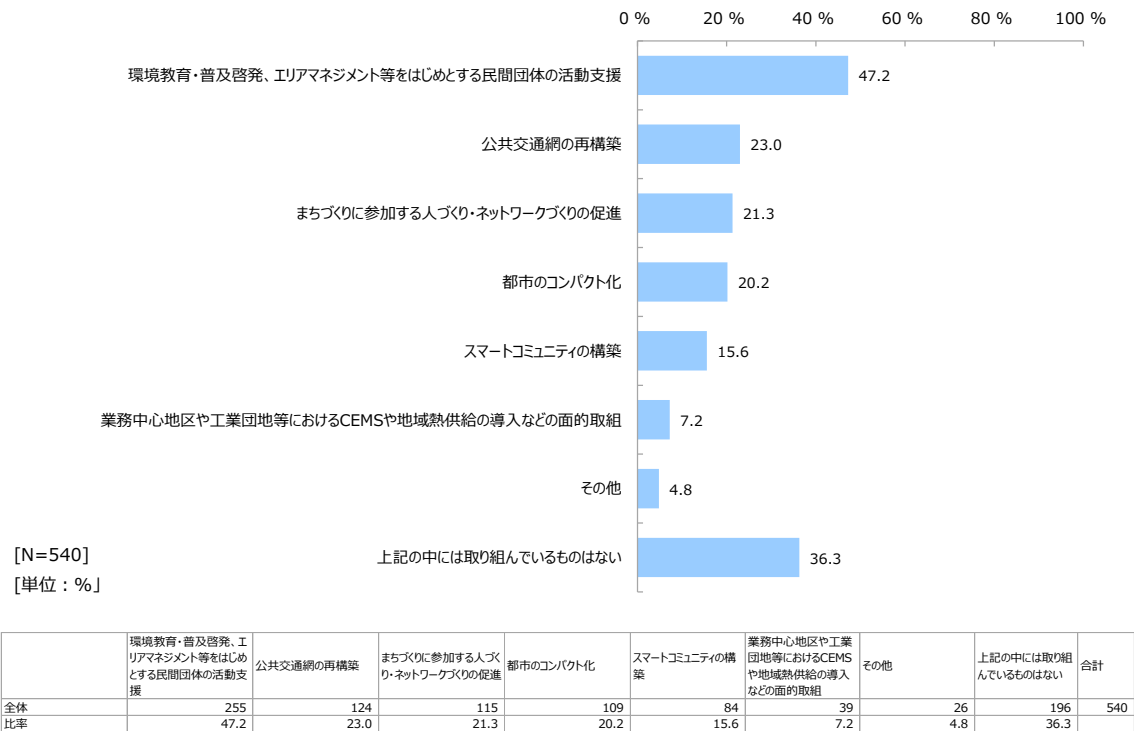
図表 352 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの（全団体）



	業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組	都市のコンパクト化	公共交通網の再構築	スマートコミュニティの構築	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	その他	上記の中には取り組んでいるものはない	合計
全体	43	157	204	107	191	393	49	1,169	1,777
比率 (%)	2.4	8.8	11.5	6.0	10.7	22.1	2.8	65.8	

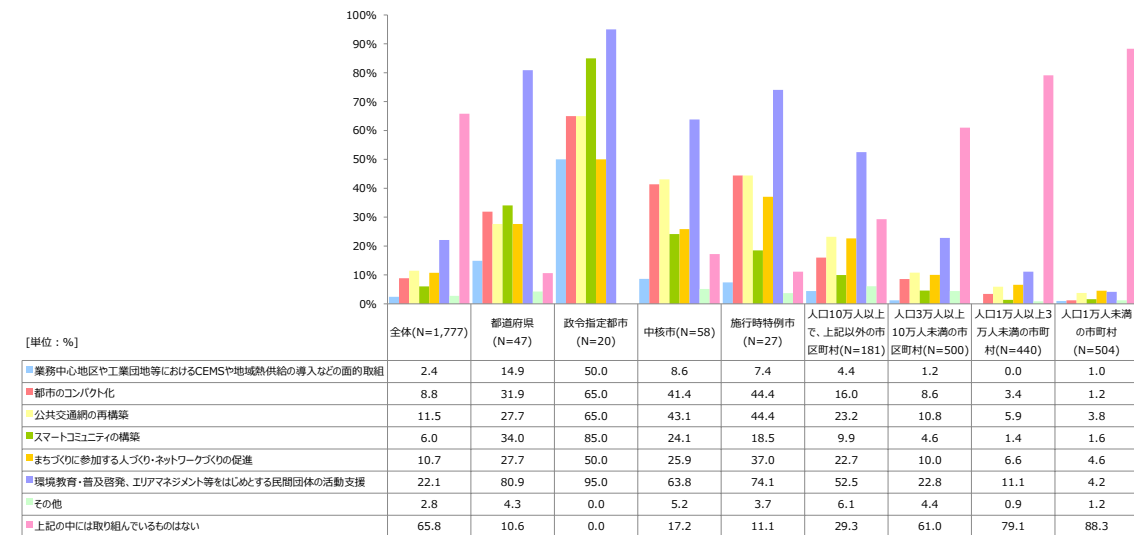
回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」が47.2%と最も多く、「公共交通網の再構築」が23.0%、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」が21.3%、「都市のコンパクト化」が20.2%と多くなっている。

図表 353 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの（区域施策編策定済団体のみ）



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体の多くが、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために何らかの取組を行っている。政令指定都市は他の区分に比べて「スマートコミュニティの構築」に取り組んでいる団体の割合が高い点が特徴的である。

図表 354 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの【団体区分別】



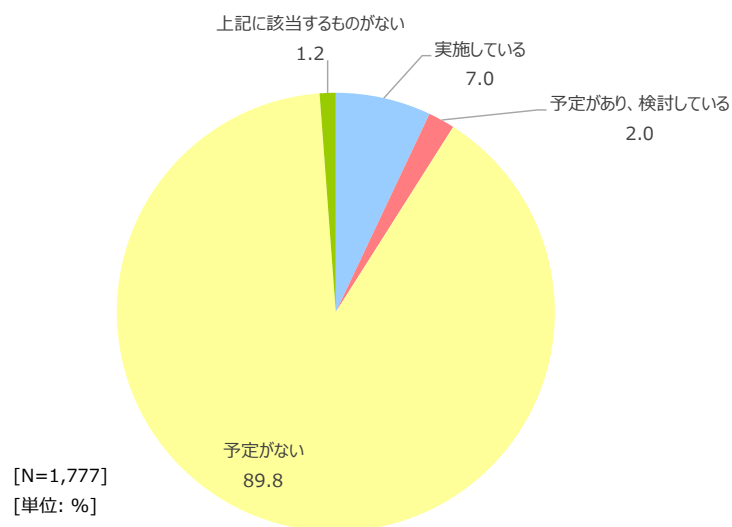
		供給におけるCEMSや工業団地などの面的取組	業務中心地区や工業団地	都市のコンパクト化	公共交通網の再構築	スマートコミュニティの構築	まちづくり・ネットワークづくりの促進	とする民間団体の活動を支援	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等	その他	上記の中には取り組んでいるものはない	合計
回答数	全体	43	157	204	107	191	393	49	1,169			1,777
	都道府県	7	15	13	16	13	38	2	5			47
	政令指定都市	10	13	13	17	10	19	0	0			20
	中核市	5	24	25	14	15	37	3	10			58
	施行時特例市	2	12	12	5	10	20	1	3			27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	29	42	18	41	95	11	53			181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	43	54	23	50	114	22	305			500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	15	26	6	29	49	4	348			440
	人口1万人未満の市町村	5	6	19	8	23	21	6	445			504
比率 (%)	全体(N=1,777)	2.4	8.8	11.5	6.0	10.7	22.1	2.8	65.8			
	都道府県(N=47)	14.9	31.9	27.7	34.0	27.7	80.9	4.3	10.6			
	政令指定都市(N=20)	50.0	65.0	65.0	85.0	50.0	95.0	0.0	0.0			
	中核市(N=58)	8.6	41.4	43.1	24.1	25.9	63.8	5.2	17.2			
	施行時特例市(N=27)	7.4	44.4	44.4	18.5	37.0	74.1	3.7	11.1			
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	4.4	16.0	23.2	9.9	22.7	52.5	6.1	29.3			
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.2	8.6	10.8	4.6	10.0	22.8	4.4	61.0			
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.0	3.4	5.9	1.4	6.6	11.1	0.9	79.1			
	人口1万人未満の市町村(N=504)	1.0	1.2	3.8	1.6	4.6	4.2	1.2	88.3			

5) 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する 施策や事業

①取組状況

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している。」と回答した団体は 7.0%、「予定があり、検討している。」と回答した団体は 2.0%である。

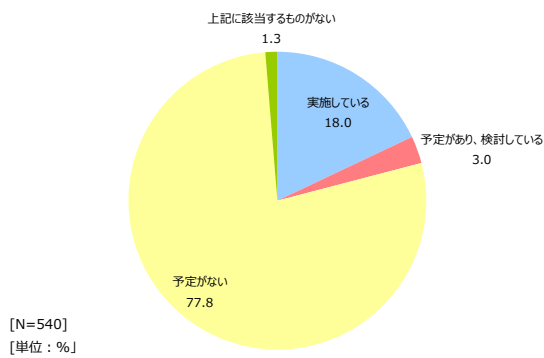
図表 355 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に
資する施策や事業の取組状況(全団体)



	実施 している	予 定 が あ り 、 検 討 し て い る	予 定 が な い	上 記 に 該 当 す る もの が な い	合 計
全体	125	35	1,596	21	1,777
比率 (%)	7.0	2.0	89.8	1.2	

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している。」と回答した団体は 18.0%、「予定があり、検討している。」と回答した団体は 3.9%である。

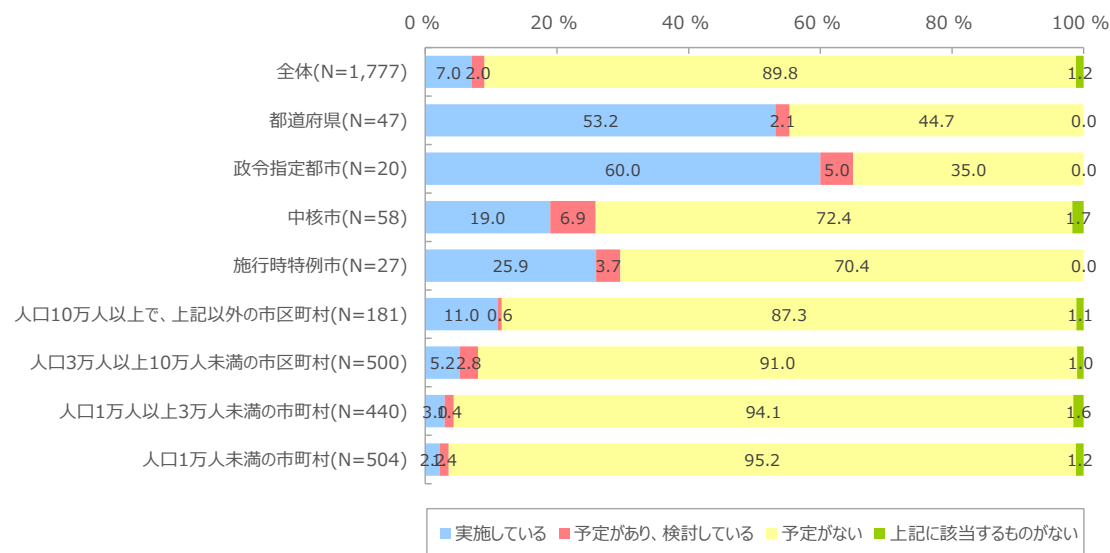
図表 356 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況(区域施策編策定済団体のみ)



	実施 して いる	予 定 が あ り 、 検 討	予 定 が な い	上 記 に 該 当 す る	合 計
全体	97	16	420	7	540
比率 (%)	18.0	3.0	77.8	1.3	

地方公共団体の区分別に見ると、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を実施している団体の割合が高いのは都道府県及び政令指定都市である。

図表 357 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況【団体区分別】

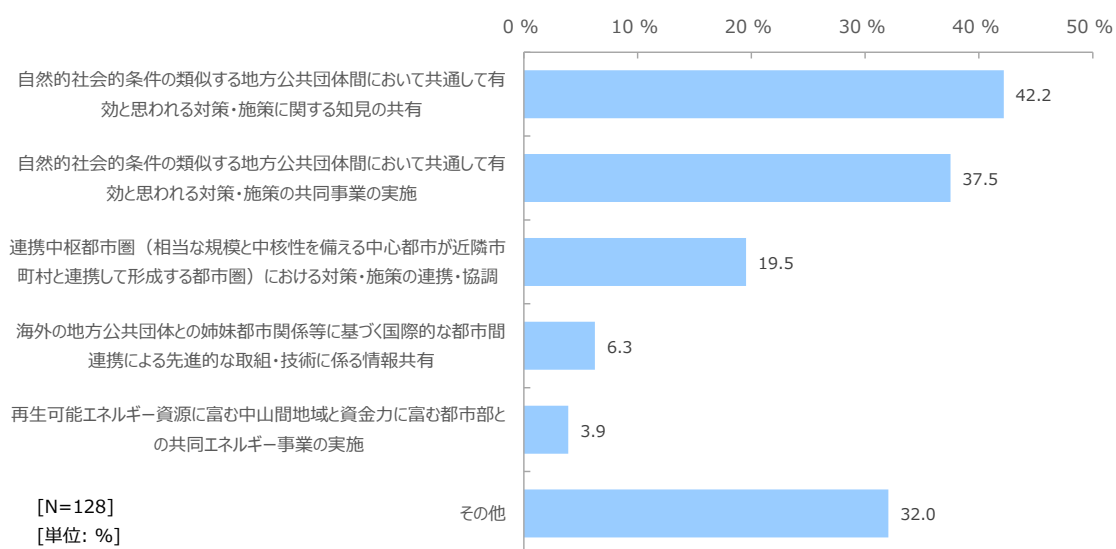


		実施している	検討している、予定がある	予定がない	上記に該当するものがない	合計
全体	全体	125	35	1,596	21	1,777
	都道府県	25	1	21	0	47
	政令指定都市	12	1	7	0	20
	中核市	11	4	42	1	58
	施行時特例市	7	1	19	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	20	1	158	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	14	455	5	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	6	414	7	440
	人口1万人未満の市町村	11	7	480	6	504
比率	全体(N=1,777)	7.0	2.0	89.8	1.2	
	都道府県(N=47)	53.2	2.1	44.7	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	5.0	35.0	0.0	
	中核市(N=58)	19.0	6.9	72.4	1.7	
	施行時特例市(N=27)	25.9	3.7	70.4	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	11.0	0.6	87.3	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	5.2	2.8	91.0	1.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	3.0	1.4	94.1	1.6	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	2.2	1.4	95.2	1.2	

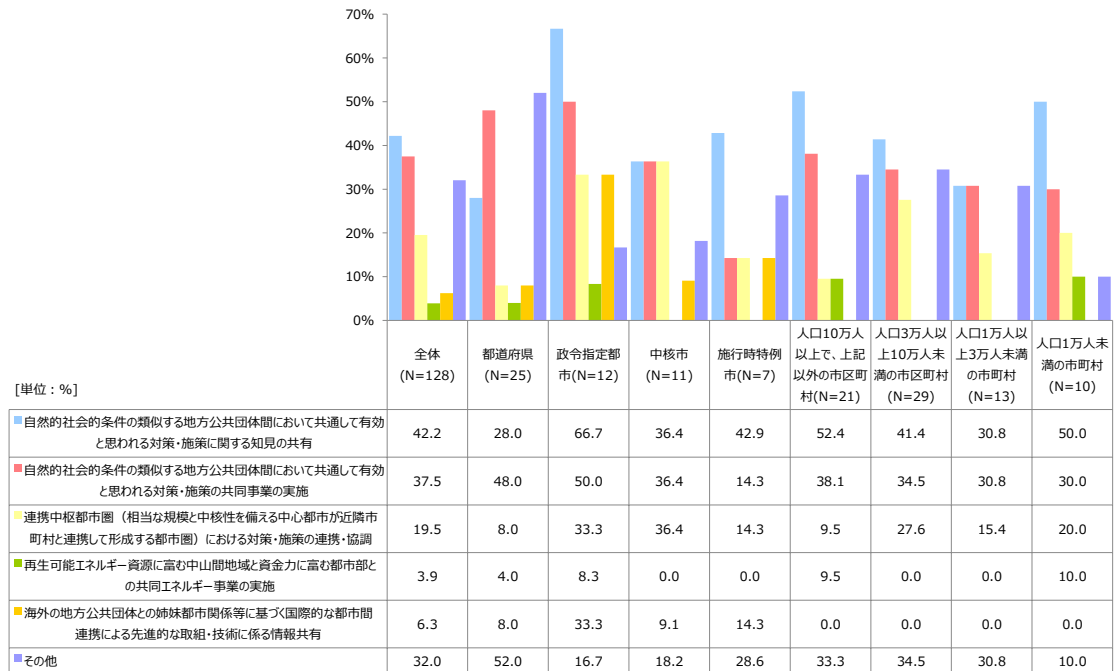
②取組内容

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業に取り組んでいると回答した団体の取組内容としては、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有」（42.2%）が最も多く、これに「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施」（37.5%）が続く。

図表 358 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容



図表 359 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容【団体区分別】



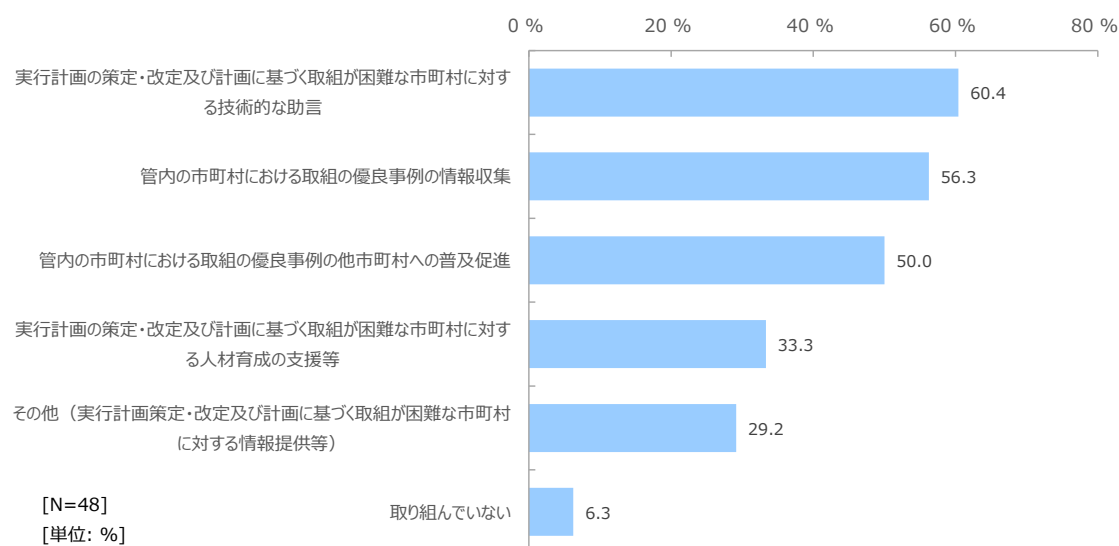
		自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の連携・協調	連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調	再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施	海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に係る情報共有	その他	合計
回答数	全体	54	48	25	5	8	41	128	
	都道府県	7	12	2	1	2	13	25	
	政令指定都市	8	6	4	1	4	2	12	
	中核市	4	4	4	0	1	2	11	
	施行時特例市	3	1	1	0	1	2	7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	8	2	2	0	7	21	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	12	10	8	0	0	10	29	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	4	2	0	0	4	13	
人口1万人未満の市町村	5	3	2	1	0	1	10		
比率（%）	全体(N=128)	42.2	37.5	19.5	3.9	6.3	32.0		
	都道府県(N=25)	28.0	48.0	8.0	4.0	8.0	52.0		
	政令指定都市(N=12)	66.7	50.0	33.3	8.3	33.3	16.7		
	中核市(N=11)	36.4	36.4	36.4	0.0	9.1	18.2		
	施行時特例市(N=7)	42.9	14.3	14.3	0.0	14.3	28.6		
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=21)	52.4	38.1	9.5	9.5	0.0	33.3		
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=29)	41.4	34.5	27.6	0.0	0.0	34.5		
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=13)	30.8	30.8	15.4	0.0	0.0	30.8		
人口1万人未満の市町村(N=10)	50.0	30.0	20.0	10.0	0.0	10.0			

（６）地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの

１） 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

都道府県において、「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」（60.4%）が最も多く、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」（56.3%）、「管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」（50.0%）と続く。

図表 360 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

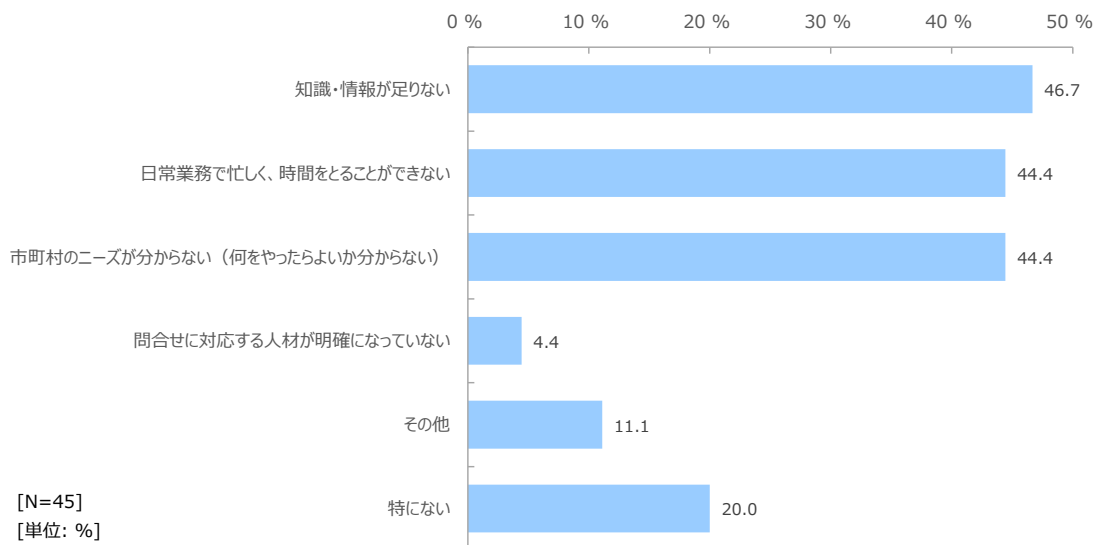


	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供等	取り組んでいない	合計
全体	27	24	29	16	14	3	48
比率 (%)	56.3	50.0	60.4	33.3	29.2	6.3	

2) 市町村に対する支援を行う際の課題

市町村（特別区含む。）に対する支援を行っているとは回答した都道府県において、支援を行う際の課題としては、「知識・情報が足りない。」（46.7%）が最も多く、「日常業務で忙しく、時間をとることができない。」（44.4%）、「市町村のニーズが分からない（何をしたらよいか分からない）。」（44.4%）、と続く。

図表 361 市町村に対する支援を行う際の課題



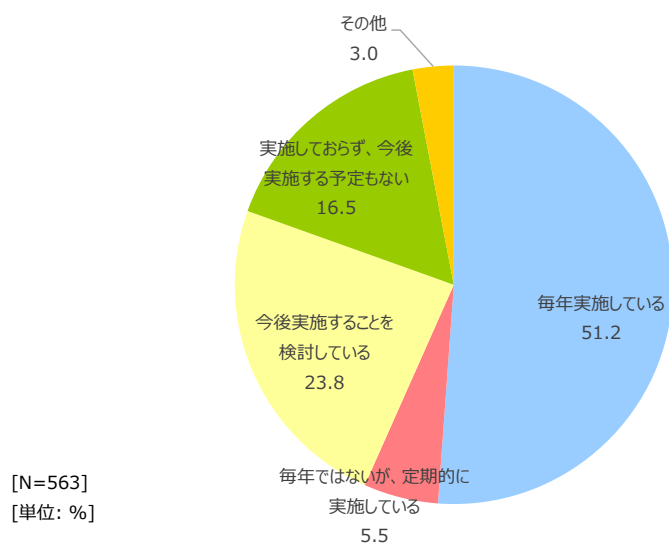
	間日 をと常 る業務 ことが でき ない 時間	知識・ 情報が 足り ない	問 合 せ に 対 応 す る 人 材	市 町 村 の ニ ー ズ が 分 か ら な い （ 何 を や つ た ら よ い か 分 か ら な い ）	そ の 他	特 に な い	合 計
全体	20	21	2	20	5	9	45
比率 (%)	44.4	46.7	4.4	44.4	11.1	20.0	

（７）実行計画（区域施策編）の点検の実施状況

１） 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握

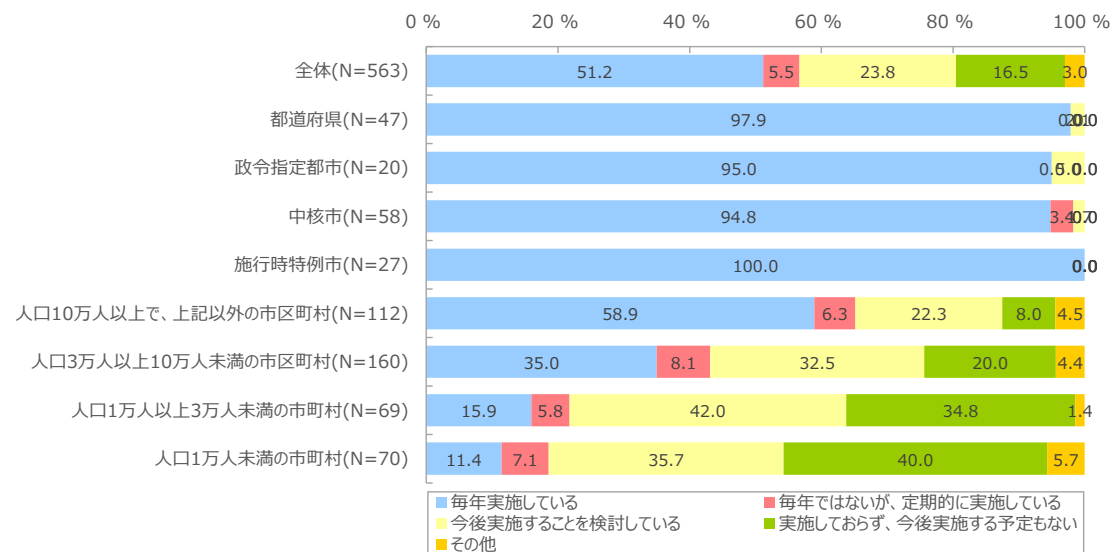
区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している。」団体が 51.2%と過半数を超えている。「毎年ではないが、定期的に実施している。」団体（5.5%）を合わせ、６割弱の団体が点検を実施している。

図表 362 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や
対策・施策の効果の把握



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では9割以上が「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市町村（特別区含む。）では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下する。

図表 363 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【団体区分別】

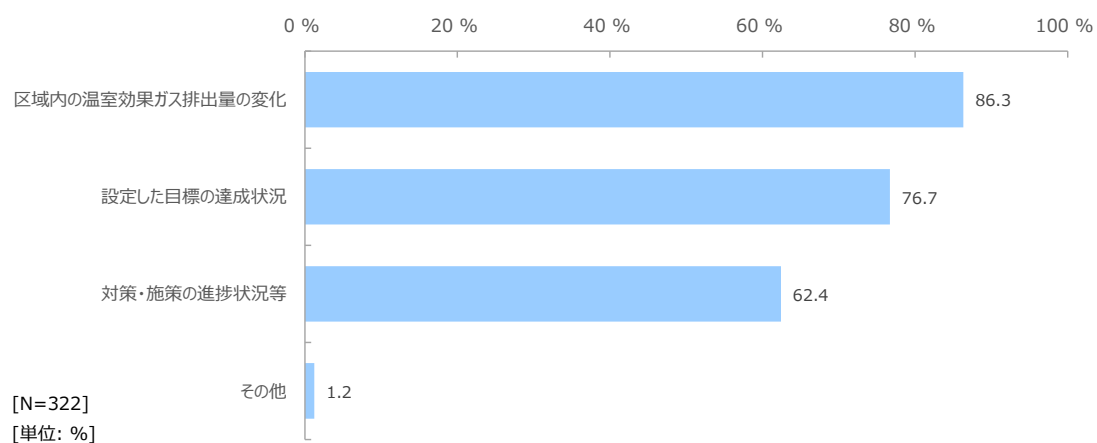


		毎年実施している	毎年ではないが、定期的を実施している	今後実施することを検討している	実施しておらず、今後実施する予定もない	その他	合計
全体	全体	288	31	134	93	17	563
	都道府県	46	0	1	0	0	47
	政令指定都市	19	0	1	0	0	20
	中核市	55	2	1	0	0	58
	施行時特例市	27	0	0	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	66	7	25	9	5	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	56	13	52	32	7	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	4	29	24	1	69
比率	人口1万人未満の市町村	8	5	25	28	4	70
	全体(N=563)	51.2	5.5	23.8	16.5	3.0	
	都道府県(N=47)	97.9	0.0	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	94.8	3.4	1.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	58.9	6.3	22.3	8.0	4.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	35.0	8.1	32.5	20.0	4.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	15.9	5.8	42.0	34.8	1.4	
	人口1万人未満の市町村(N=70)	11.4	7.1	35.7	40.0	5.7	

2) 区域施策編の進捗評価の対象

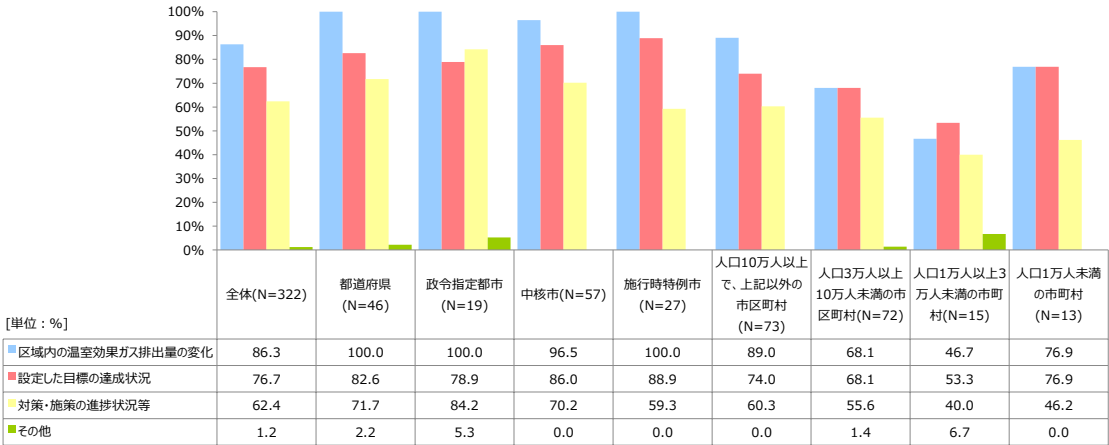
区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価の対象としては、「区域内の温室効果ガス排出量の変化」(86.3%)が最も多く、「設定した目標の達成状況」(76.7%)、「対策・施策の進捗状況等」(62.4%)と続く。

図表 364 区域施策編の進捗評価の対象



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体のほとんどが「区域内の温室効果ガス排出量の変化」を進捗評価の対象としている。一方、「対策・施策の進捗状況等」を進捗評価の対象としていると回答した割合は、政令指定都市が最も多い。

図表 365 区域施策編の進捗評価の対象【団体区分別】

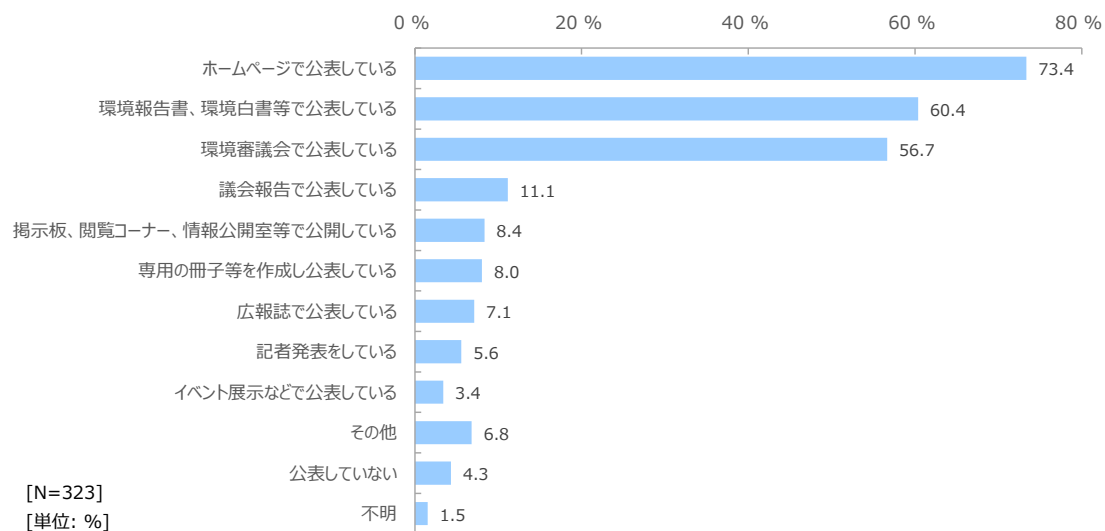


		ガ ス 排 出 量 の 温 室 効 果 変 化	設 定 し た 目 標 の 達 成 状 況	対 策 ・ 施 策 の 進 捗 状 況 等	そ の 他	合 計
回答数	全体	278	247	201	4	322
	都道府県	46	38	33	1	46
	政令指定都市	19	15	16	1	19
	中核市	55	49	40	0	57
	施行時特例市	27	24	16	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	65	54	44	0	73
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	49	49	40	1	72
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	8	6	1	15
	人口1万人未満の市町村	10	10	6	0	13
比率 (%)	全体(N=322)	86.3	76.7	62.4	1.2	
	都道府県(N=46)	100.0	82.6	71.7	2.2	
	政令指定都市(N=19)	100.0	78.9	84.2	5.3	
	中核市(N=57)	96.5	86.0	70.2	0.0	
	施行時特例市(N=27)	100.0	88.9	59.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	89.0	74.0	60.3	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	68.1	68.1	55.6	1.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	46.7	53.3	40.0	6.7	
	人口1万人未満の市町村(N=13)	76.9	76.9	46.2	0.0	

3) 区域施策編の進捗評価結果の公表方法

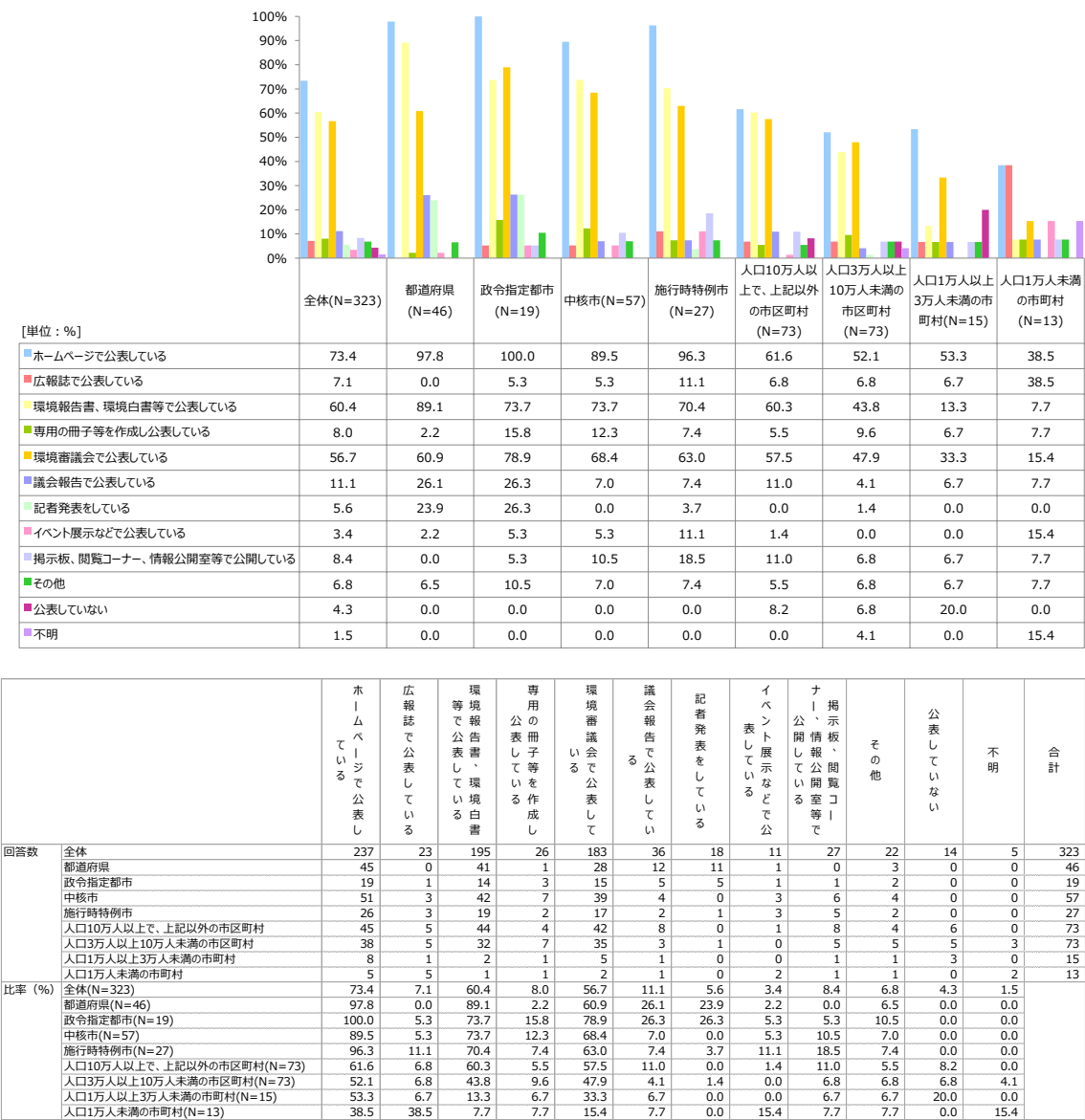
区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価結果の公表方法としては、「ホームページで公表している。」(73.4%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(60.4%)、「環境審議会で公表している。」(56.7%)と続く。

図表 366 区域施策編の進捗評価結果の公表方法



地方公共団体の区分別に見ると、いずれの区分でも「ホームページで公表している。」を選択した団体が最も多い。

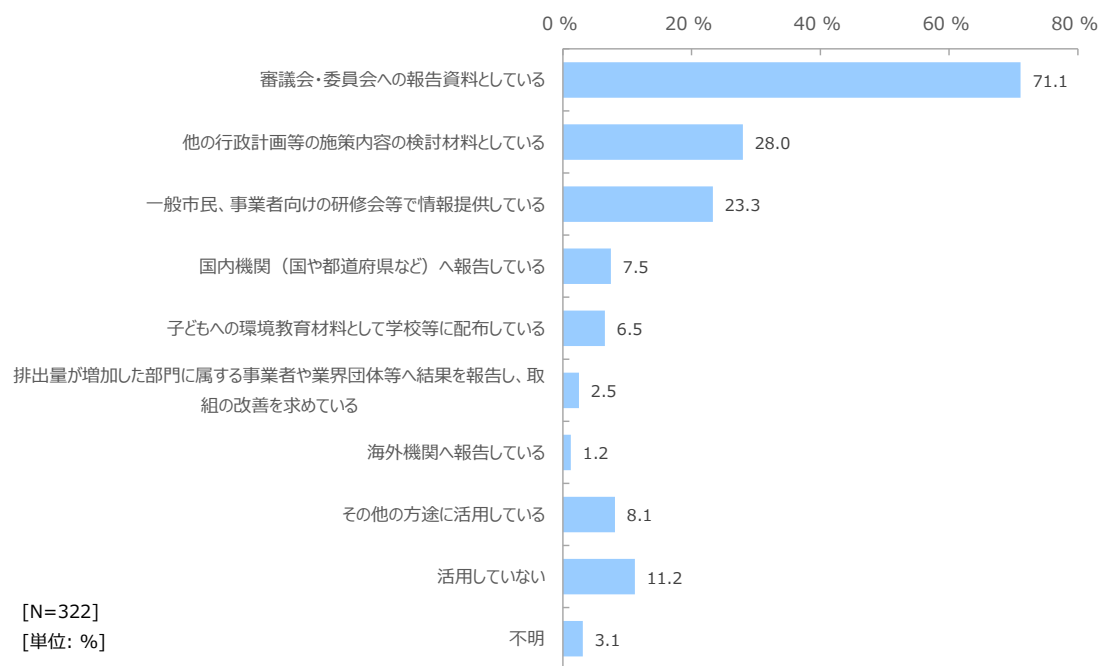
図表 367 区域施策編の進捗評価結果の公表方法【団体区分別】



4) 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い

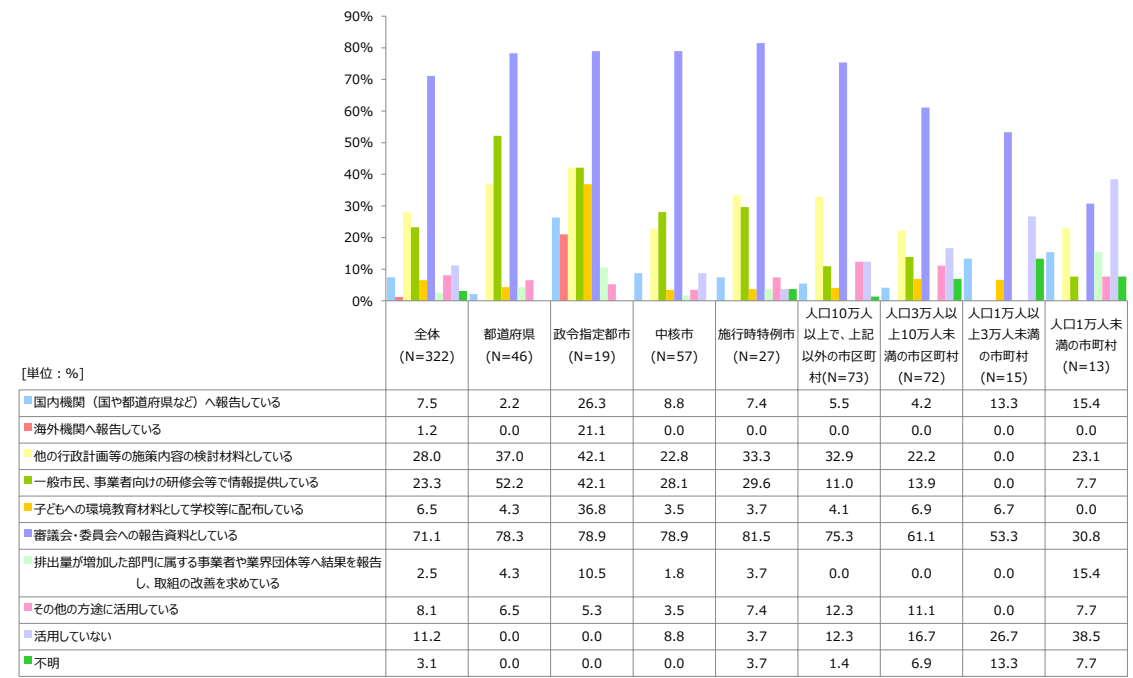
区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体において、進捗評価結果の公表以外の取り扱いとしては、「審議会・委員会への報告資料としている。」(71.1%) が最も多く、「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。」(28.0%)、「一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。」(23.3%)と続く。

図表 368 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い



地方公共団体の区分別に見ると、いずれの区分においても、「審議会・委員会への報告資料としている。」を選択した団体が最も多い。

図表 369 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い
【団体区分別】

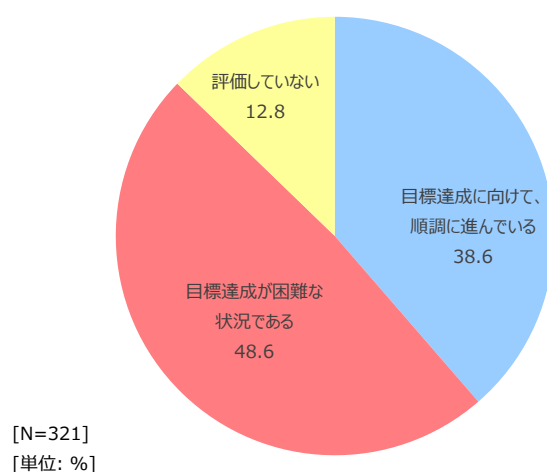


		国内機関（国や都道府県など）へ報告している	海外機関へ報告している	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している	子どもへの環境教育材料として学校等に配布している	審議会・委員会への報告資料としている	事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている	排出量が増加した部門に属する	その他の方法に活用している	活用していない	不明	合計
回答数	全体	24	4	90	75	21	229	8	26	36	10	322	
	都道府県	1	0	17	24	2	36	2	3	0	0	46	
	政令指定都市	5	4	8	8	7	15	2	1	0	0	19	
	中核市	5	0	13	16	2	45	1	2	5	0	57	
	施行時特例市	2	0	9	8	1	22	1	2	1	1	27	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	0	24	8	3	55	0	9	9	1	73	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	0	16	10	5	44	0	8	12	5	72	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	0	0	1	8	0	0	4	2	15	
	人口1万人未満の市町村	2	0	3	1	0	4	2	1	5	1	13	
	比率（%）	全体(N=322)	7.5	1.2	28.0	23.3	6.5	71.1	2.5	8.1	11.2	3.1	
都道府県(N=46)	2.2	0.0	37.0	52.2	4.3	78.3	4.3	6.5	0.0	0.0			
政令指定都市(N=19)	26.3	21.1	42.1	42.1	36.8	78.9	10.5	5.3	0.0	0.0			
中核市(N=57)	8.8	0.0	22.8	28.1	3.5	78.9	1.8	3.5	8.8	0.0			
施行時特例市(N=27)	7.4	0.0	33.3	29.6	3.7	81.5	3.7	7.4	3.7	3.7			
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	5.5	0.0	32.9	11.0	4.1	75.3	0.0	12.3	12.3	1.4			
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	4.2	0.0	22.2	13.9	6.9	61.1	0.0	11.1	16.7	6.9			
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	13.3	0.0	0.0	0.0	6.7	53.3	0.0	0.0	26.7	13.3			
人口1万人未満の市町村(N=13)	15.4	0.0	23.1	7.7	0.0	30.8	15.4	7.7	38.5	7.7			

5) 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

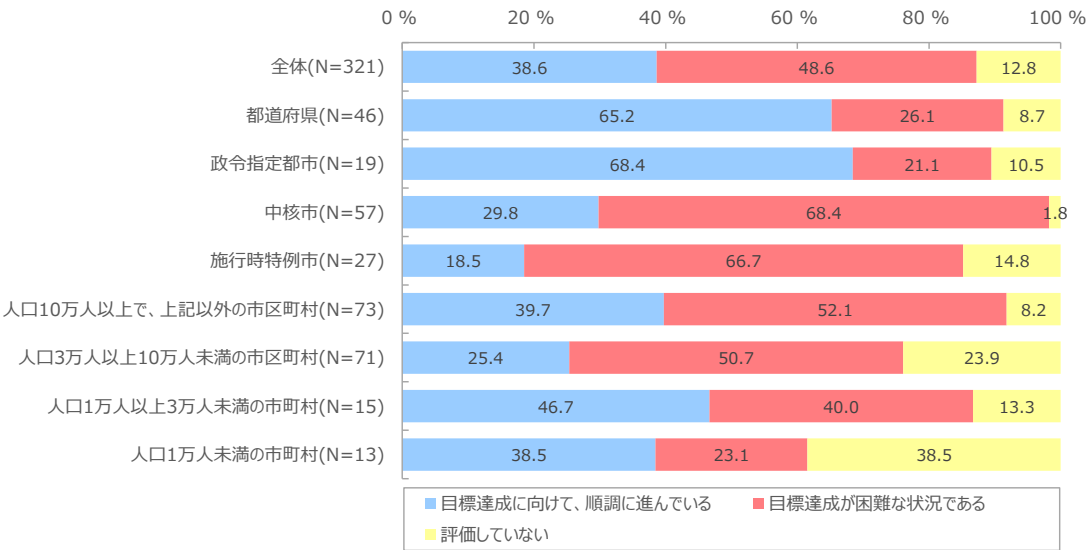
区域施策編の進捗評価を行っている団体における直近の進捗評価結果に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は全体の 38.6%である。

図表 370 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市では約 7 割の団体が「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答している一方、中核市、施行時特例市では約 7 割の団体が「目標達成が困難な状況である。」と回答している。

図表 371 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価
【団体区分別】

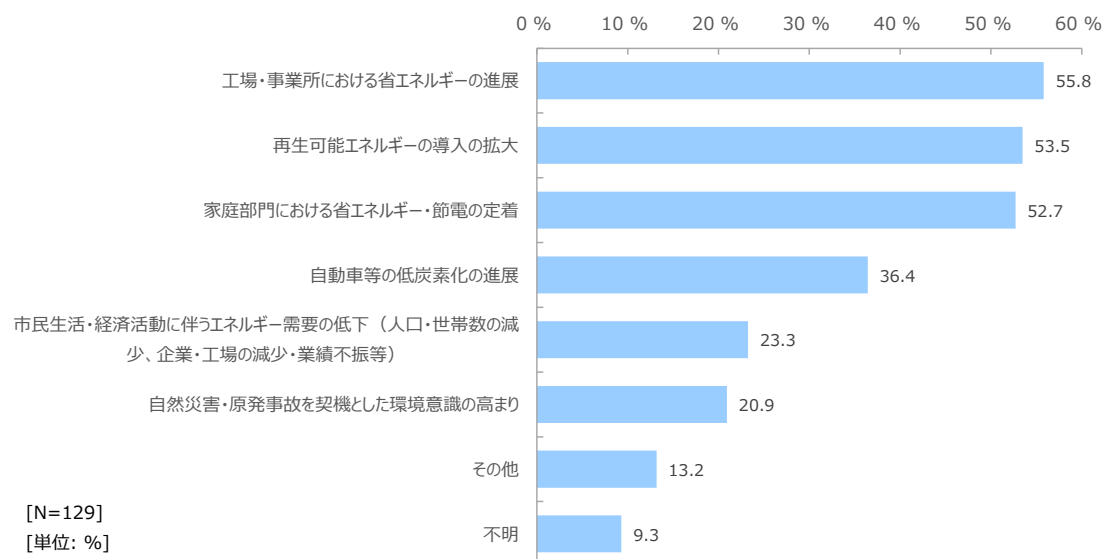


		目標達成に向けて、順調に進んでいる	目標達成が困難な状況である	評価していない	合計
全体	全体	124	156	41	321
	都道府県	30	12	4	46
	政令指定都市	13	4	2	19
	中核市	17	39	1	57
	施行時特例市	5	18	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	38	6	73
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	18	36	17	71
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	6	2	15
	人口1万人未満の市町村	5	3	5	13
比率	全体(N=321)	38.6	48.6	12.8	
	都道府県(N=46)	65.2	26.1	8.7	
	政令指定都市(N=19)	68.4	21.1	10.5	
	中核市(N=57)	29.8	68.4	1.8	
	施行時特例市(N=27)	18.5	66.7	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	39.7	52.1	8.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=71)	25.4	50.7	23.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	46.7	40.0	13.3	
	人口1万人未満の市町村(N=13)	38.5	23.1	38.5	

6) <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

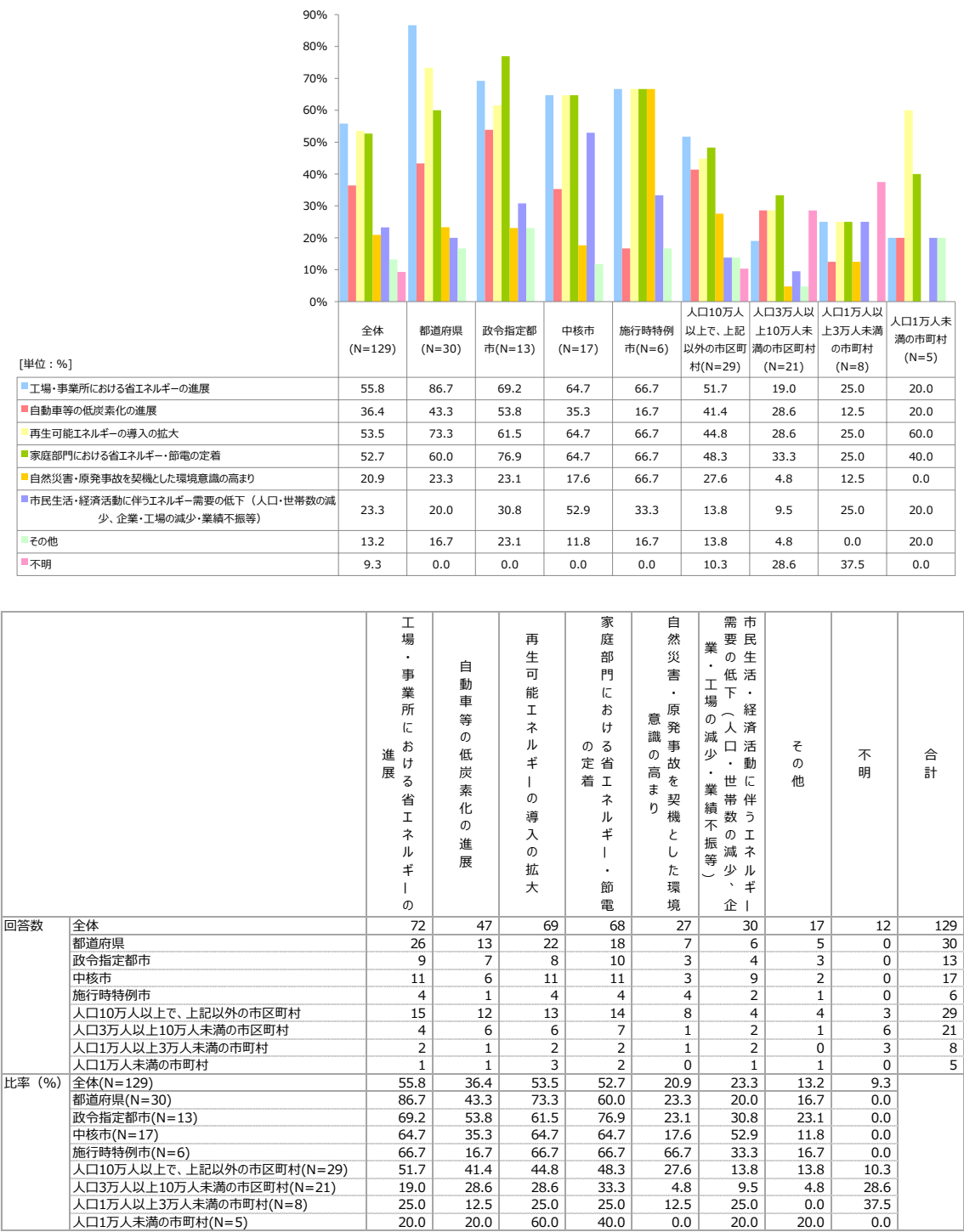
区域施策編の進捗について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体において、その主な要因としては、「工場・事業所における省エネルギーの進展」(55.8%) が最も多く、「再生可能エネルギーの導入の拡大」(53.5%)、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」(52.7%) と続く。

図表 372 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「工場・事業所における省エネルギーの進展」が最も多い一方、政令指定都市や中核市では「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」が最も多い。

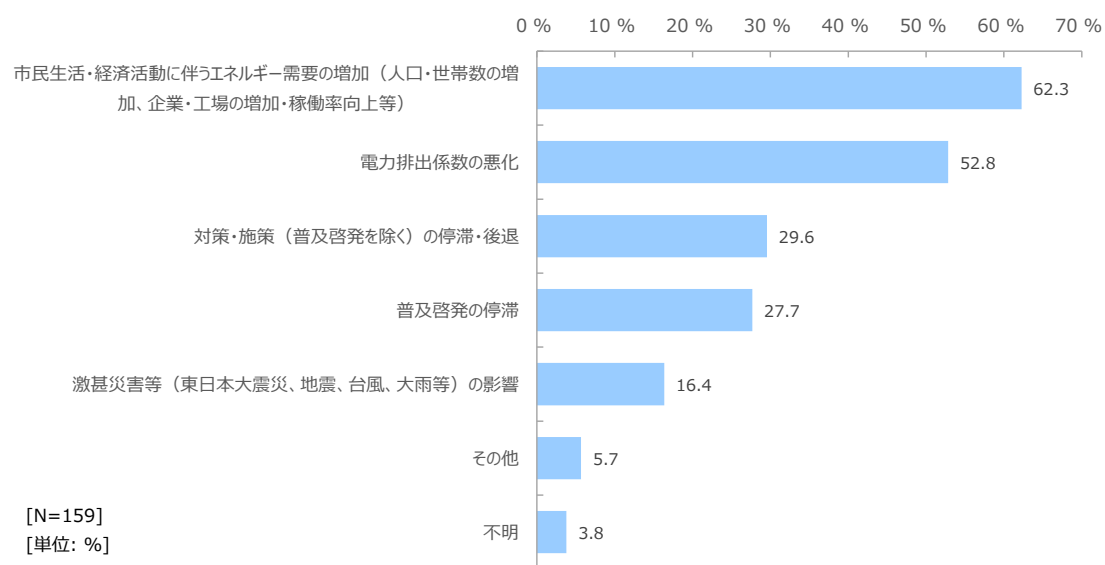
図表 373 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因【団体区分別】



7) <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

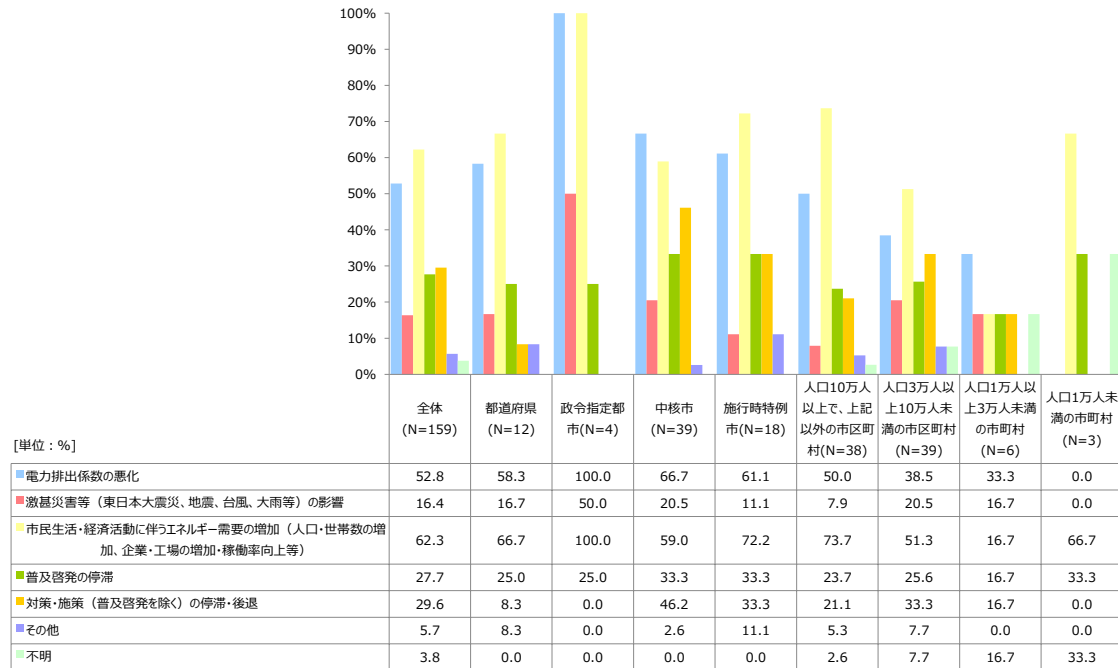
区域施策編の進捗について、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体において、その主な要因としては、回答団体全体では、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）」（62.3%）が最も高く、「電力排出係数の悪化」（52.8%）、「対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退」（29.6%）と続く。

図表 374 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、
回答した状況に至った主な要因



地方公共団体の区分別に見ると、特に大規模な団体で「電力排出係数の悪化」と回答した割合が高い。

図表 375 ＜困難＞区域施策編の直近の進捗評価結果について、
回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

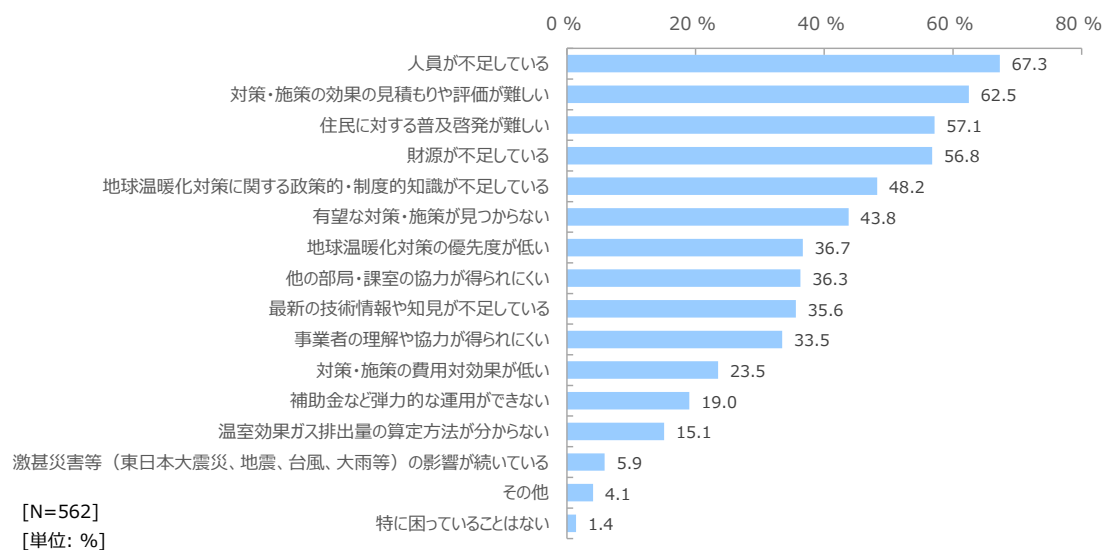


		電力排出係数の悪化	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響	増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加）に伴うエネルギー需要の増加	普及啓発の停滞	対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退	その他	不明	合計
回答数	全体	84	26	99	44	47	9	6	159
	都道府県	7	2	8	3	1	1	0	12
	政令指定都市	4	2	4	1	0	0	0	4
	中核市	26	8	23	13	18	1	0	39
	施行時特例市	11	2	13	6	6	2	0	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	19	3	28	9	8	2	1	38
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	15	8	20	10	13	3	3	39
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	1	1	1	1	0	1	6
	人口1万人未満の市町村	0	0	2	1	0	0	1	3
比率（％）	全体(N=159)	52.8	16.4	62.3	27.7	29.6	5.7	3.8	
	都道府県(N=12)	58.3	16.7	66.7	25.0	8.3	8.3	0.0	
	政令指定都市(N=4)	100.0	50.0	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=39)	66.7	20.5	59.0	33.3	46.2	2.6	0.0	
	施行時特例市(N=18)	61.1	11.1	72.2	33.3	33.3	11.1	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=38)	50.0	7.9	73.7	23.7	21.1	5.3	2.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=39)	38.5	20.5	51.3	25.6	33.3	7.7	7.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=6)	33.3	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	33.3	

8) 区域施策編の推進過程で困っていること

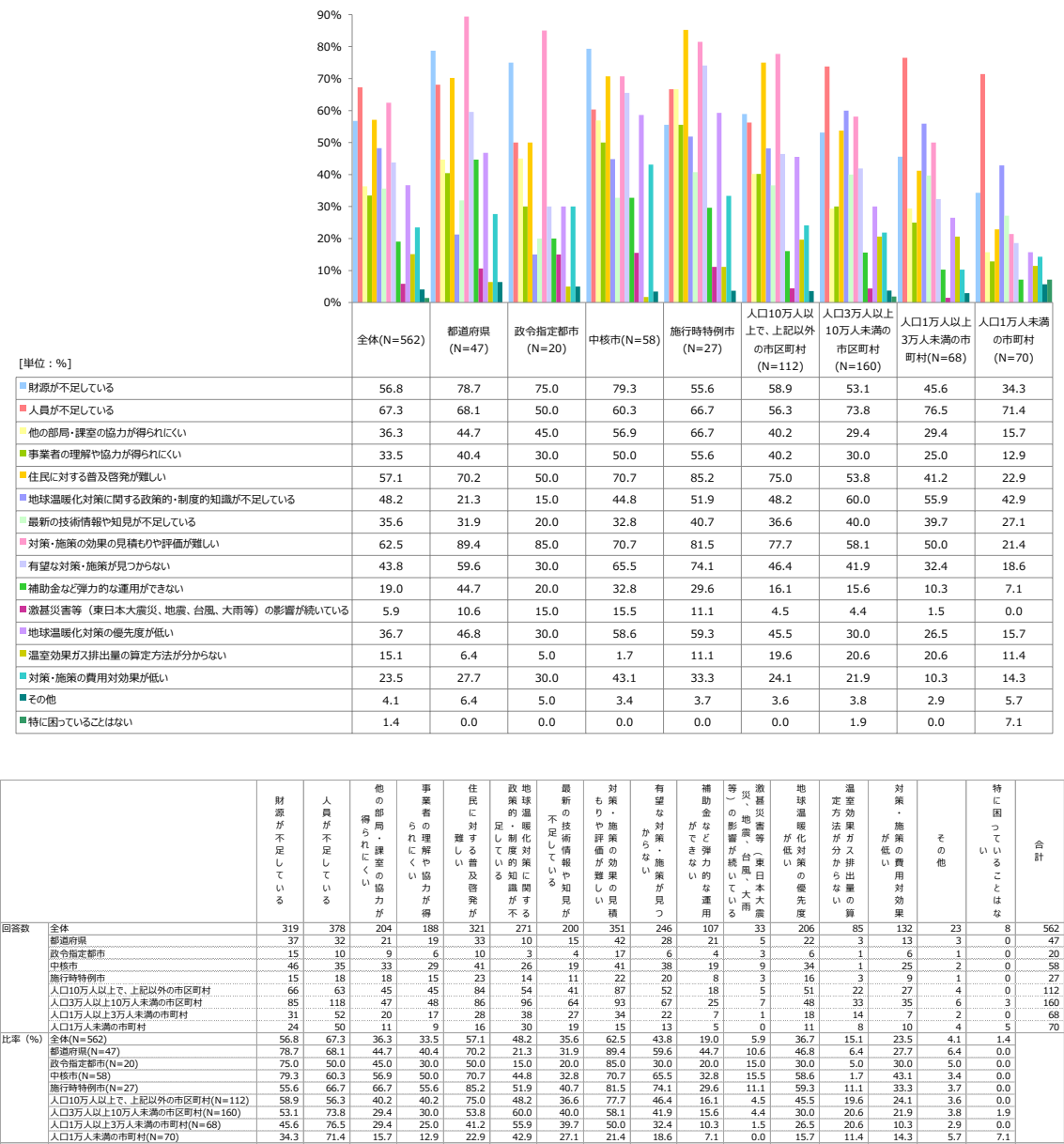
区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(67.3%) が最も多く、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい。」(62.5%)、「住民に対する普及啓発が難しい。」(57.1%)、「財源が不足している。」(56.8%)、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(48.2%) と続く。

図表 376 区域施策編の推進過程で困っていること



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「財源が不足している」、小規模な市町村（特別区含む。）では「人員が不足している。」と回答した団体が多い。

図表 377 区域施策編の推進過程で困っていること【団体区分別】

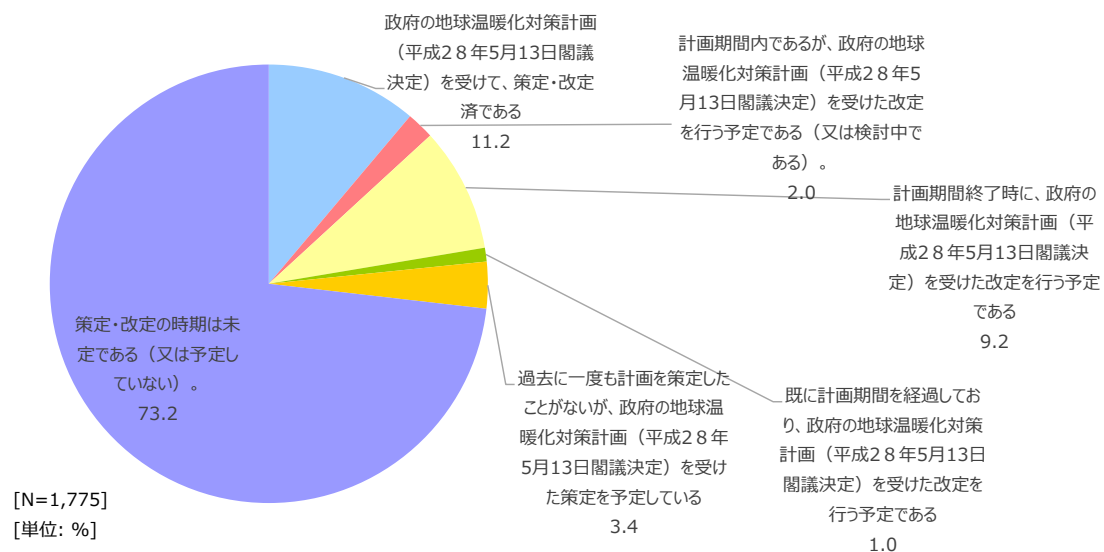


（８）実行計画（区域施策編）の見直し

１） 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における、政府の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けた区域施策編の策定・改定状況としては、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」団体は 11.2%である。一方、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」団体も 73.2%存在している。

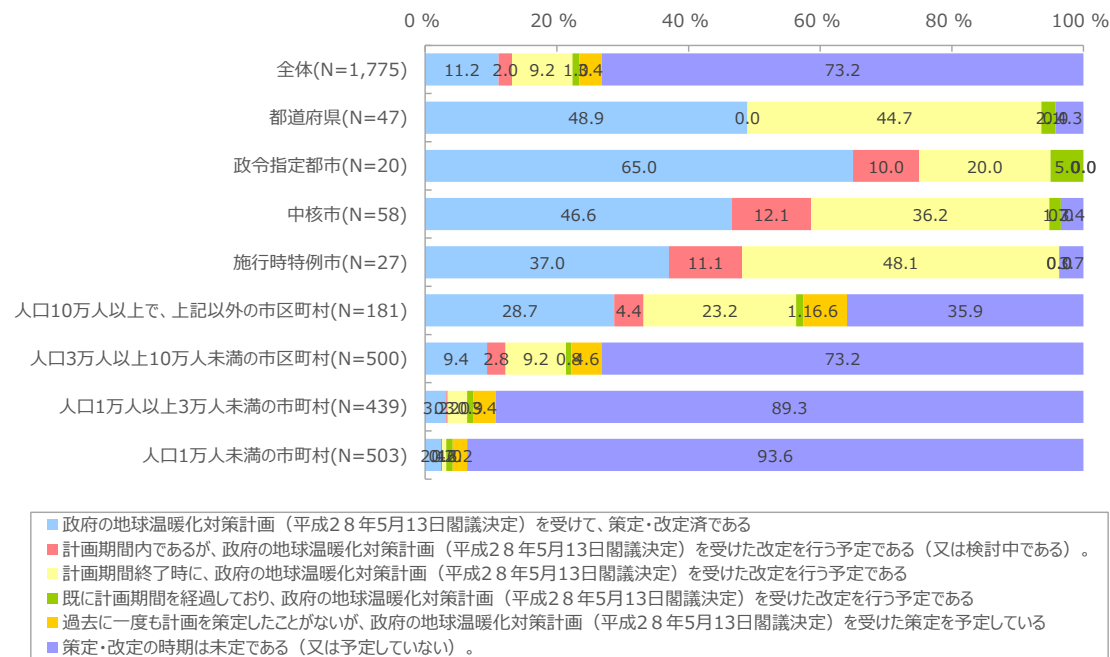
図表 378 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況



	政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	過去に一度も計画を策定したが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。	合計
全体	198	36	163	18	61	1,299	1,775
比率 (%)	11.2	2.0	9.2	1.0	3.4	73.2	

地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある施行時特例市より人口規模が大きい団体においては、改定を予定している団体が大半を占める。人口 10 万人未満の市区町村では、7 割以上の団体が策定・改定の予定はないと回答している。

図表 379 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況【団体区分別】

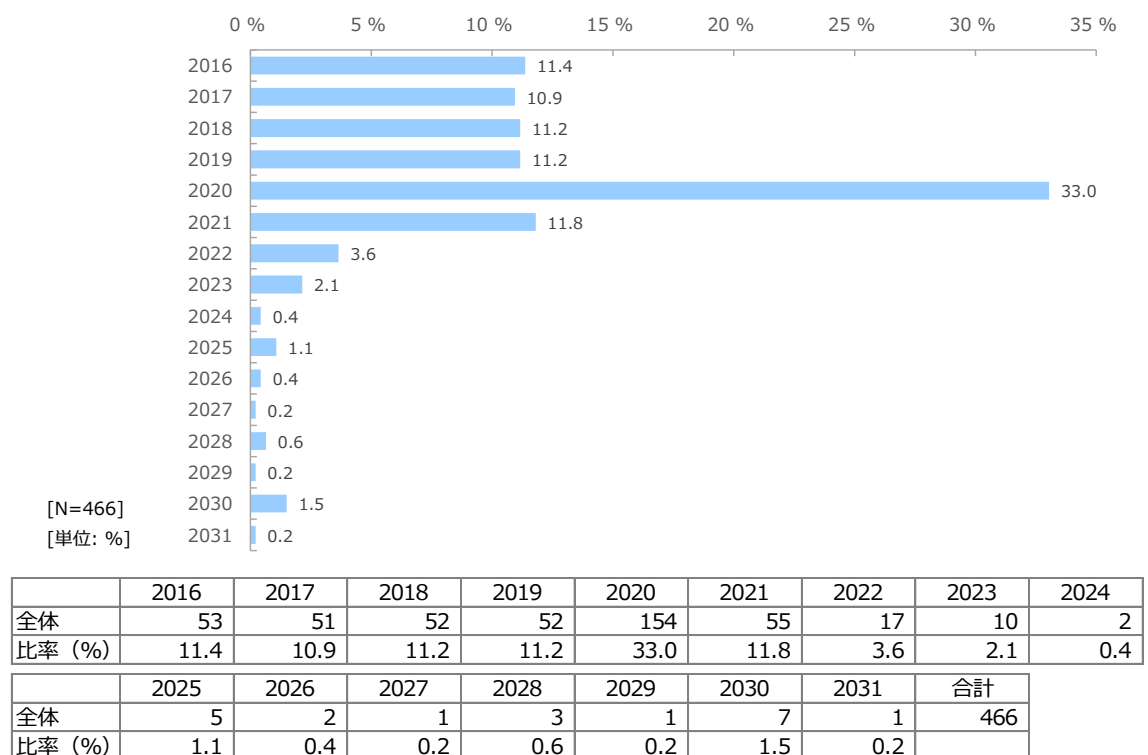


		政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	過去の一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。	合計
全体	全体	198	36	163	18	61	1,299	1,775
	都道府県	23	0	21	1	0	2	47
	政令指定都市	13	2	4	1	0	0	20
	中核市	27	7	21	1	0	2	58
	施行時特例市	10	3	13	0	0	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	52	8	42	2	12	65	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	47	14	46	4	23	366	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	1	13	4	15	392	439
	人口1万人未満の市町村	12	1	3	5	11	471	503
比率	全体(N=1,775)	11.2	2.0	9.2	1.0	3.4	73.2	
	都道府県(N=47)	48.9	0.0	44.7	2.1	0.0	4.3	
	政令指定都市(N=20)	65.0	10.0	20.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	46.6	12.1	36.2	1.7	0.0	3.4	
	施行時特例市(N=27)	37.0	11.1	48.1	0.0	0.0	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	28.7	4.4	23.2	1.1	6.6	35.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	9.4	2.8	9.2	0.8	4.6	73.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	3.2	0.2	3.0	0.9	3.4	89.3	
	人口1万人未満の市町村(N=503)	2.4	0.2	0.6	1.0	2.2	93.6	

2) 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度（予定を含む）

政府の「地球温暖化対策計画」を受けて区域施策編を策定・改定済み（又は予定）の団体における策定・改定（予定）年度は「2020年度」（33.0%）が最も多い。大部分の団体が2021年度までに策定・改定する予定となっている。

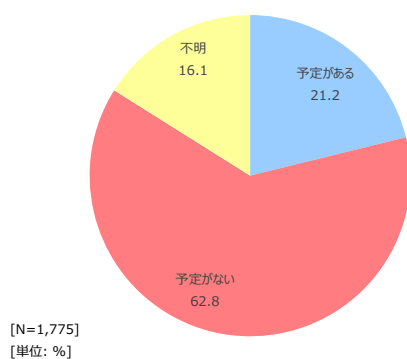
図表 380 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度（予定を含む）



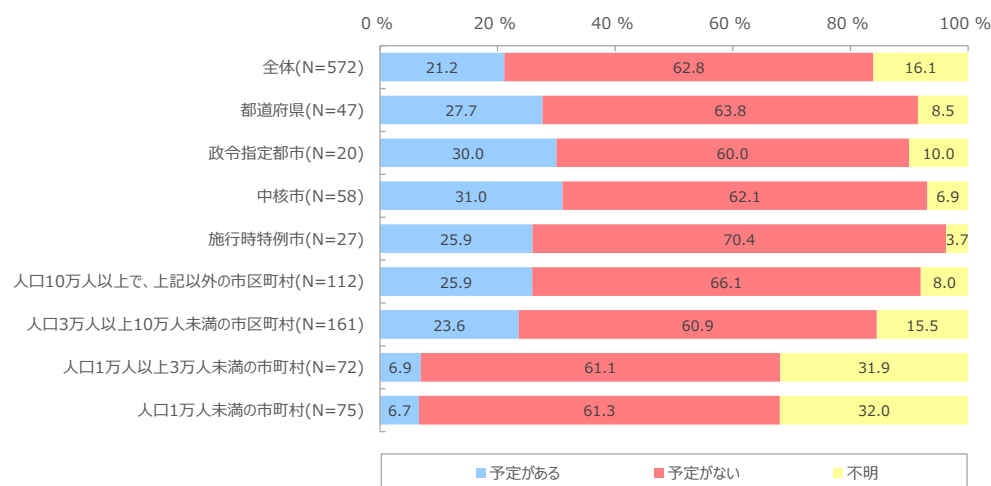
3) 区域施策編の中間見直しの予定の有無

区域施策編を策定済みの団体において、中間見直しの「予定がある。」と回答した団体は 21.2%、「予定がない。」と回答した団体は 62.8%である。

図表 381 区域施策編の中間見直しの予定の有無



図表 382 区域施策編の中間見直しの予定の有無【団体区分別】

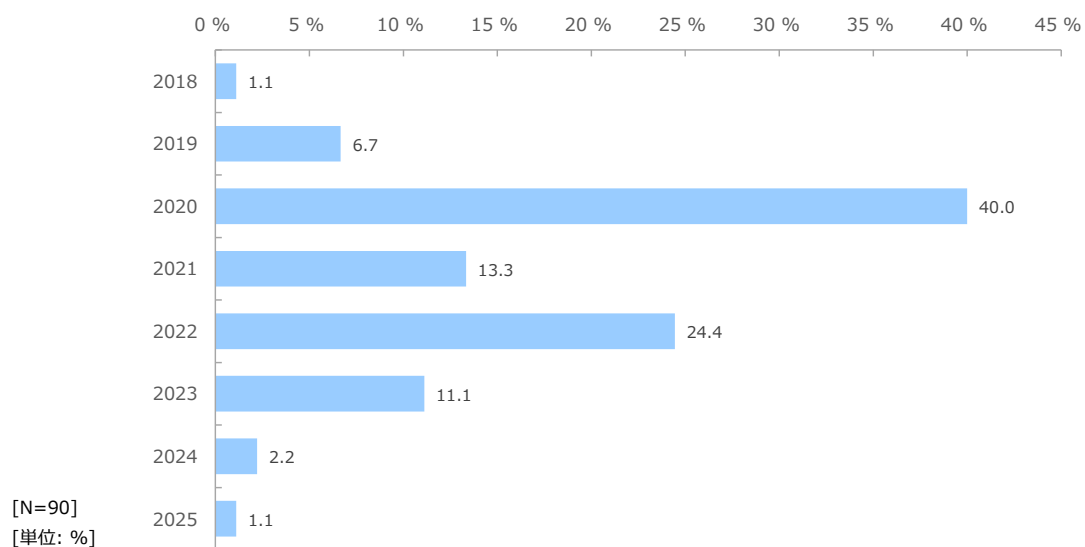


		予定 が あ る	予 定 が な い	不 明	合 計
全体	全体	121	359	92	572
	都道府県	13	30	4	47
	政令指定都市	6	12	2	20
	中核市	18	36	4	58
	施行時特例市	7	19	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	74	9	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	38	98	25	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	44	23	72
比率	人口1万人未満の市町村	5	46	24	75
	全体(N=572)	21.2	62.8	16.1	
	都道府県(N=47)	27.7	63.8	8.5	
	政令指定都市(N=20)	30.0	60.0	10.0	
	中核市(N=58)	31.0	62.1	6.9	
	施行時特例市(N=27)	25.9	70.4	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	25.9	66.1	8.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	23.6	60.9	15.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	6.9	61.1	31.9	
	人口1万人未満の市町村(N=75)	6.7	61.3	32.0	

4) 区域施策編の中間見直しの予定年度

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、中間見直しの予定年度は「2020年度」(40.0%)が最も多い。

図表 383 区域施策編の中間見直しの予定年度



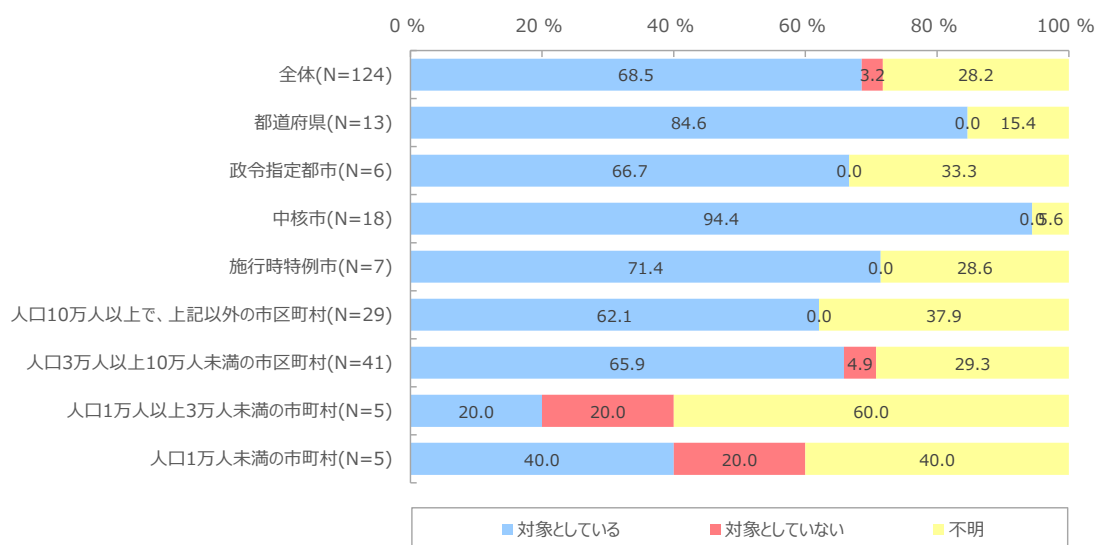
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
全体	1	6	36	12	22	10	2	1	90
比率 (%)	1.1	6.7	40.0	13.3	24.4	11.1	2.2	1.1	

5) 区域施策編の中間見直しの対象

①目標や対策・施策の内容

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、目標や対策・施策の内容を中間見直しの対象としている団体は68.5%である。

図表 384 区域施策編の中間見直しの対象 ①目標や対策・施策の内容
【団体区分別】

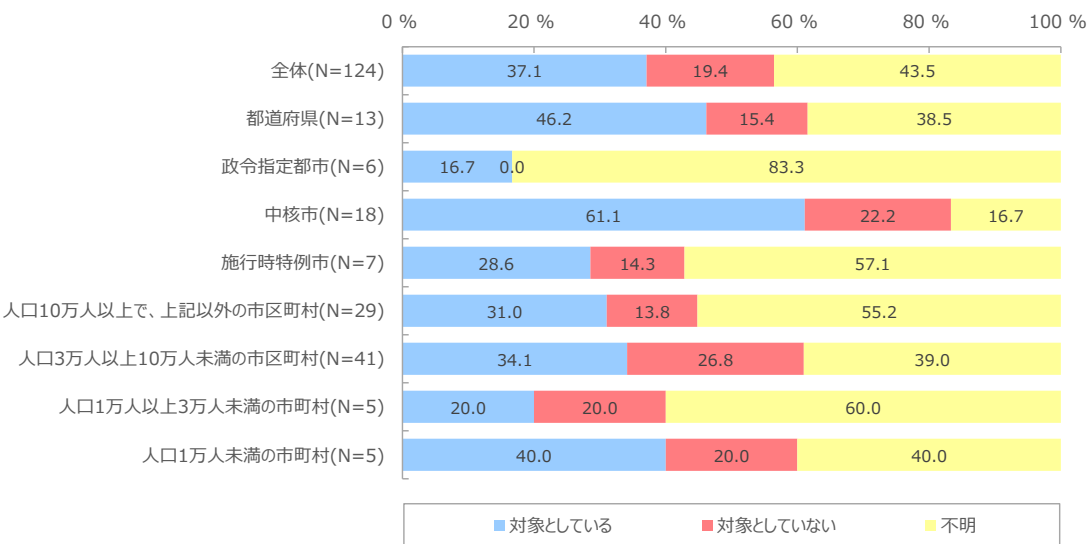


		対象として いる	対象として いない	不明	合計
全体	全体	85	4	35	124
	都道府県	11	0	2	13
	政令指定都市	4	0	2	6
	中核市	17	0	1	18
	施行時特例市	5	0	2	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	0	11	29
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	2	12	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
	人口1万人未満の市町村	2	1	2	5
比率	全体(N=124)	68.5	3.2	28.2	
	都道府県(N=13)	84.6	0.0	15.4	
	政令指定都市(N=6)	66.7	0.0	33.3	
	中核市(N=18)	94.4	0.0	5.6	
	施行時特例市(N=7)	71.4	0.0	28.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=29)	62.1	0.0	37.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	65.9	4.9	29.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0	

②進捗管理の仕組み

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、進捗管理の仕組みを中間見直しの対象としている団体は 37.1%である。

図表 385 区域施策編の中間見直しの対象 ②進捗管理の仕組み
【団体区分別】

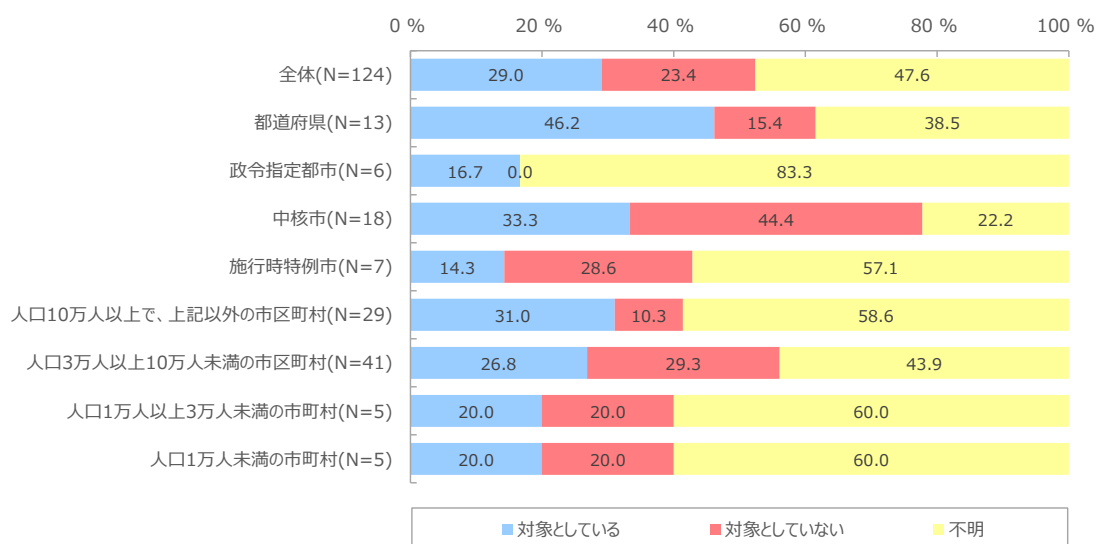


		対 象 と し て い る	対 象 と し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	46	24	54	124
	都道府県	6	2	5	13
	政令指定都市	1	0	5	6
	中核市	11	4	3	18
	施行時特例市	2	1	4	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	4	16	29
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	11	16	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
	人口1万人未満の市町村	2	1	2	5
比率	全体(N=124)	37.1	19.4	43.5	
	都道府県(N=13)	46.2	15.4	38.5	
	政令指定都市(N=6)	16.7	0.0	83.3	
	中核市(N=18)	61.1	22.2	16.7	
	施行時特例市(N=7)	28.6	14.3	57.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=29)	31.0	13.8	55.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	34.1	26.8	39.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0	

③評価結果の公表のあり方

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、評価結果の公表のあり方を中間見直しの対象としているのは 29.0%である。

図表 386 区域施策編の中間見直しの対象 ③評価結果の公表のあり方
【団体区分別】



		対 象 と し て い る	対 象 と し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	36	29	59	124
	都道府県	6	2	5	13
	政令指定都市	1	0	5	6
	中核市	6	8	4	18
	施行時特例市	1	2	4	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	3	17	29
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11	12	18	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
	人口1万人未満の市町村	1	1	3	5
比率	全体(N=124)	29.0	23.4	47.6	
	都道府県(N=13)	46.2	15.4	38.5	
	政令指定都市(N=6)	16.7	0.0	83.3	
	中核市(N=18)	33.3	44.4	22.2	
	施行時特例市(N=7)	14.3	28.6	57.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=29)	31.0	10.3	58.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	26.8	29.3	43.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	

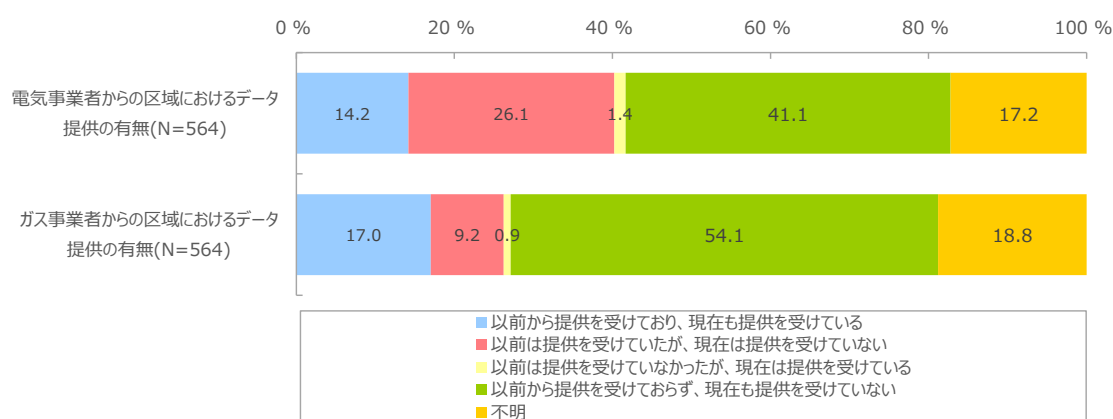
（９）エネルギー事業者からのデータ提供

１） エネルギー事業者からの区域におけるデータ提供の有無

区域施策編を策定済みの団体における、電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無については、「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」（41.1%）が最も多く、「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」（26.1%）、「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」（14.2%）と続く。

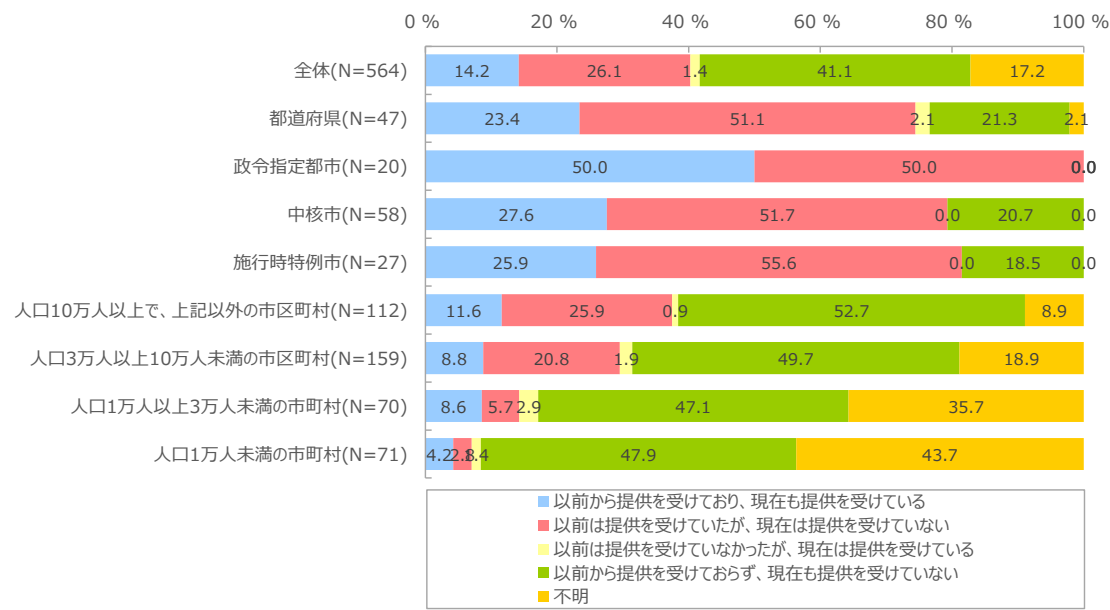
また、ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無については、「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」（54.1%）が最も多く、「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」（17.0%）、「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」（9.2%）と続く。

図表 387 電気事業者・ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無



電気事業者からのデータ提供の有無について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」が最も多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」が最も多い。

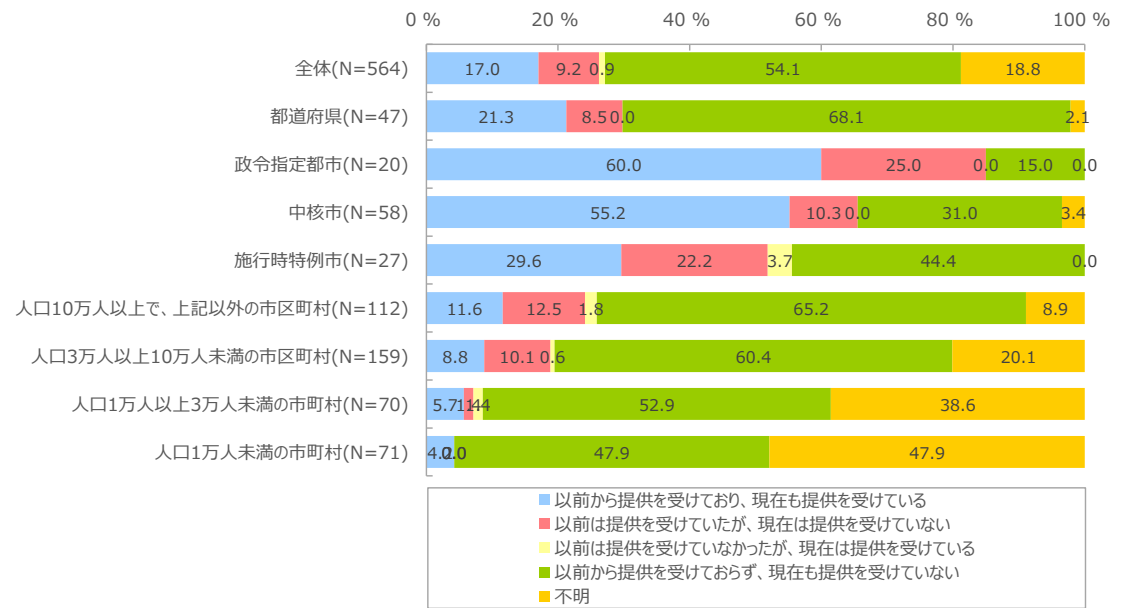
図表 388 電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無
【団体区分別】



		以前から提供を受けている	以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない	以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている	以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない	不明	合計
全体	全体	80	147	8	232	97	564
	都道府県	11	24	1	10	1	47
	政令指定都市	10	10	0	0	0	20
	中核市	16	30	0	12	0	58
	施行時特例市	7	15	0	5	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	29	1	59	10	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	33	3	79	30	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	4	2	33	25	70
	人口1万人未満の市町村	3	2	1	34	31	71
比率	全体(N=564)	14.2	26.1	1.4	41.1	17.2	
	都道府県(N=47)	23.4	51.1	2.1	21.3	2.1	
	政令指定都市(N=20)	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	27.6	51.7	0.0	20.7	0.0	
	施行時特例市(N=27)	25.9	55.6	0.0	18.5	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	11.6	25.9	0.9	52.7	8.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	8.8	20.8	1.9	49.7	18.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	8.6	5.7	2.9	47.1	35.7	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	4.2	2.8	1.4	47.9	43.7	

ガス事業者からのデータ提供の有無について、地方公共団体の区分別に見ると、大規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」が最も多く、都道府県や小規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」が最も多い。

図表 389 ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無
【団体区分別】



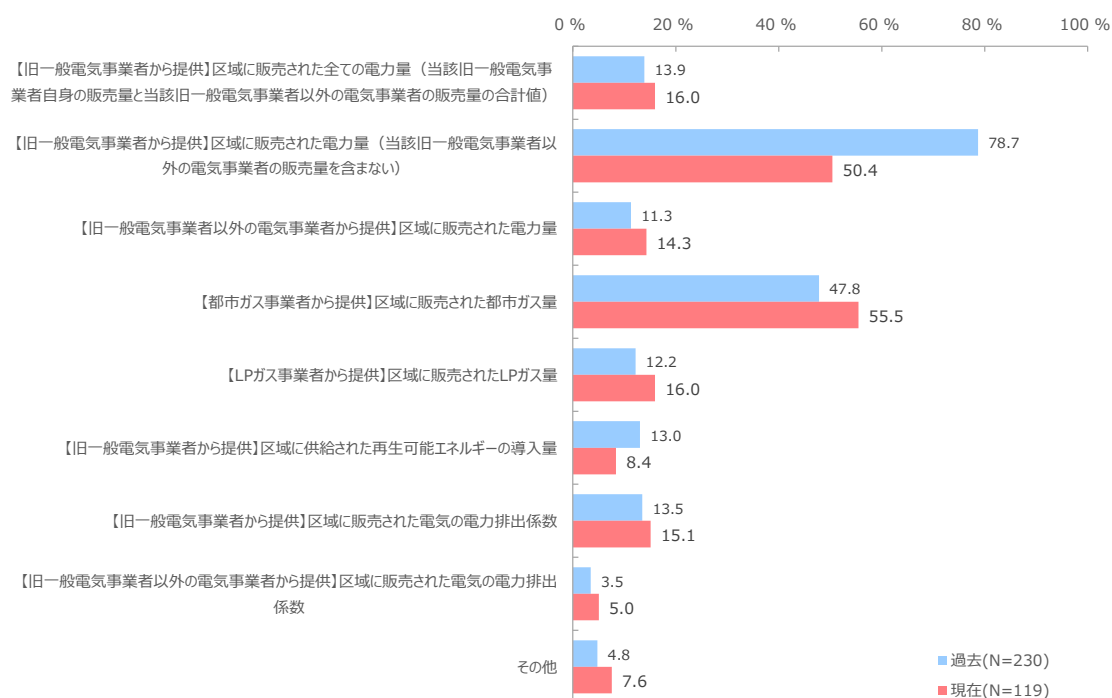
		以前から提供を受けている	以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない	以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている	以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない	不明	合計
全体	全体	96	52	5	305	106	564
	都道府県	10	4	0	32	1	47
	政令指定都市	12	5	0	3	0	20
	中核市	32	6	0	18	2	58
	施行時特例市	8	6	1	12	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	14	2	73	10	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	16	1	96	32	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	1	1	37	27	70
	人口1万人未満の市町村	3	0	0	34	34	71
比率	全体(N=564)	17.0	9.2	0.9	54.1	18.8	
	都道府県(N=47)	21.3	8.5	0.0	68.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	60.0	25.0	0.0	15.0	0.0	
	中核市(N=58)	55.2	10.3	0.0	31.0	3.4	
	施行時特例市(N=27)	29.6	22.2	3.7	44.4	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	11.6	12.5	1.8	65.2	8.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	8.8	10.1	0.6	60.4	20.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	5.7	1.4	1.4	52.9	38.6	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	4.2	0.0	0.0	47.9	47.9	

2) <過去／現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲

以前、エネルギーデータの提供を受けていたと回答した団体におけるエネルギーデータの提供者・対象範囲は、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）」の提供を受けていた団体（78.7%）が最も多く、次いで、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けていた団体（47.8%）が多い。

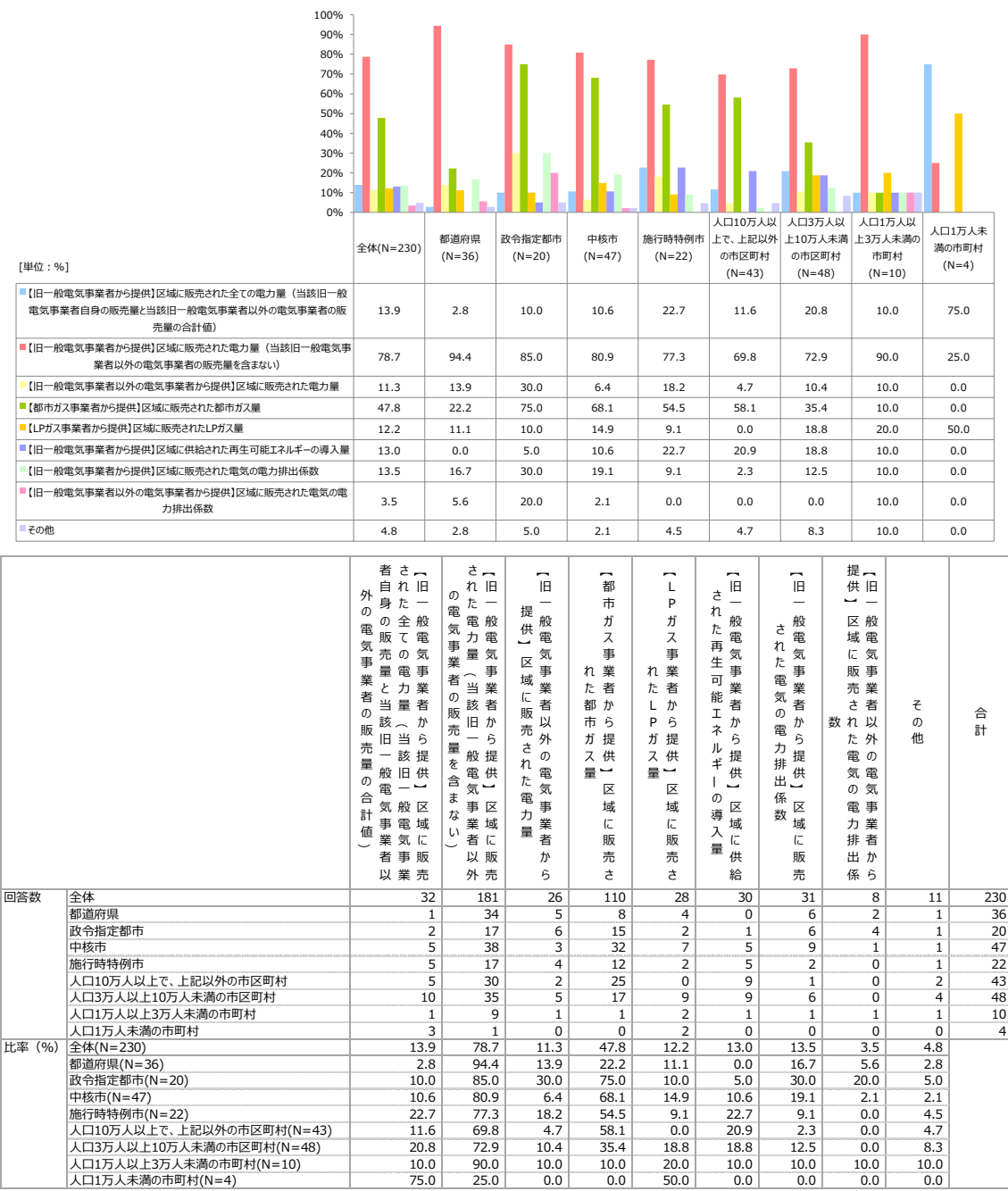
また、現在、エネルギーデータの提供を受けていると回答した団体におけるエネルギーデータの提供者・対象範囲は、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けている団体（55.5%）が最も多く、次いで、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）」の提供を受けている団体（50.4%）が多い。

図表 390 <過去／現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲

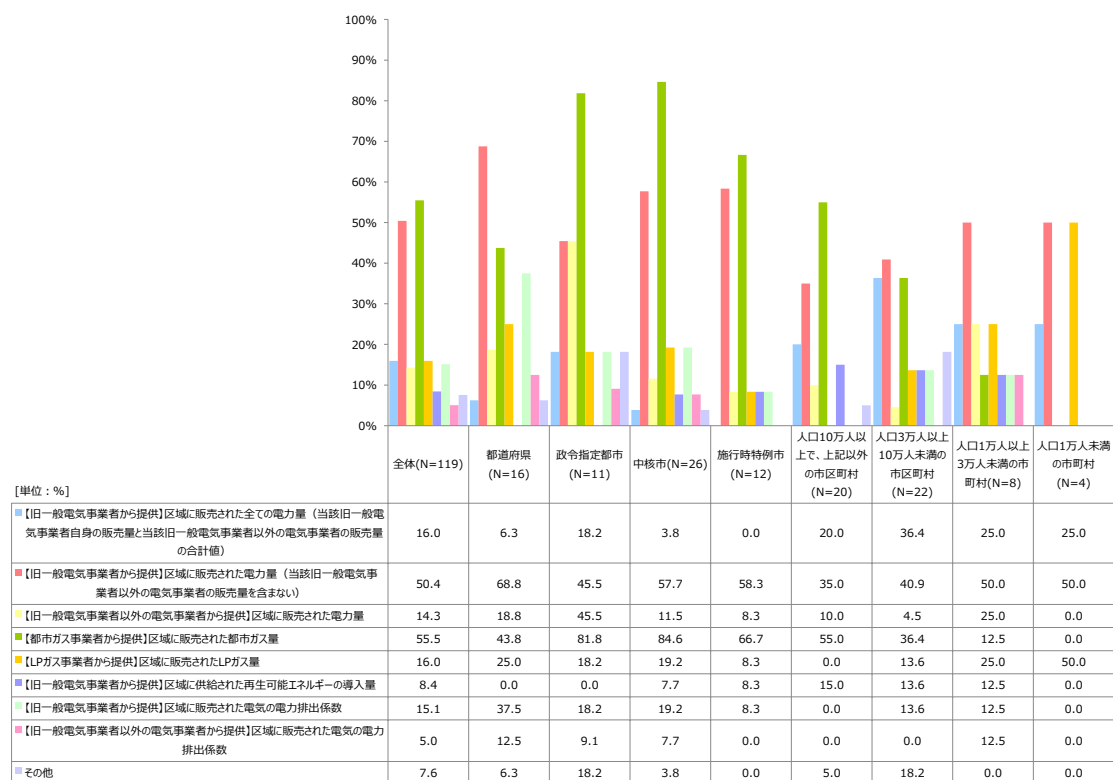


地方公共団体の区分別に、過去と現在のエネルギーデータの提供状況を比較すると、ほぼすべての区分で、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量」の提供を受けている団体の割合が低下している。一方、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けている団体の割合は都道府県、中核市、施行時特例市等で上昇傾向にある。

図表 391 <過去>エネルギーデータの提供者及び対象範囲
【団体区分別】



図表 392 <現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲
【団体区別】



		（旧一般電気事業者から提供）区域に販売された電気の電力排出係数	（旧一般電気事業者から提供）区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	（ＬＰガス事業者から提供）区域に販売されたＬＰガス量	（都市ガス事業者から提供）区域に販売された都市ガス量	（旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供）区域に販売された電力量	（旧一般電気事業者から提供）区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	（旧一般電気事業者から提供）区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	その他	合計	
回答数	全体	19	60	17	66	19	10	18	6	9	119
	都道府県	1	11	3	7	4	0	6	2	1	16
	政令指定都市	2	5	5	9	2	0	2	1	2	11
	中核市	1	15	3	22	5	2	5	2	1	26
	施行時特例市	0	7	1	8	1	1	1	0	0	12
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	7	2	11	0	3	0	0	1	20
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	9	1	8	3	3	3	0	4	22
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	4	2	1	2	1	1	1	0	8
	人口1万人未満の市町村	1	2	0	0	2	0	0	0	0	4
比率（％）	全体(N=119)	16.0	50.4	14.3	55.5	16.0	8.4	15.1	5.0	7.6	
	都道府県(N=16)	6.3	68.8	18.8	43.8	25.0	0.0	37.5	12.5	6.3	
	政令指定都市(N=11)	18.2	45.5	45.5	81.8	18.2	0.0	18.2	9.1	18.2	
	中核市(N=26)	3.8	57.7	11.5	84.6	19.2	7.7	19.2	7.7	3.8	
	施行時特例市(N=12)	0.0	58.3	8.3	66.7	8.3	8.3	8.3	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=20)	20.0	35.0	10.0	55.0	0.0	15.0	0.0	0.0	5.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=22)	36.4	40.9	4.5	36.4	13.6	13.6	13.6	0.0	18.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	50.0	25.0	12.5	25.0	12.5	12.5	12.5	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=4)	25.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

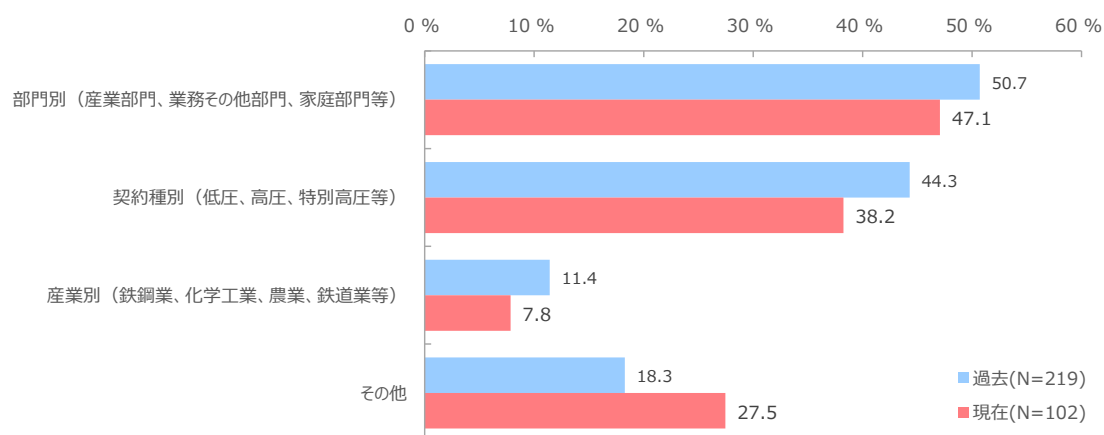
3) <過去／現在>提供を受けている電力量の区分

以前、旧一般電気事業者から電力量データの提供を受けていた団体において、その電力量の区分は、「部門別(産業部門、業務その他部門、家庭部門等)」(50.7%)が最も多く、次いで「契約種別(低圧、高圧、特別高圧等)」(44.3%)が多い。

現在、旧一般電気事業者から電力量データの提供を受けている団体において、その電力量の区分は、「部門別(産業部門、業務その他部門、家庭部門等)」(47.1%)が最も多く、次いで「契約種別(低圧、高圧、特別高圧等)」(38.2%)が多い。

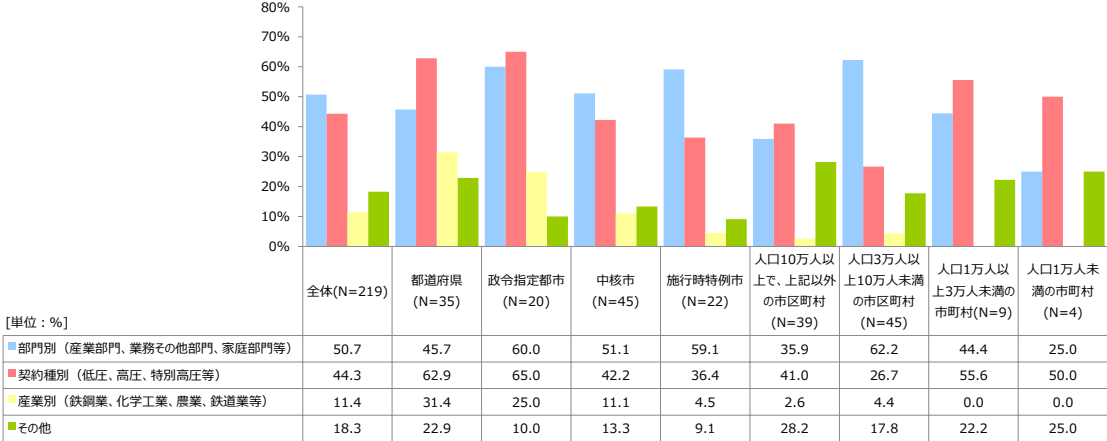
過去と現在を比べると、「部門別」「契約種別」「産業別」の割合はすべて低下している。

図表 393 <過去／現在>提供を受けている電力量の区分



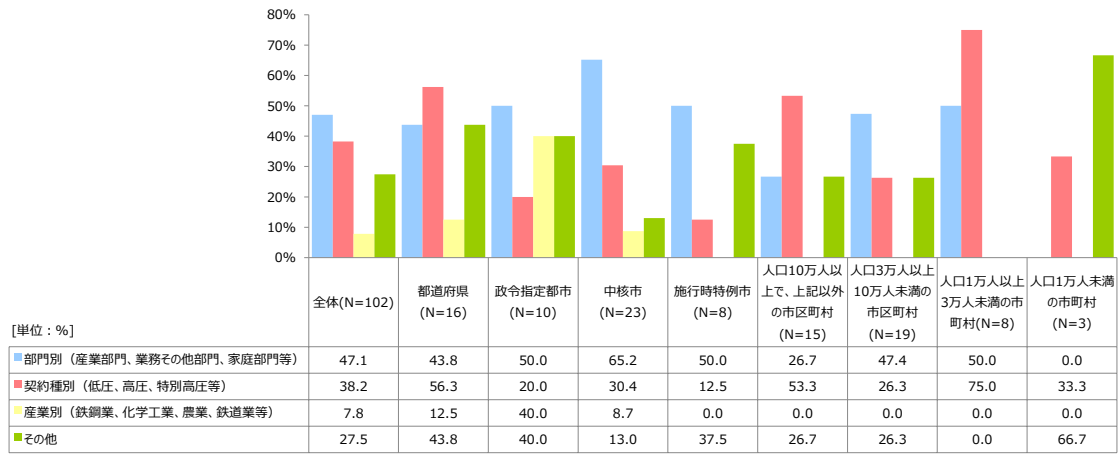
地方公共団体の区分別に、提供を受けている電力量の区分について、過去と現在を比較すると、ほぼすべての区分で、「契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）」の割合が低下している。

図表 394 <過去>提供を受けていた電力量の区分
【団体区分別】



		部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）	契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）	産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）	その他	合計
回答数	全体	111	97	25	40	219
	都道府県	16	22	11	8	35
	政令指定都市	12	13	5	2	20
	中核市	23	19	5	6	45
	施行時特例市	13	8	1	2	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	16	1	11	39
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	28	12	2	8	45
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	5	0	2	9
	人口1万人未満の市町村	1	2	0	1	4
比率（%）	全体(N=219)	50.7	44.3	11.4	18.3	
	都道府県(N=35)	45.7	62.9	31.4	22.9	
	政令指定都市(N=20)	60.0	65.0	25.0	10.0	
	中核市(N=45)	51.1	42.2	11.1	13.3	
	施行時特例市(N=22)	59.1	36.4	4.5	9.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=39)	35.9	41.0	2.6	28.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=45)	62.2	26.7	4.4	17.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	44.4	55.6	0.0	22.2	
	人口1万人未満の市町村(N=4)	25.0	50.0	0.0	25.0	

図表 395 <現在>提供を受けている電力量の区分
【団体区分別】

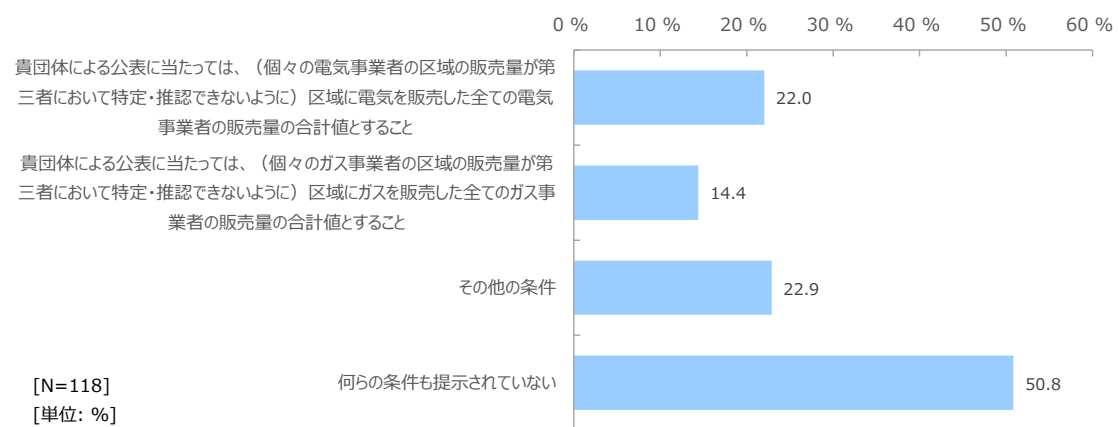


		部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）	契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）	産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）	その他	合計
回答数	全体	48	39	8	28	102
	都道府県	7	9	2	7	16
	政令指定都市	5	2	4	4	10
	中核市	15	7	2	3	23
	施行時特例市	4	1	0	3	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	8	0	4	15
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	5	0	5	19
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	6	0	0	8
	人口1万人未満の市町村	0	1	0	2	3
比率（％）	全体(N=102)	47.1	38.2	7.8	27.5	
	都道府県(N=16)	43.8	56.3	12.5	43.8	
	政令指定都市(N=10)	50.0	20.0	40.0	40.0	
	中核市(N=23)	65.2	30.4	8.7	13.0	
	施行時特例市(N=8)	50.0	12.5	0.0	37.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=15)	26.7	53.3	0.0	26.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=19)	47.4	26.3	0.0	26.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	50.0	75.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	33.3	0.0	66.7	

4) 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件

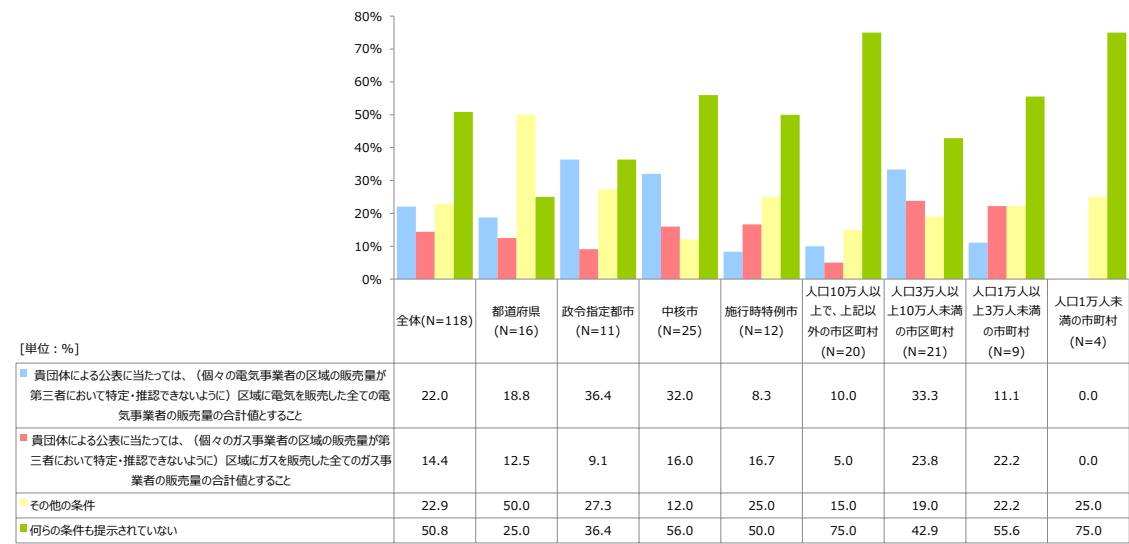
現在、エネルギーデータの提供を受けていると回答した団体において、そのデータの公表について電気事業者・ガス事業者から提示された条件としては、「何らの条件も提示されていない。」(50.6%)が最も高く、「区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること」(22.0%)、「区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること」(14.4%)と続く。

図表 396 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件



地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村（特別区含む。）ほど、条件を提示されていない団体の割合が高い傾向がある。

図表 397 提供されたデータの公表について、
電気事業者・ガス事業者から提示された条件【団体区分別】



		貴団体による公表に当たっては、（個々の電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように）区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること	貴団体による公表に当たっては、（個々のガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように）区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること	その他の条件	何らの条件も提示されていない	合計
回答数	全体	26	17	27	60	118
	都道府県	3	2	8	4	16
	政令指定都市	4	1	3	4	11
	中核市	8	4	3	14	25
	施行時特例市	1	2	3	6	12
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	1	3	15	20
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	5	4	9	21
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	2	2	5	9
	人口1万人未満の市町村	0	0	1	3	4
比率（%）	全体(N=118)	22.0	14.4	22.9	50.8	
	都道府県(N=16)	18.8	12.5	50.0	25.0	
	政令指定都市(N=11)	36.4	9.1	27.3	36.4	
	中核市(N=25)	32.0	16.0	12.0	56.0	
	施行時特例市(N=12)	8.3	16.7	25.0	50.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=20)	10.0	5.0	15.0	75.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=21)	33.3	23.8	19.0	42.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	11.1	22.2	22.2	55.6	
	人口1万人未満の市町村(N=4)	0.0	0.0	25.0	75.0	

